
第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画
～ すこやかに 育て 親子を育むまち・横芝光 ～

令和7年3月
横 芝 光 町

はじめに

現在、わが国では少子化に伴う人口減少への対応が大きな課題となっており、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化やライフスタイルの変化、地域のつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者も少なくありません。

このような現状に対応すべく、国では、子ども・子育て支援法の制定により地域の実情に応じた子ども・子育て支援を図っています。

少子化は社会的な影響だけでなく、子どもたちへの直接的な影響が懸念されており、当町においても、未来を担う大切な課題です。また、子育てにおける多種多様なニーズに対応するためには地域全体での子どもと子育て世帯を支える取組が不可欠です。

こうしたなか、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「横芝光町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期横芝光町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援事業を進めてまいりました。この第2期計画が令和6年度までを計画期間としているため、このたび、さらなる子育て環境の充実を図るべく、「第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画では、第2期計画の「すこやかに 育て 親子を育むまち・横芝光」という基本理念を継承しながら、令和7年度から5か年にわたり子ども・子育て支援事業を推進していくこととしています。子どもや子育て世帯の方が誰ひとりとして取り残されることなく、安心して暮らし、子育てできる環境を整備するため、関係機関や地域全体と連携しながら「こどもまんなか社会」の実現と子どもたちの笑顔や活気があふれる横芝光町を目指してまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました横芝光町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力をいただきました皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

横芝光町長 **佐藤 晴彦**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
5 計画の対象	4
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状	5
1 横芝光町の地域特性	5
2 人口と世帯の状況	6
3 婚姻・出産等の状況	10
4 就業の状況	13
5 教育・保育事業の状況	15
6 アンケート調査	18
7 本町の現状からみる課題	45
8 第2期計画の評価	47
第3章 計画の基本的な考え方	49
1 計画の基本理念	49
2 基本課題と基本目標	50
3 施策体系	51
第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	52
1 教育・保育提供区域	52
2 児童数の見込み	53
3 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保【基本課題1】	54
4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保【基本課題2】	56
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	67
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	67
7 幼保小連携の推進に関する体制の確保	67
第5章 子育て支援施策の展開	68
1 子ども～子ども自らの成長を支援するまちづくり～【基本目標1】	68
2 親～安心して産み、楽しく子育てできるまちづくり～【基本目標2】	80
3 地域～子どもや保護者の笑顔あふれるまちづくり～【基本目標3】	90
第6章 計画の推進体制	93
1 計画の推進に向けて	93
2 情報提供・周知の方法	93
3 計画の評価・検証	93
資料編	94
1 計画策定の経過	94
2 横芝光町子ども・子育て会議条例	95
3 子ども・子育て会議委員名簿	97

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

現在、全国的に核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、子育てに関する費用の高騰、出生数の減少など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化へ対処するための「少子化社会対策基本法」や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産に希望が持てる環境の整備など、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法^{※1}」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正、さらに令和4年には「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」の成立、令和5年には「こども大綱」「こども未来戦略」の閣議決定など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

本町では、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「横芝光町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらに、令和2年3月に「第2期横芝光町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を計画的・総合的に推進してきました。

こうした流れを踏まえ、本町では、第2期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

※1 子ども・子育て関連3法：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

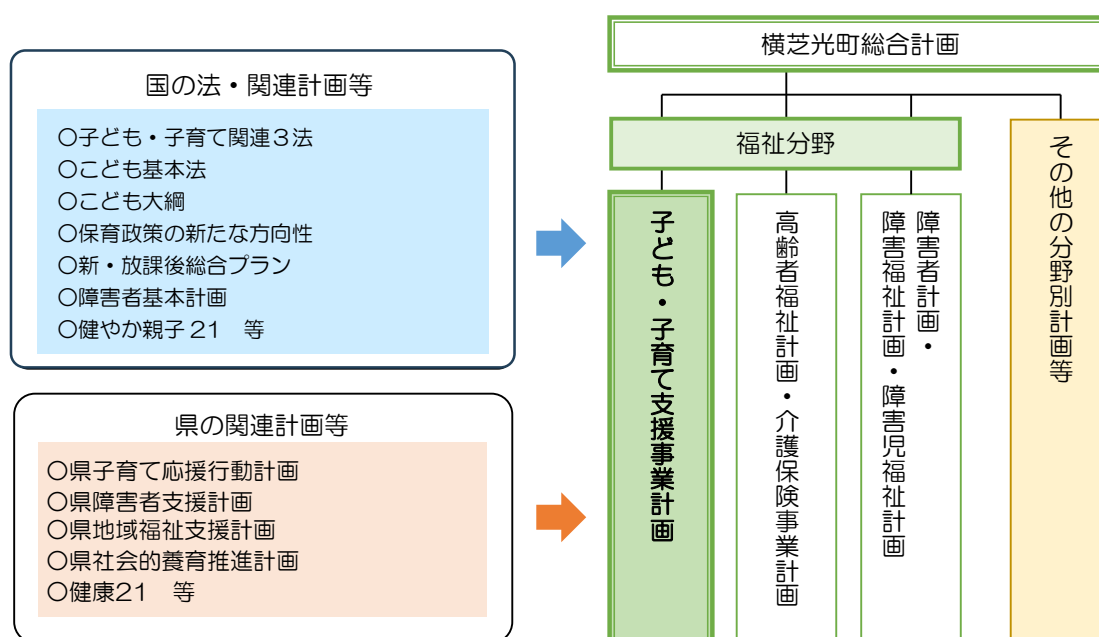
次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、時限立法だったところ延長され令和7年3月までとなっていました。次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、再度延長され令和17年3月までとなっています。本町では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「地域行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置づけます。

(3) 本町の関連計画に配慮した計画

本計画は、上位計画である「横芝光町総合計画」及びその他の関連計画、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

また、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。さらに、居住者獲得に向けて令和4年1月に策定した「空港機能強化を踏まえた新たな居住者獲得に向けた調査検討業務報告書」との整合を図ります。

《関連計画等との関係図》



(4) SDGs 推進に向けた取組

横芝光町総合計画後期基本計画では、SDGs の考え方を取り入れつつ、誰もが安心して、いつまでも住み続けたいと思えるような町を実現できるよう、各種事業に取り組むこととしています。第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画に関連する部分としては、「1 自分らしく生き生きと暮らせるまち」「2 豊かな心と郷土愛を育むまち」が該当します。

SDGs の17のゴールのうち、「1 自分らしく生き生きと暮らせるまち」では①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう、⑥安全な水とトイレを世界中に、⑧働きがいも経済成長も、⑩人や国の不平等をなくそう、⑪住み続けられるまちづくりを、⑯平和と公正をすべての人に、⑰パートナーシップで目標を達成しよう を掲げています。また、「2 豊かな心と郷土愛を育むまち」では③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう、⑧働きがいも経済成長も、⑨産業と技術革新の基盤をつくろう、⑩人や国の不平等をなくそう、⑪住み続けられるまちづくりを、⑯平和と公正をすべての人に、⑰パートナーシップで目標を達成しよう を掲げています。

なお、SDGs は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発目標の略称です。国連加盟国193か国が2030年までに達成する目標として掲げたもので、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

 1 貧困をなくそう	世界中の、あらゆる形の貧困を終わらせる。	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	価格が安くて、安定して発電でき、持続可能で近代的なエネルギーをすべての人が使えるようにする。	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動や、それによる影響を止めるために、すぐに行動を起こす。
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業を進める。	 8 働きがいも経済成長も	自然資源が守られ、みんなが参加できる経済成長を進め、すべての人が働きがいのある人間らしい仕事をできるようにする。	 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海や海の資源を守り、持続可能な方法で使用する。
 3 すべての人に健康と福祉を	何歳であっても、健康で、安心して満ちに暮らせるようにする。	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な経済発展を進め、新しい技術を生み出しやすくする。	 15 陸の豊かさも守ろう	陸の生態系を守り、再生し、持続可能な方法で利用する。生物多様性が失われることを防ぐ。
 4 質の高い教育をみんなに	誰もが平等に質の高い教育を受けられるようにし、誰もが生涯にわたってあらゆる機会に学習できるようにする。	 10 人や国の不平等をなくそう	国と国の間にある不平等や、国の中での不平等を減らす。	 16 平和と公正をすべての人に	平和でみんなが参加でき、地域・国・世界のどのレベルにおいても、すべての人が平等に扱われ、必要な説明がなされる制度をつくる。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	すべての人が性を理由に差別されないようにし、すべての女性や女の子に力を与える。	 11 住み続けられるまちづくりを	まちや人々が住んでいるところを、誰もが受け入れられ、安全で、災害に強く持続可能な場所にする。	 17 パートナーシップで目標を達成しよう	実施手段を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する。
 6 安全な水とトイレを世界中に	水と衛生的な環境をきちんと管理して、誰もが安全な水と衛生的な環境を得られるようにする。	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な方法で生産し、消費する。		

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、住民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

なお、本計画は今後、こども基本法（令和4年法律第77号）やこども大綱に基づく「市町村こども計画」に切り替えて策定します。

《計画の期間》

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
子ども・子育て支援事業計画				第2期子ども・子育て支援事業計画						第3期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

（1）横芝光町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、住民等の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、教育・保育の関係者、子どもの保護者等で組織する「横芝光町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について協議しました。

（2）子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、町内の就学前児童の保護者568件、小学生の保護者635件を対象に、令和6年3月から4月にかけてアンケート調査を実施しました。

（3）パブリックコメント

「横芝光町子ども・子育て会議」で協議された計画案を、令和7年2月20日から3月21日までの30日間にわたり、町のホームページ等で公表し、広く住民の方々から意見を募集しました。

5 計画の対象

本計画は、町のすべての子どもとその家庭、地域や事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成するすべての個人と団体を対象としています。また、本計画では、「子ども」の年齢を18歳未満と規定しますが、計画の対象の中心は、乳幼児期から学童期にいたる12歳以下の児童とします。

第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

1 横芝光町の地域特性

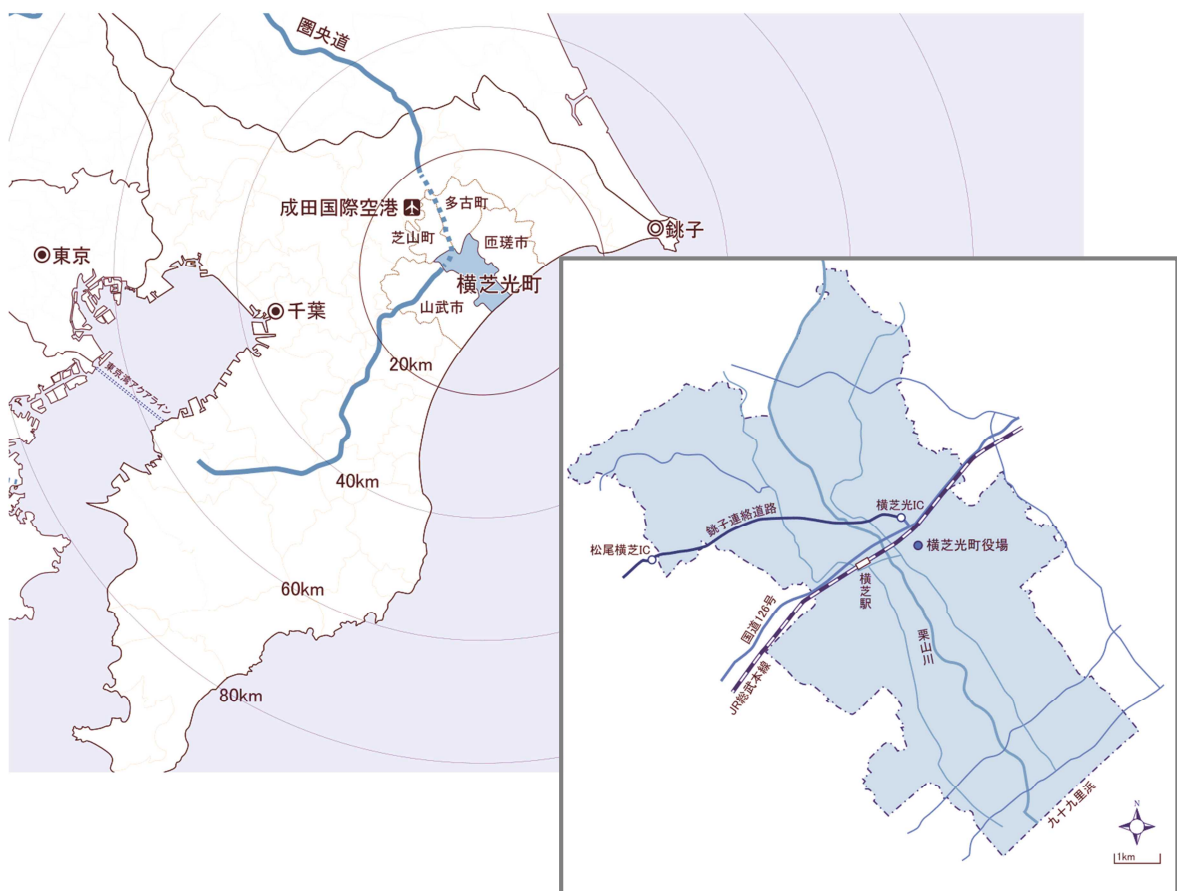
横芝光町は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約 70km、千葉市から約 40km、成田国際空港からは約 20km の距離にあります。

形状は東西約 5km、南北約 14km と南北に細長く、面積は 67.01km²で、北は香取郡多古町と山武郡芝山町、東は匝瑳市、西は山武市に接し、南は白砂青松の続く九十九里浜が広がり、太平洋に面しています。

地勢は、中央部から南部にかけては平坦地が続き、北部は緩やかな丘陵地帯を形成しています。また、かつて上総、下総の国境でもあった、九十九里平野における最大の河川栗山川が、中央部を北から南に向けて流れています。

黒潮の影響を受ける気候は、年平均気温は 15 度、年間降水量は 1,300mm 程度で、夏涼しく冬暖かい海洋性気候となっています。

《町の位置》

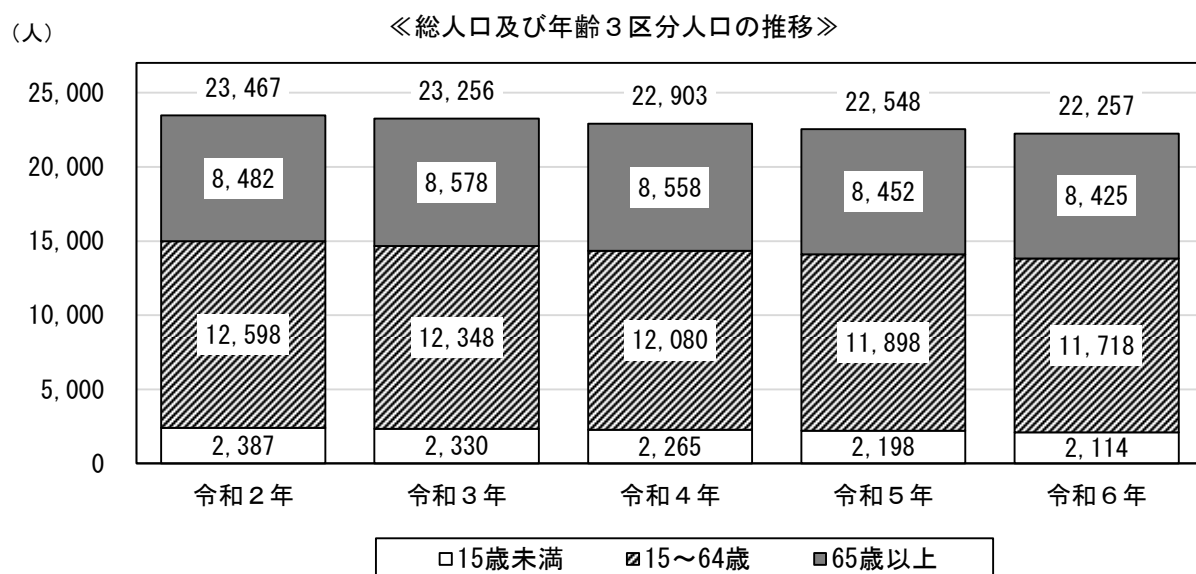


2 人口と世帯の状況

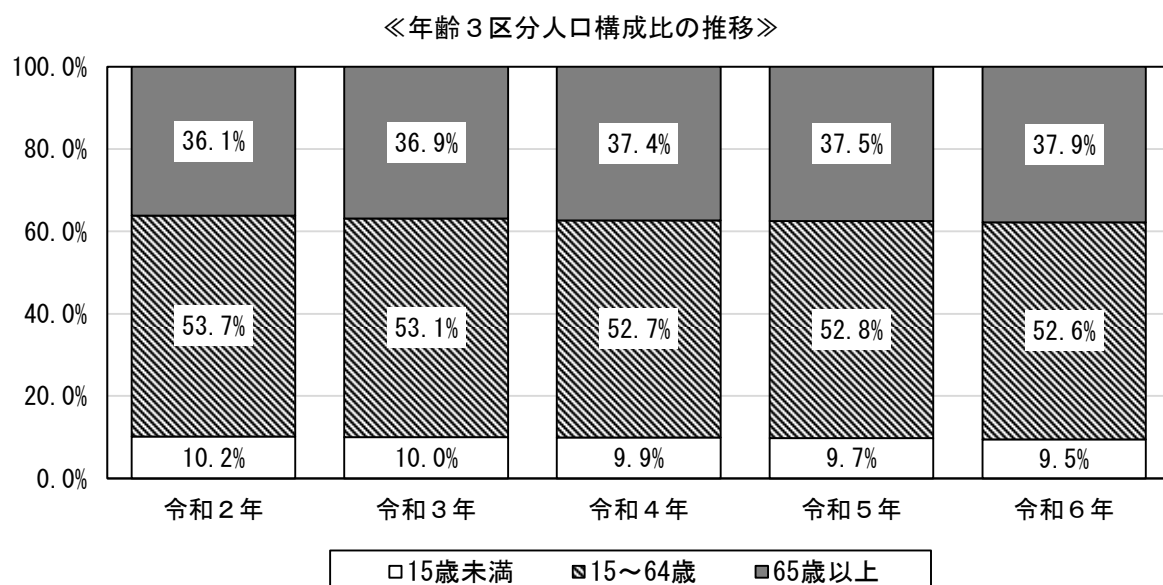
(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本町の人口は、令和6年4月1日現在、22,257人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると、年々減少傾向で推移しており、令和2年から令和6年にかけて1,210人減少しています。

年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口の割合は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口の割合は減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



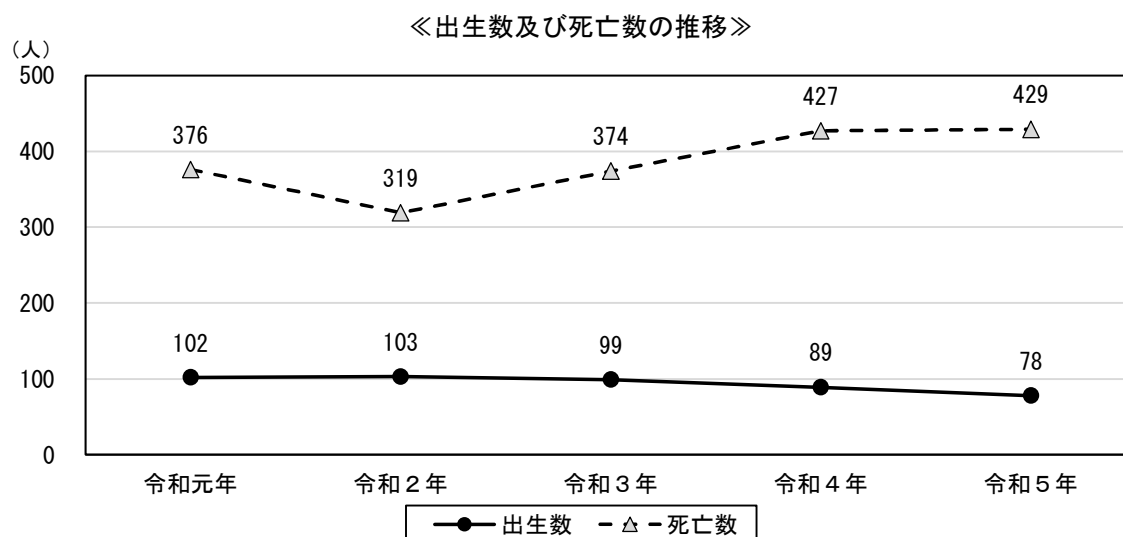
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態※²

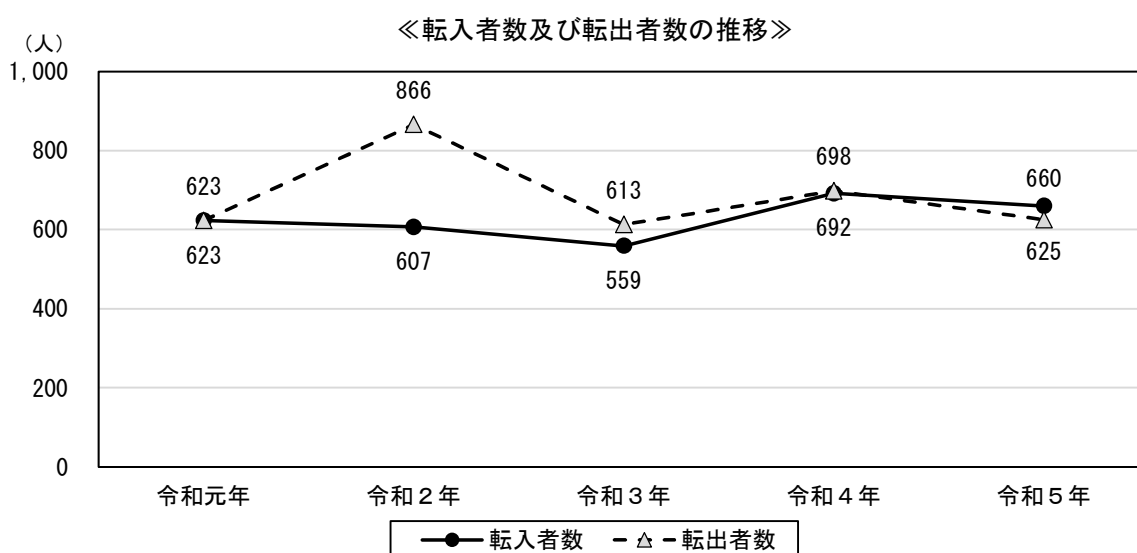
本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回っている自然減の状態にあります。出生数は令和5年に78人となり、過去5年間で最も少なくなっています。



資料：千葉県毎月常駐人口調査報告書（年報）第2表

(3) 社会動態※³

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和2年から令和4年まで、転出者数が転入者数を上回っている社会減の状態にありましたが、令和5年は転出者数625人に対し、転入者数660人の社会増となっています。



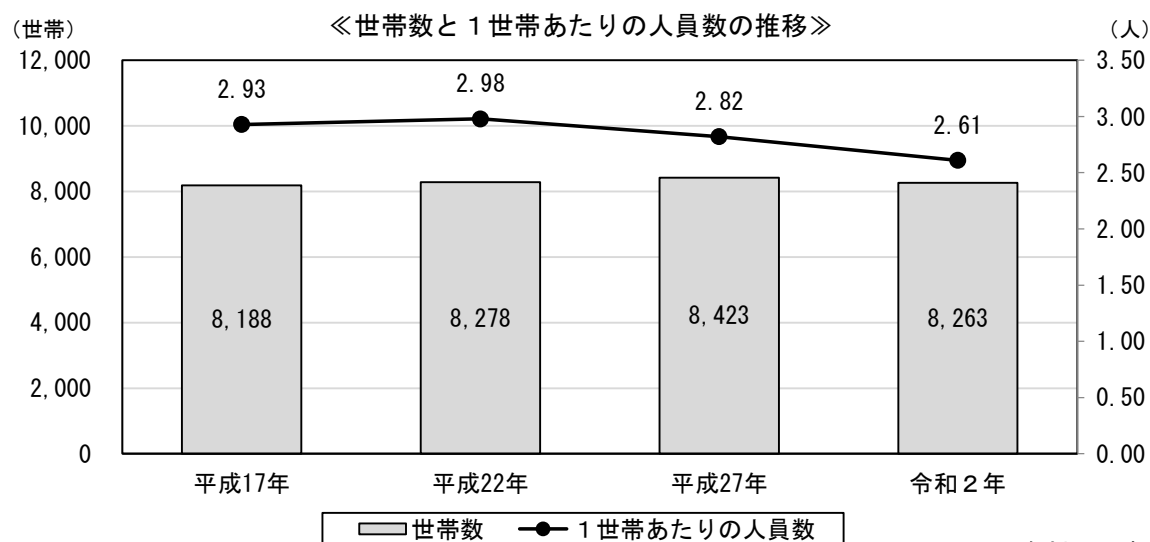
資料：千葉県毎月常駐人口調査報告書（年報）第3表

※2 自然動態：出生・死亡による人口増減のこと。

※3 社会動態：転出入などの社会的条件による人口増減のこと。

(4) 世帯数

本町の世帯数は、おおむね増加傾向で推移しており、令和2年には8,263世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員数はおおむね減少傾向にあり、核家族化が進んでいることがわかります。



(5) 世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯が年々増加しています。

一方、三世代世帯は年々減少しています。

核家族世帯の内訳をみると、ひとり親世帯（男親と子ども及び女親と子ども）が年々増加しており、夫婦のみ世帯は平成27年までは増加傾向で推移していましたが、令和2年は減少しています。また、夫婦と子ども世帯については、減少傾向で推移しています。

《世帯類型による世帯数の推移》

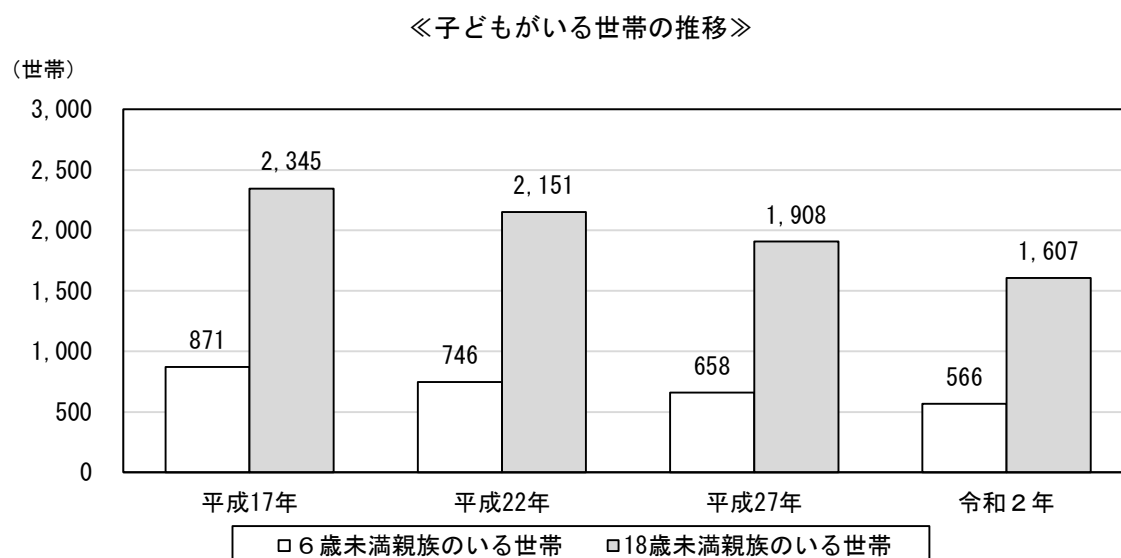
単位：世帯

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	1,408	1,643	1,920	2,111
核家族世帯	4,402	4,475	4,601	4,590
夫婦のみ	1,475	1,552	1,687	1,664
夫婦と子ども	2,174	2,054	2,001	1,941
男親と子ども	131	142	166	187
女親と子ども	622	727	747	798
三世代世帯	1,863	1,568	1,337	1,040
その他の世帯	515	586	565	522
一般世帯数（合計）	8,188	8,272	8,423	8,263

資料：国勢調査（世帯類型不詳を除く）

（６）子どもがいる世帯

本町の子どもがいる世帯について、令和２年の国勢調査では、６歳未満親族のいる世帯は５６６世帯、１８歳未満親族のいる世帯は１,６０７世帯となっており、いずれの世帯も年々減少している状況です。



資料：国勢調査

（７）母子世帯・父子世帯

１８歳未満の子どもがいる世帯の母子世帯及び父子世帯の状況をみると、母子世帯が父子世帯を上回って推移しています。

令和２年では、６歳未満親族のいる母子世帯が１６世帯、父子世帯が１世帯、１８歳未満親族のいる母子世帯が８９世帯、父子世帯が２０世帯となっています。

《母子世帯及び父子世帯の推移》

単位：世帯

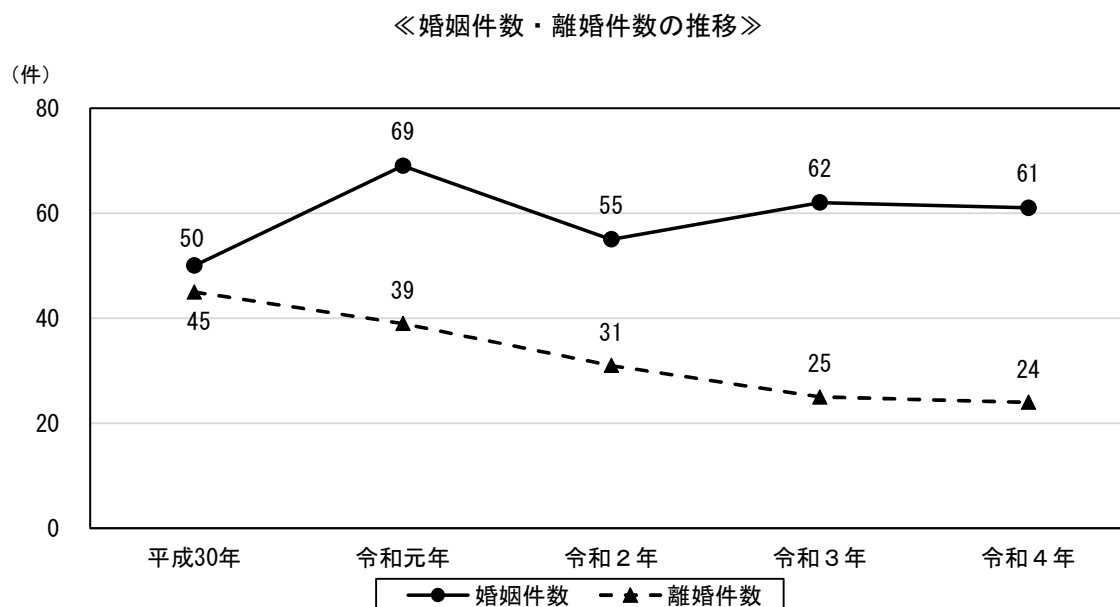
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
母子世帯	6歳未満親族のいる世帯	27	22	16	16
	18歳未満親族のいる世帯	102	118	118	89
父子世帯	6歳未満親族のいる世帯	0	1	4	1
	18歳未満親族のいる世帯	18	14	16	20

資料：国勢調査

3 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

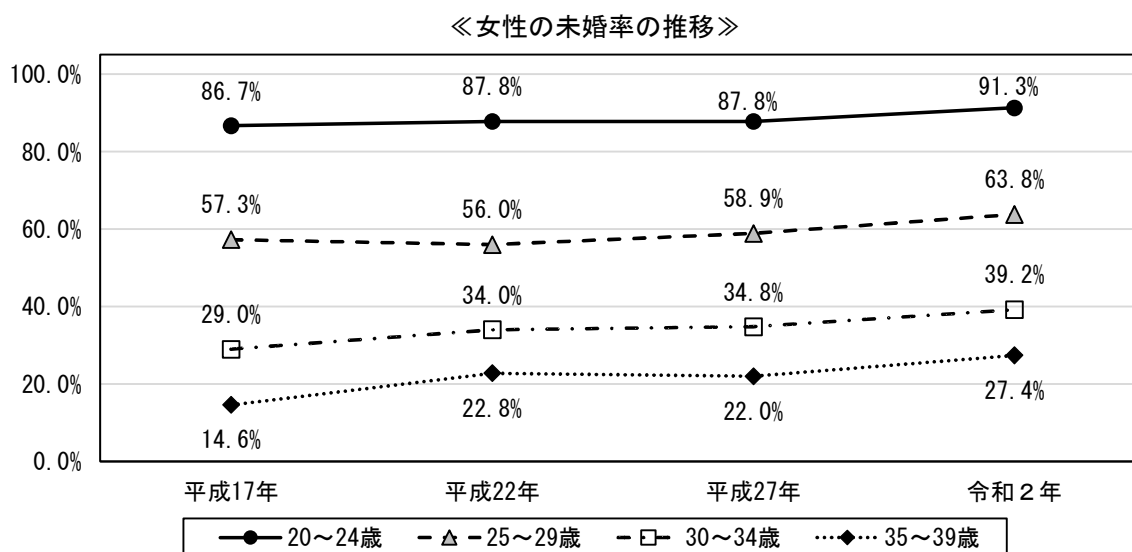
本町の婚姻件数は、60件前後で推移しており、令和4年は61件となっています。
離婚件数は、減少傾向で推移し、令和4年は24件となっています。



資料：千葉県衛生統計年保（人口動態調査）第2－1表

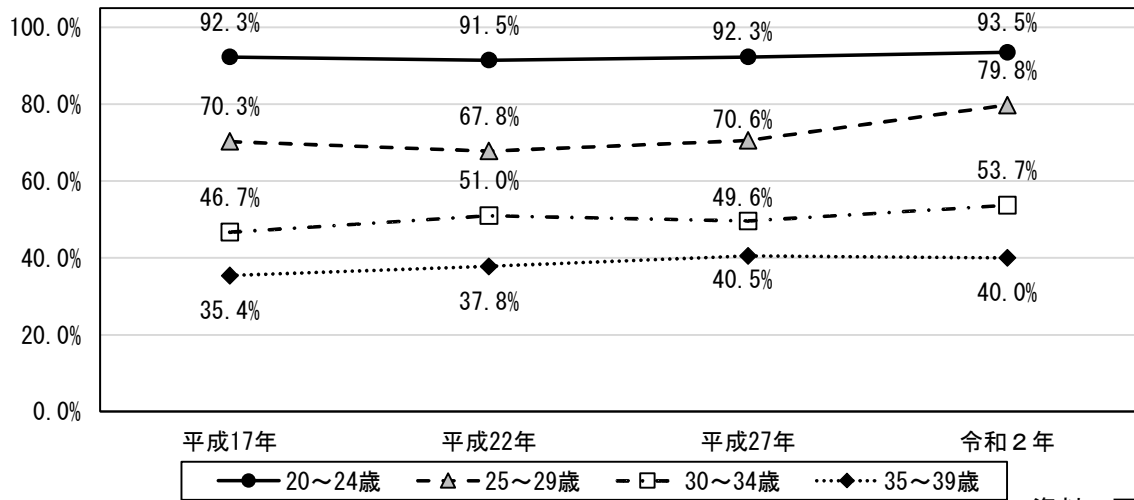
(2) 未婚率

本町の未婚率について、15年前と比較すると全年代で増加している状況です。特に30歳代の女性の増加が著しく、30～34歳が10.2ポイント、35～39歳が12.8ポイント増加しています。



資料：国勢調査

《男性の未婚率の推移》

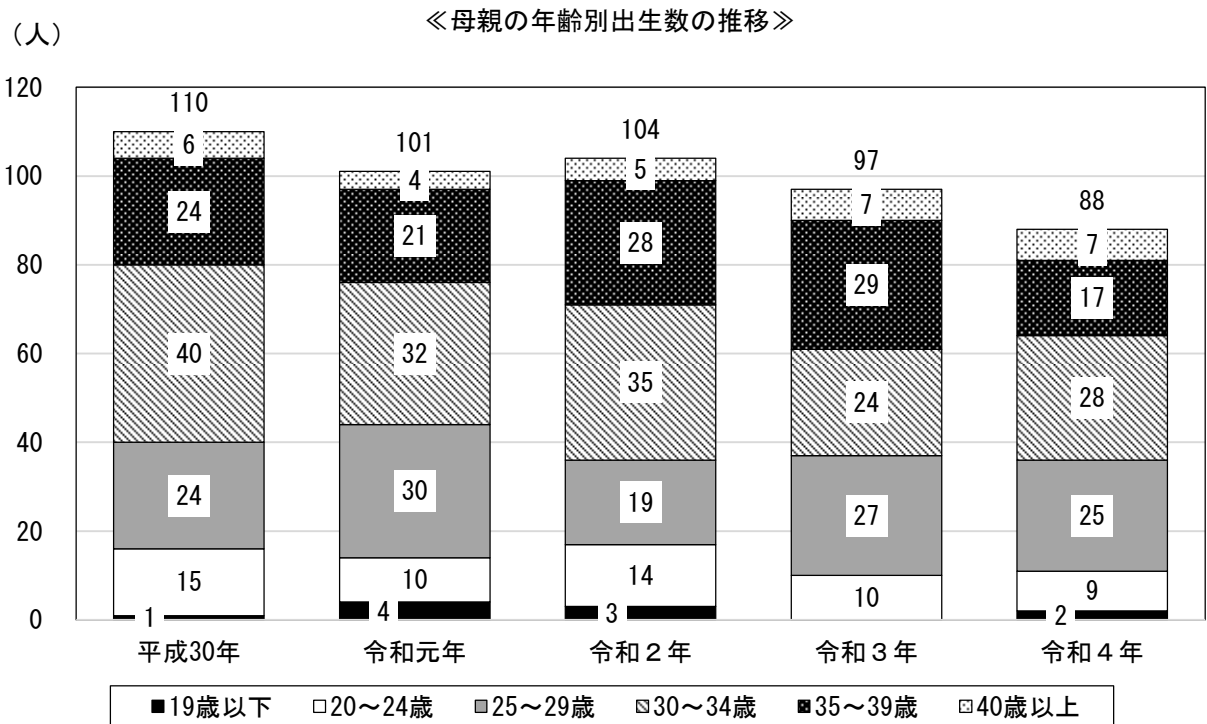


資料：国勢調査

(3) 出生数

本町の出生数は、令和4年では88人となっています。

母親の年齢別に出生数をみると、25～29歳と30～34歳が比較的多くなっています。

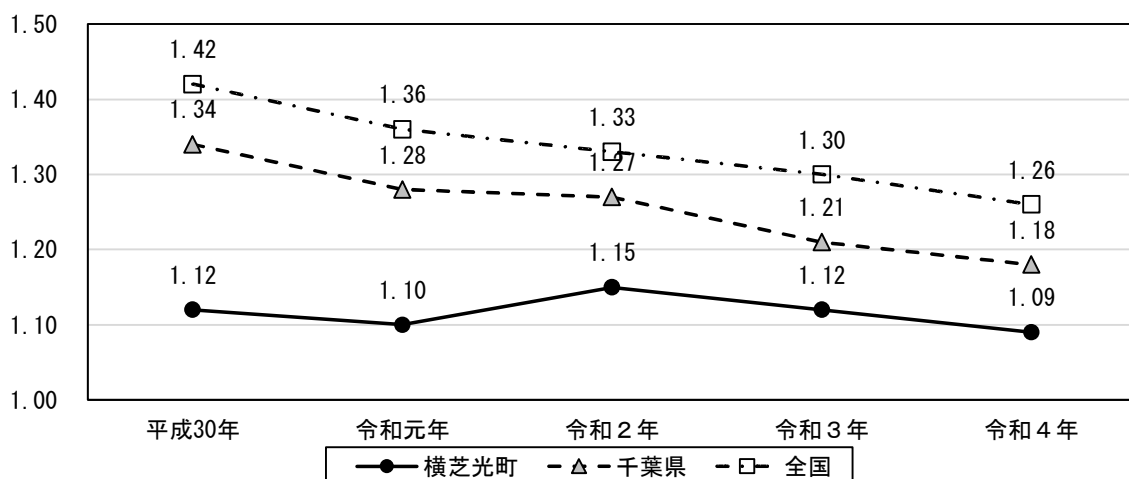


資料：千葉県衛生統計年保（人口動態調査）第5表

(4) 合計特殊出生率※4

本町の合計特殊出生率は、全国及び千葉県の数値を下回る水準で推移しており、令和4年は1.09となっています。

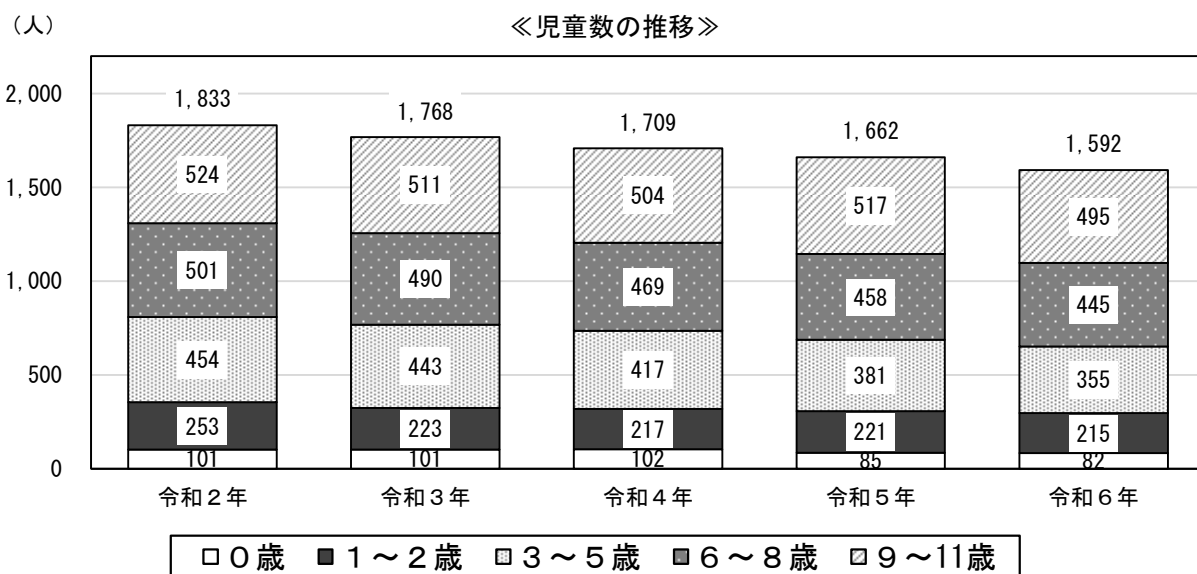
《合計特殊出生率の推移》



資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）第1－2表、第2－1表

(5) 児童数

本町の12歳未満の児童数は、年々減少しており、令和6年4月1日現在で1,592人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※4 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率（5歳階級ごと）を合計したもの。

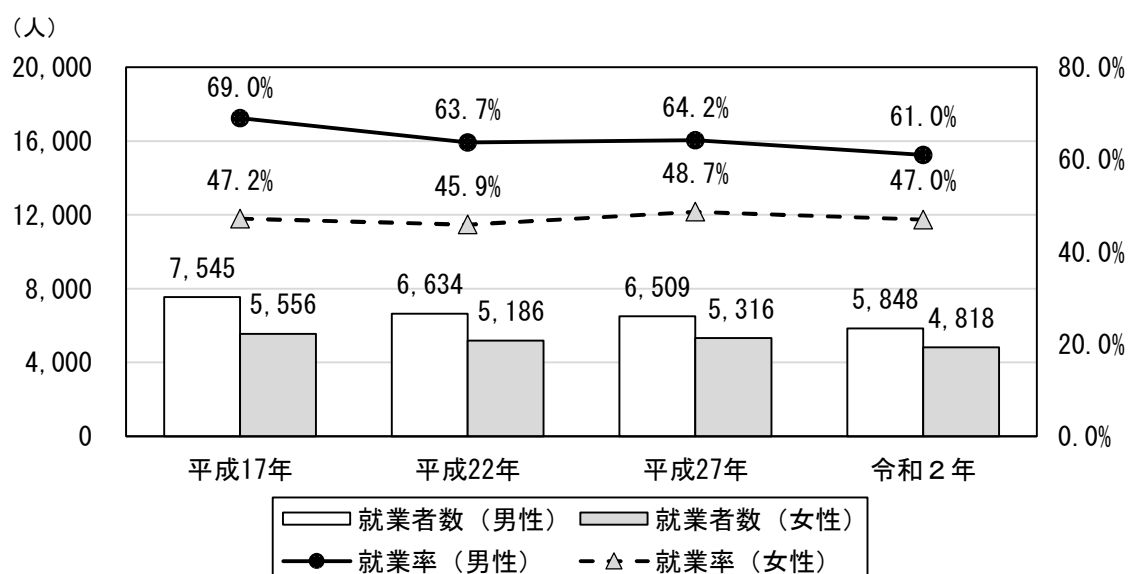
4 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数をみると、男性は減少傾向で推移しており、令和2年は5,848人となっています。女性は平成22年から平成27年にかけて増加しましたが、令和2年は4,818人と減少しています。

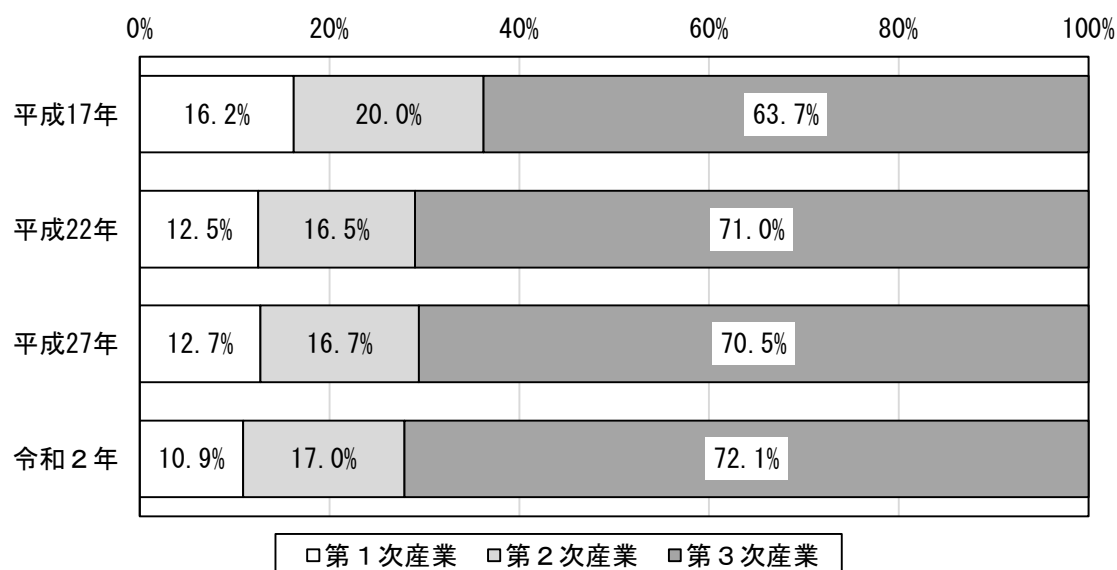
また、就業率では、男女ともに平成22年から平成27年にかけて増加しましたが、令和2年では減少傾向に転じています。

《就業者数及び就業率の推移》



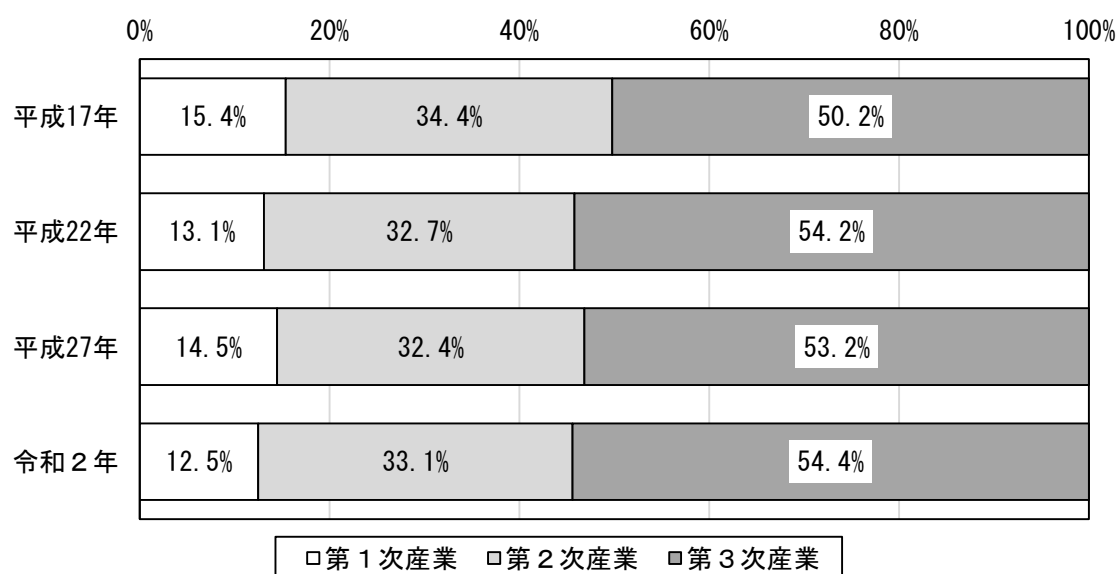
資料：国勢調査

《女性の産業分類別就業者の推移》



資料：国勢調査

《男性の産業分類別就業者の推移》



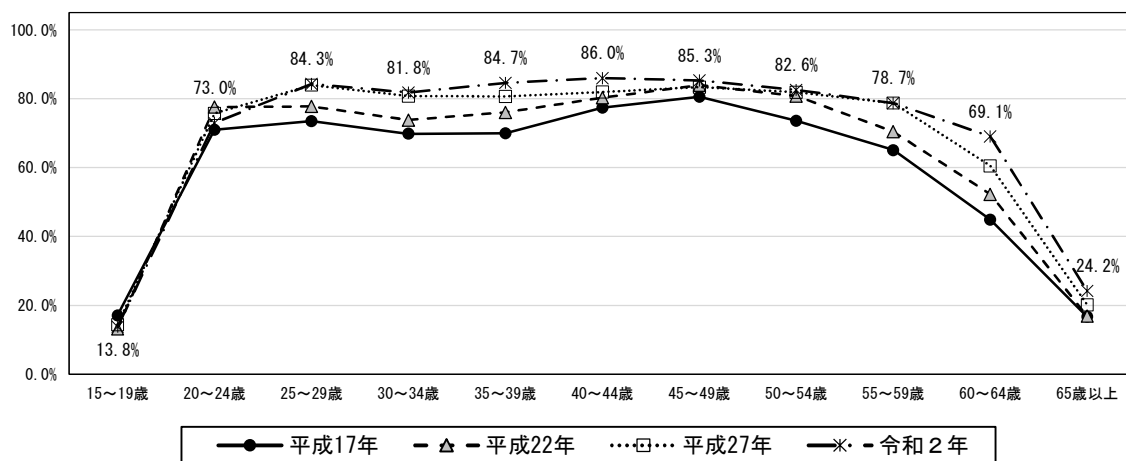
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率※5

年齢別の労働力率では、男性は平成27年から令和2年にかけて、20～24歳、60～64歳の労働力率が特に増加しています。

女性は平成27年から令和2年にかけて、15～19歳、20～24歳の労働力率が減少していますが、そのほかの年代は増加しており、働く女性の割合が増えています。

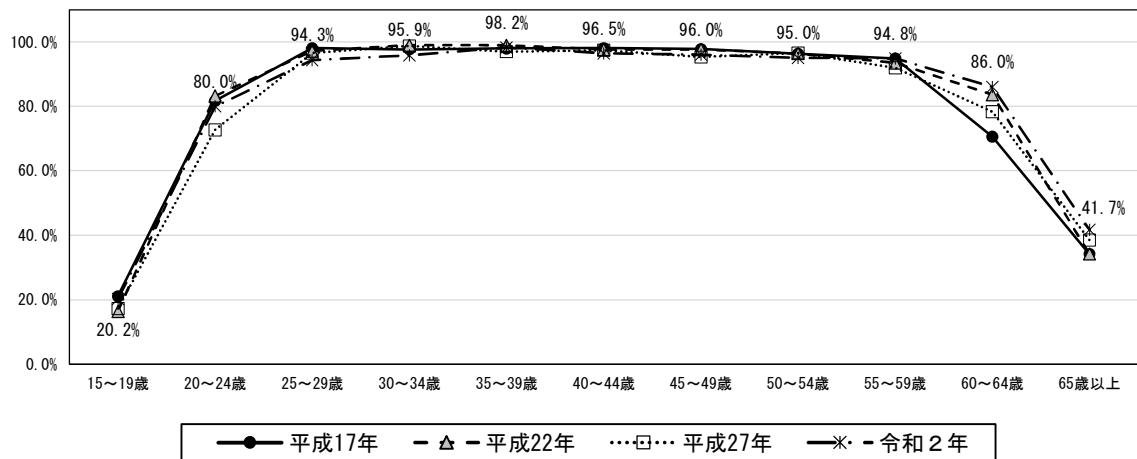
《女性の年齢別労働力率》



資料：国勢調査

※5 労働力率：15歳以上の人口のうち、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割った値のこと。労働力率（％）＝（労働人口/15歳以上人口）×100
平成22年以降は労働力状態「不詳」者を除いて算出。平成17年は労働力状態「不詳」者不明。また、平成17年は旧横芝町と旧光町の合算。

《男性の年齢別労働力率》



資料：国勢調査

5 教育・保育事業の状況

(1) 認可保育所（園）・認定こども園（保育部分）

本町の認可保育所（園）・認定こども園（保育部分）は、令和6年4月1日現在で施設が6か所、利用定員は600人、在所児童数は481人となっています。

《町内の認可保育所（園）・認定こども園（保育部分）の状況》

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（か所）	8	8	7	6	6
利用定員（人）	860	835	760	660	600
在所児童数（人）	584	563	549	503	481
0歳	18	19	17	12	10
1歳	67	62	67	65	62
2歳	97	90	86	81	88
3歳	139	124	104	107	100
4歳	120	142	128	110	111
5歳	143	126	147	128	110

資料：横芝光町（各年4月1日現在）

(2) 認定こども園（幼稚園部分）

本町の認定こども園（幼稚園部分）は、幼稚園型が1か所、幼保連携型が1か所となっています。令和6年4月1日現在で利用定員は65人、在籍児童数は16人となっています。

《町内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の状況》

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（か所）	2	2	2	2	2
認定こども園（幼稚園型）	2	2	2	2	1
認定こども園（幼保連携型）	0	0	0	0	1
利用定員（人）	120	110	95	85	65
在籍児童数（人）	33	34	21	22	16
3歳	9	15	4	7	7
4歳	13	7	12	5	5
5歳	11	12	5	10	4

資料：横芝光町（各年4月1日現在）

(3) 小学校

本町の小学校は、令和6年5月1日現在で学校数が5校、学級数は54クラス、在籍児童数は925人となっています。

《町内の小学校の状況》

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数（か所）	7	5	5	5	5
学級数（クラス）	56	55	56	56	54
在籍児童数（人）	1,018	988	955	961	925
1年生	168	159	136	157	143
2年生	160	168	159	136	155
3年生	172	160	165	158	134
4年生	156	172	164	168	158
5年生	171	157	172	169	166
6年生	191	172	159	173	169

資料：横芝光町（各年5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブ

本町の放課後児童クラブは、平成27年度に2か所整備し、令和6年4月1日現在で設置数が5か所、定員は250人、登録児童数は278人となっています。

登録児童数は定期利用の児童と長期休暇期間のみの児童を合計したものであり、1日あたりの利用児童は定員の範囲内となっています。

《町内の放課後児童クラブの状況》

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
設置数（か所）	5	5	5	5	5
定員（人）	250	250	250	250	250
登録児童数（人）	259	251	239	277	278

資料：横芝光町（各年4月1日現在）

6 アンケート調査

(1) 調査概要

① 調査目的

本調査は、「第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や町の施策に対するご意見・ご要望を計画に反映させるために、就学前のお子さんと小学生のお子さんの保護者の皆様にアンケート調査を実施しました。

② 調査方法

調査目的を踏まえ、国の基本モデル調査票をベースとして、「「就学前児童」保護者用アンケート調査票」及び「「小学生」保護者用アンケート調査票」の2種類の調査票を用いて実施しました。

調査票の配布・回収は、施設への配布及び郵送により実施しました。

③ 調査期間

令和6年3～4月

④ 調査種別と回収結果

調査種別	対象	配布数	回収数	回収率
「就学前児童」保護者用 アンケート調査票	就学前児童保護者	568 票	256 票	45.1%
「小学生」保護者用 アンケート調査票	小学生保護者	635 票	295 票	46.5%

(注)「(2) 調査結果の概要」文中のパーセント表記については、整数処理を行い、小数点以下を四捨五入して表記しています。

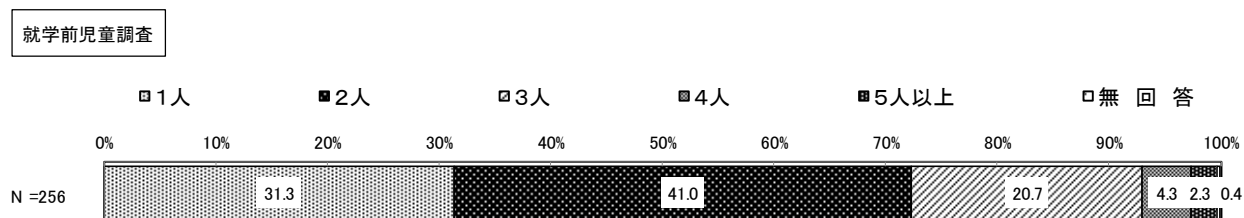
(注)「(2) 調査結果の概要」の SA はシングルアンサーの略で単一回答を意味し、MA はマルチプルアンサーの略で複数回答を意味します。

(2) 調査結果の概要

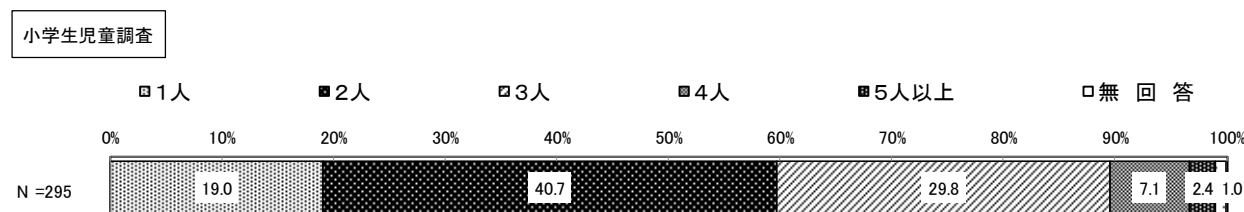
① お子さんご家族の状況について

ア 子どものきょうだいの人数 (SA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「2人」が41%と多く、次いで「1人」が31%、「3人」が21%となっています。

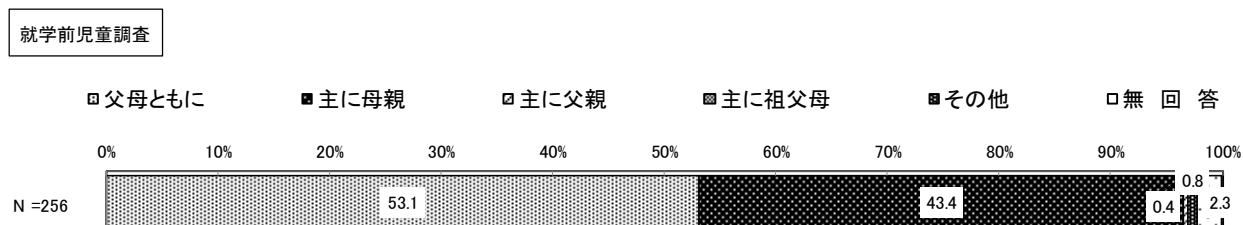


小学生児童調査では、「2人」が41%と多く、次いで「3人」が30%、「1人」が19%となっています。

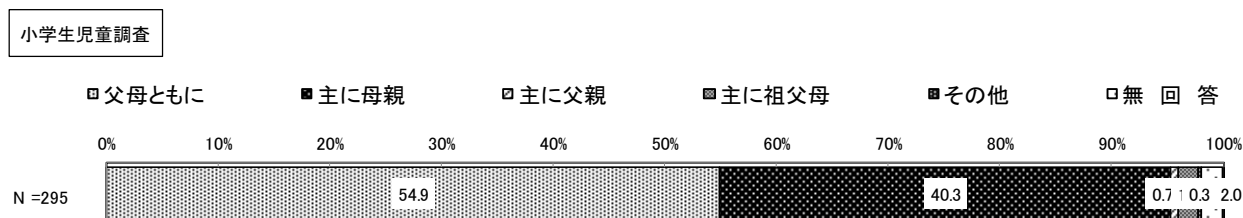


イ 主な育児者 (SA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「父母ともに」が53%と多く、次いで「主に母親」が43%となっています。



小学生児童調査では、「父母ともに」が55%と多く、次いで「主に母親」が40%となっています。



② お子さんの教育・保育の利用状況について

ア 教育・保育事業の利用状況（SA）（就学前児童調査 独自設問）

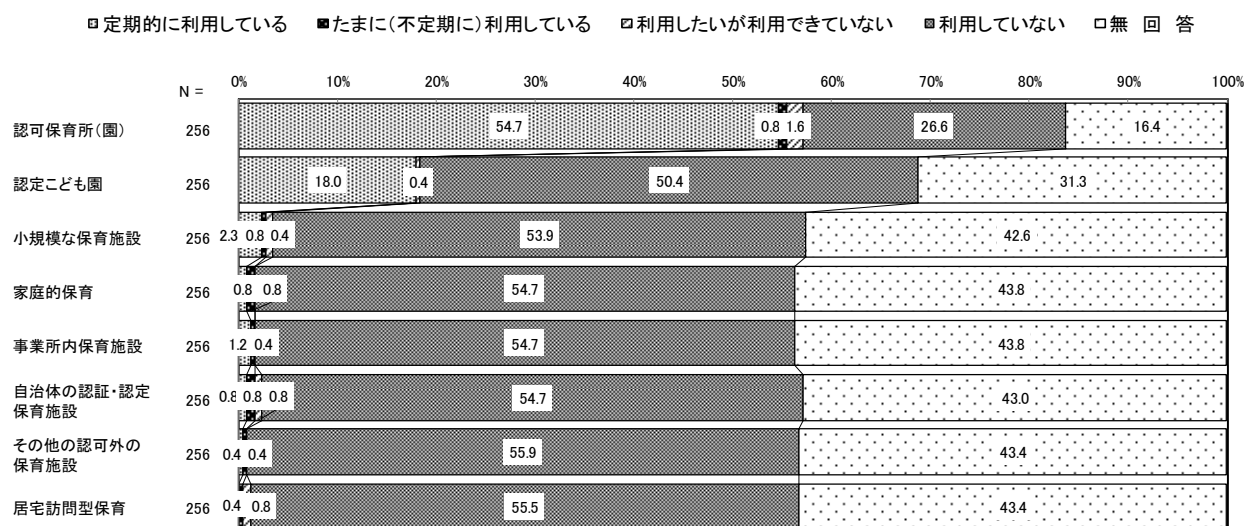
「定期的に利用している」事業は、「認可保育所（園）」が55%と多く、次いで「認定こども園」が18%となっています。

「たまに（不定期に）利用している」事業は、件数は少ないですが「認可保育所（園）」「小規模な保育施設」「家庭的保育」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「その他の認可外の保育施設」「居宅訪問型保育」の回答がみられます。

「利用したいが利用できていない」事業は、件数は少ないですが「認可保育所（園）」「認定こども園」「小規模な保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「居宅訪問型保育」の回答がみられます。

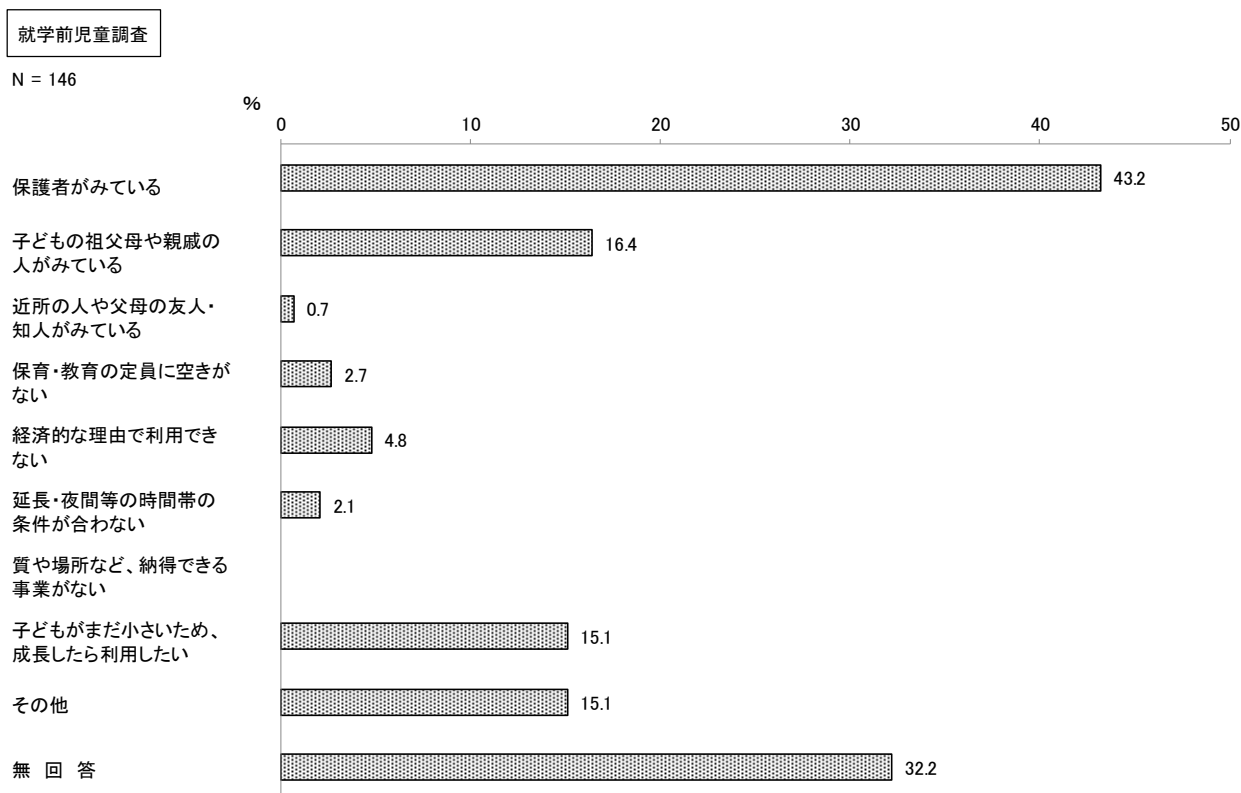
「利用していない」事業は、「その他の認可外の保育施設」「居宅訪問型保育」がともに56%と多く、次いで「家庭的保育」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」がそれぞれ55%となっています。

就学前児童調査



イ 教育・保育事業を利用していない理由等（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「保護者がみている」が43%と多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が16%、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が15%となっています。



ウ 教育・保育事業の利用希望（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「認可保育所（園）」は、「平日」が55%と多く、次いで「土曜日」が13%、「お子さんの長期休暇期間中」「利用希望はない」がともに12%となっています。

「認定こども園」は、「利用希望はない」が32%と多く、利用希望では「平日」が22%、「お子さんの長期休暇期間中」が7%となっています。

「小規模な保育施設」は、「利用希望はない」が42%と多く、利用希望では「平日」が5%となっています。

「家庭的保育」は、「利用希望はない」が43%と多く、利用希望ではそれぞれ4%未満となっています。

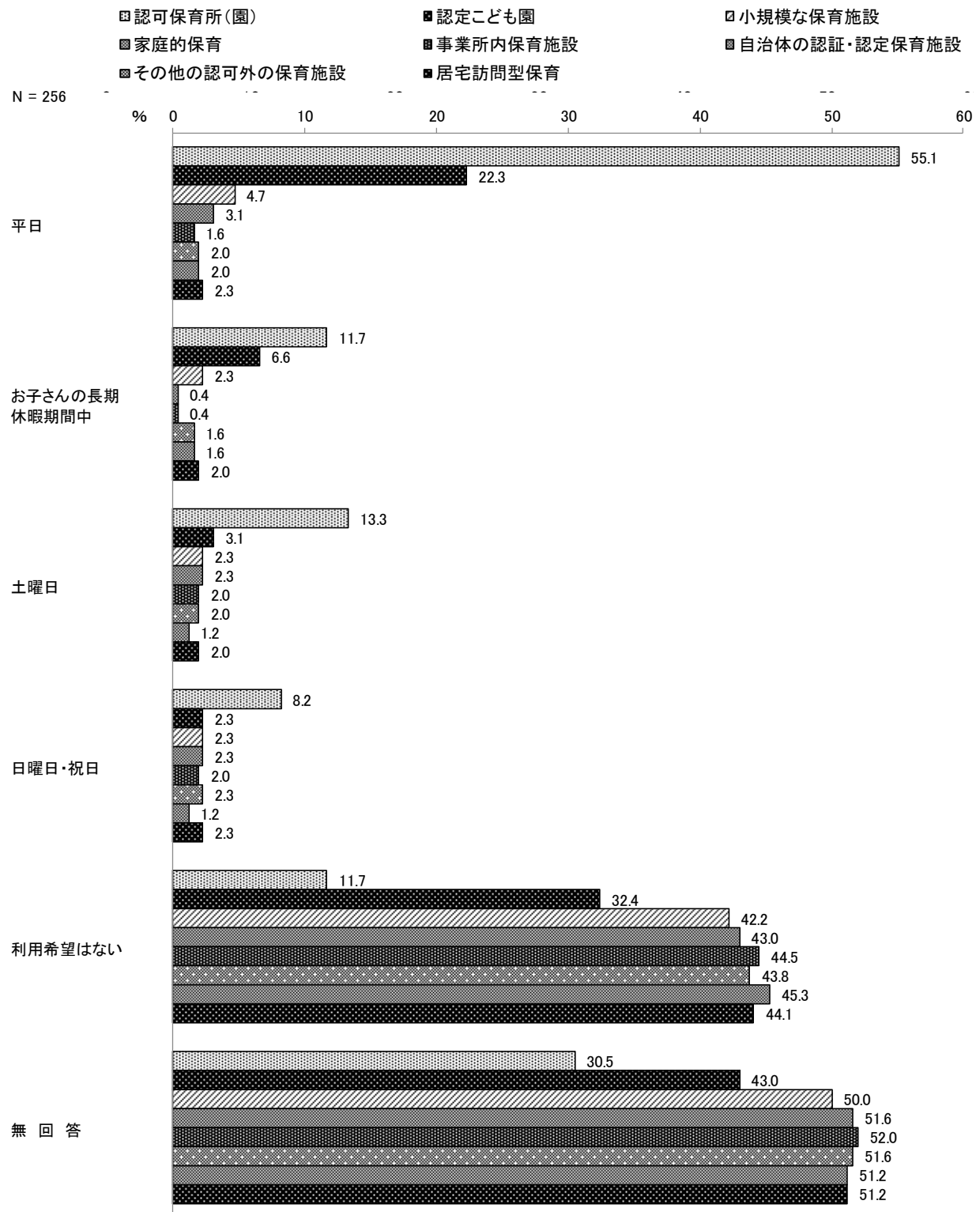
「事業所内保育施設」は、「利用希望はない」が45%と多く、利用希望ではそれぞれ3%未満となっています。

「自治体の認証・認定保育施設」は、「利用希望はない」が44%と多く、利用希望ではそれぞれ3%未満となっています。

「その他の認可外の保育施設」は、「利用希望はない」が45%と多く、利用希望ではそれぞれ3%未満となっています。

「居宅訪問型保育」は、「利用希望はない」が44%と多く、利用希望ではそれぞれ3%未満となっています。

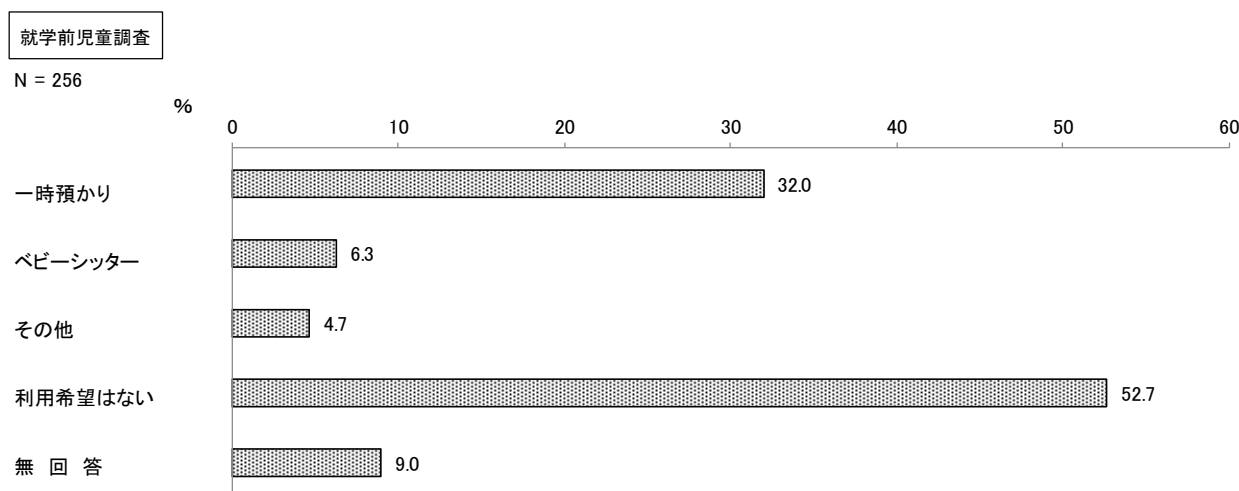
就学前児童調査



③ お子さんの「不定期な」教育・保育の利用状況について

ア 不定期に利用したい一時預かり事業（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「利用希望はない」が53%と多く、次いで「一時預かり」が32%、「ベビーシッター」が6%となっています。



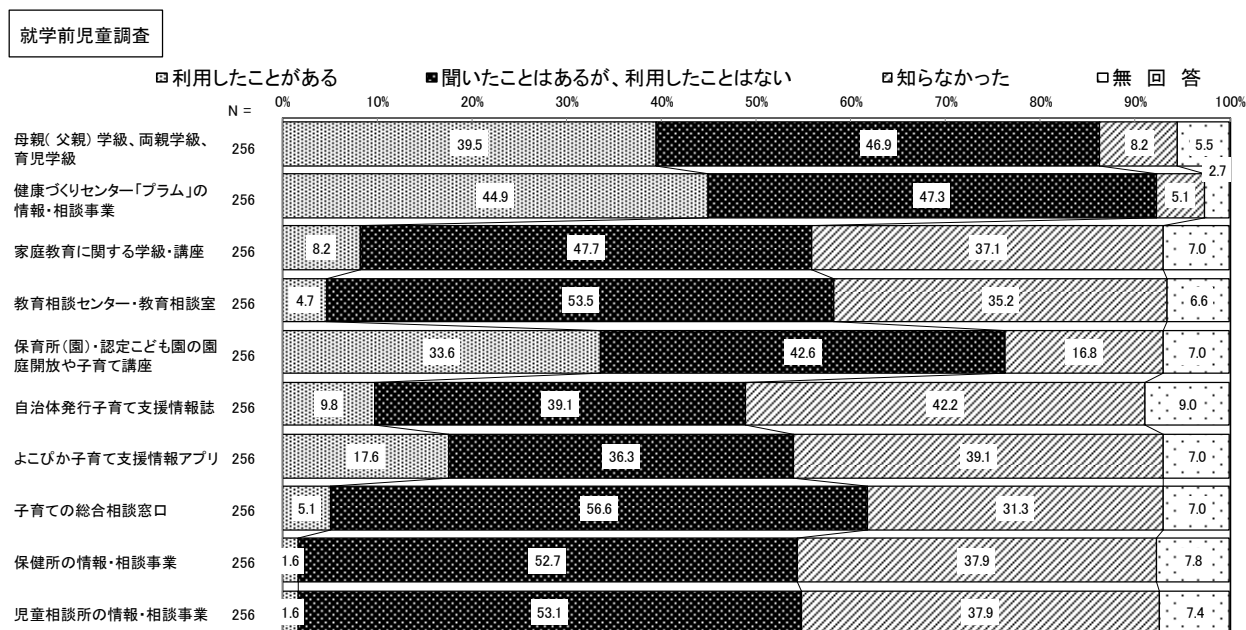
④ お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について

ア 地域子ども・子育て支援事業の認知利用状況（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「利用したことがある」事業は、「健康づくりセンター「プラム」の情報・相談事業」が45%と多く、次いで「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が40%、「保育所（園）・認定こども園の園庭開放や子育て講座」が34%となっています。

「聞いたことはあるが、利用したことはない」事業は、「子育ての総合相談窓口」が57%と多く、次いで「教育相談センター・教育相談室」が54%、「保健所の情報・相談事業」「児童相談所の情報・相談事業」がともに53%となっています。

「知らなかった」事業は、「自治体発行子育て支援情報誌」が42%と多く、次いで「よこぴか子育て支援情報アプリ」が39%、「保健所の情報・相談事業」「児童相談所の情報・相談事業」がともに38%となっています。



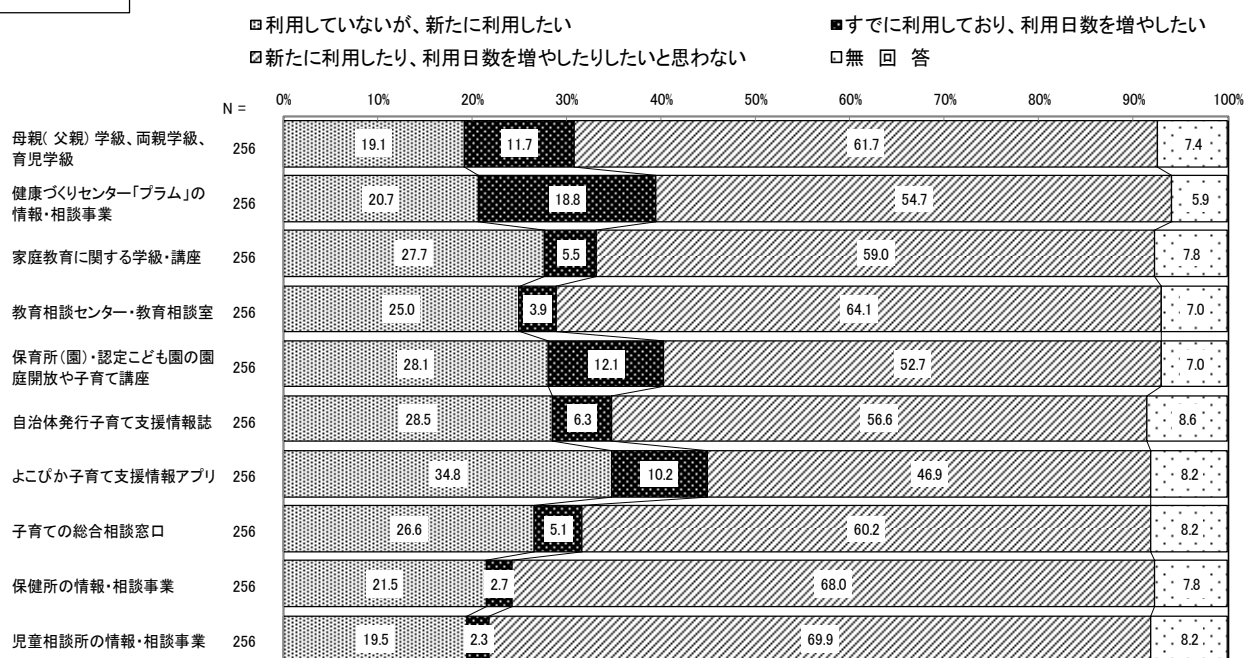
イ 地域子ども・子育て支援事業の利用意向（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「利用していないが、新たに利用したい」事業は、「よこぴか子育て支援情報アプリ」が35%と多く、次いで「自治体発行子育て支援情報誌」が29%、「保育所（園）・認定こども園の園庭開放や子育て講座」「家庭教育に関する学級・講座」がともに28%となっています。

「すでに利用しており、利用日数を増やしたい」事業は、「健康づくりセンター「プラム」の情報・相談事業」が19%と多く、次いで「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「保育所（園）・認定こども園の園庭開放や子育て講座」がともに12%となっています。

「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」事業は、「児童相談所の情報・相談事業」が70%と多く、次いで「保健所の情報・相談事業」が68%、「教育相談センター・教育相談室」が64%となっています。

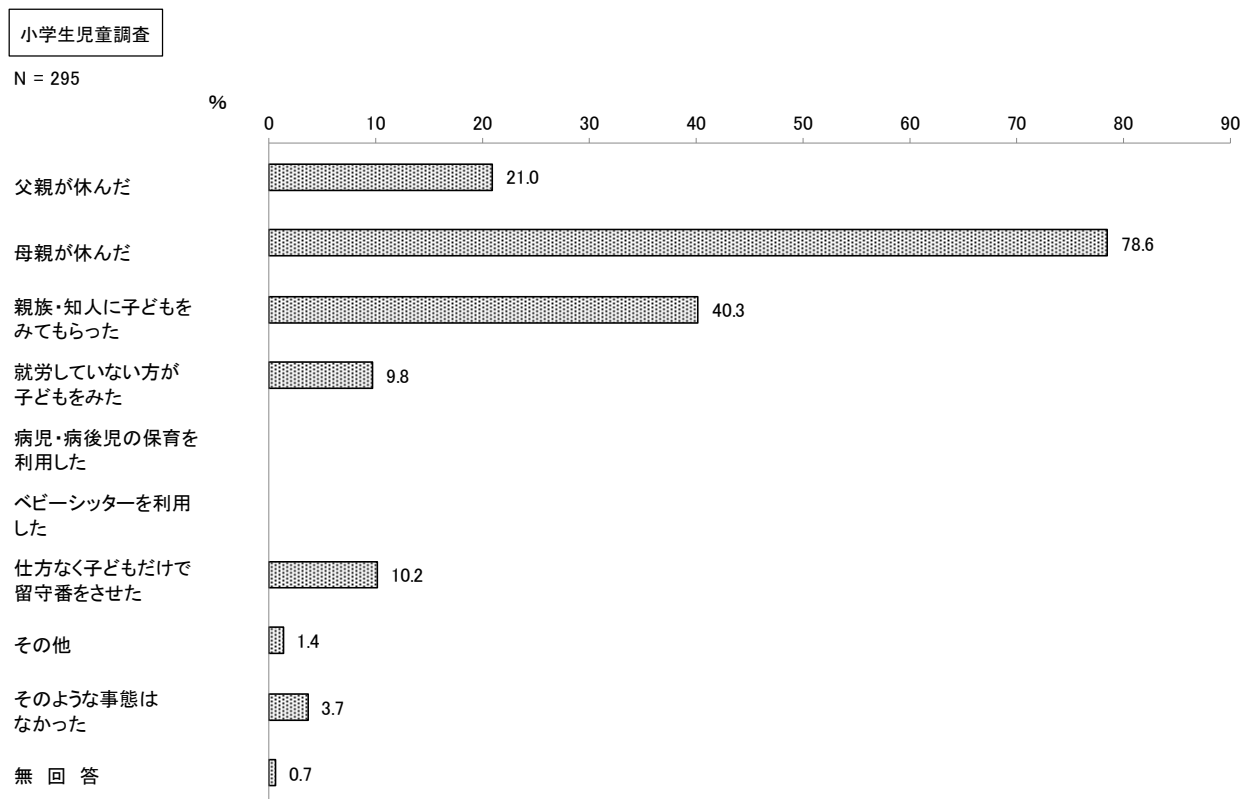
就学前児童調査



⑤ お子さんの病気の際の対応について

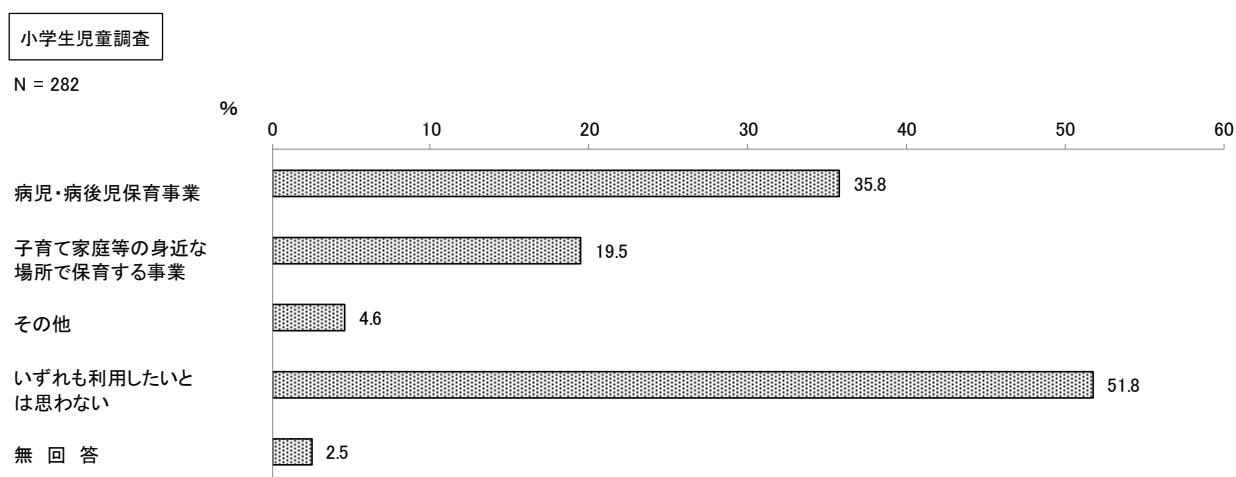
ア 子どもが病気やけがの際の対処方法（MA）（小学生児童調査 独自設問）

「母親が休んだ」が79%と多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が40%、「父親が休んだ」が21%となっています。



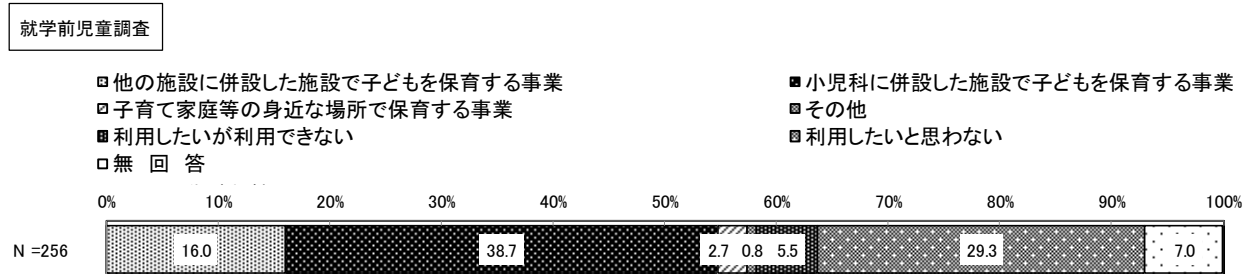
イ 利用したい病児保育等（MA）（小学生児童調査 独自設問）

「いずれも利用したいとは思わない」が52%と多く、次いで「病児・病後児保育事業」が36%、「子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」が20%となっています。



ウ 利用したい病児保育等（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が39%と多く、次いで「利用したいと思わない」が29%、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が16%となっています。



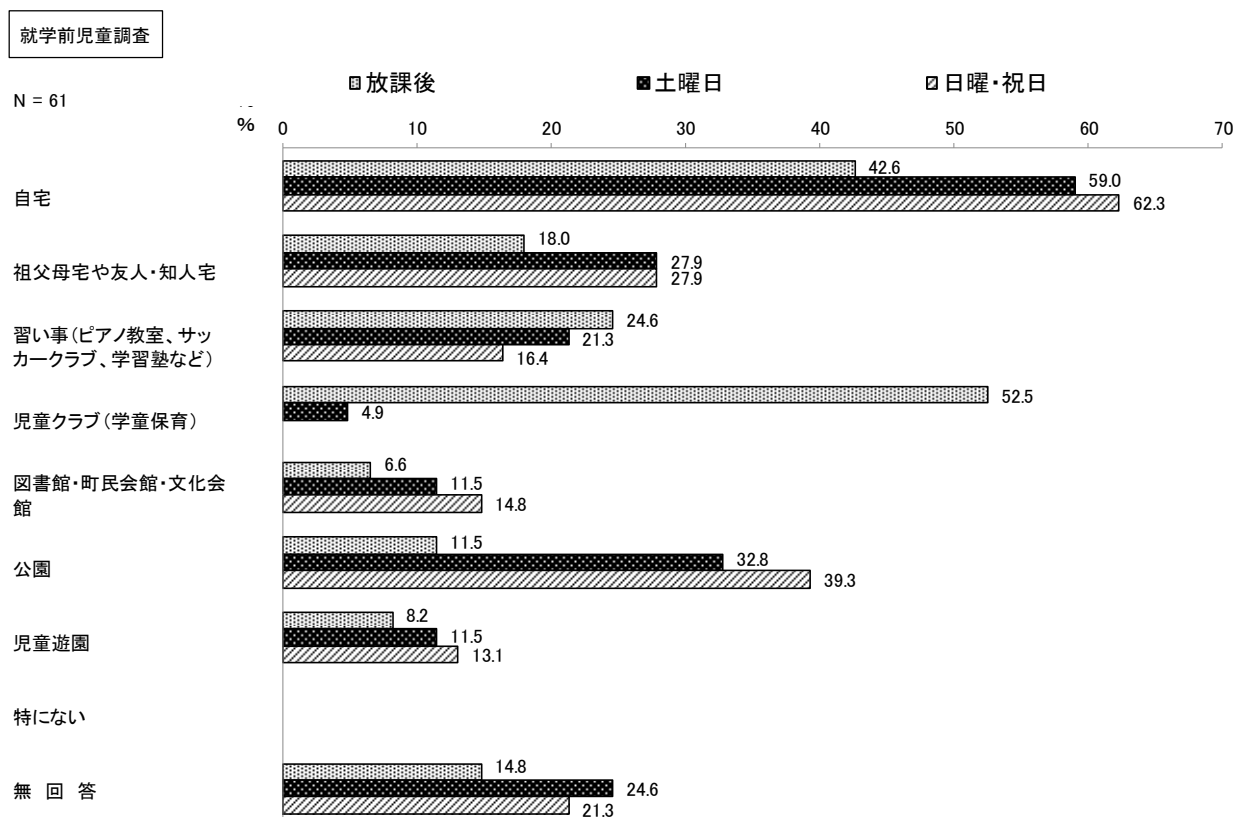
⑥ 放課後の過ごし方について

ア 小学校低学年時の放課後等利用希望場所（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「放課後」は、「児童クラブ（学童保育）」が53%と多く、次いで「自宅」が43%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が25%となっています。

「土曜日」は、「自宅」が59%と多く、次いで「公園」が33%、「祖父母宅や友人・知人宅」が28%となっています。

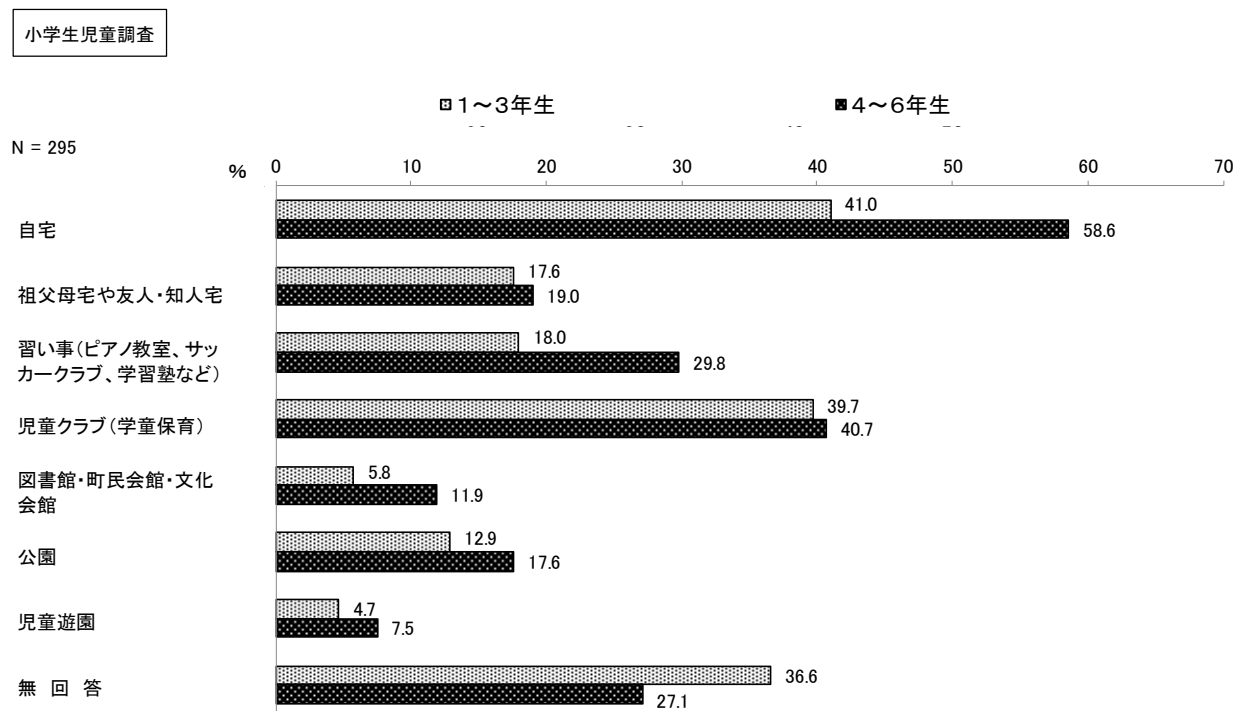
「日曜・祝日」は、「自宅」が62%と多く、次いで「公園」が39%、「祖父母宅や友人・知人宅」が28%となっています。



イ 放課後に過ごさせたい場所（MA）（小学生児童調査 独自設問）

「1～3年生」は、「自宅」が41%と多く、次いで「児童クラブ（学童保育）」が40%、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」がともに18%となっています。

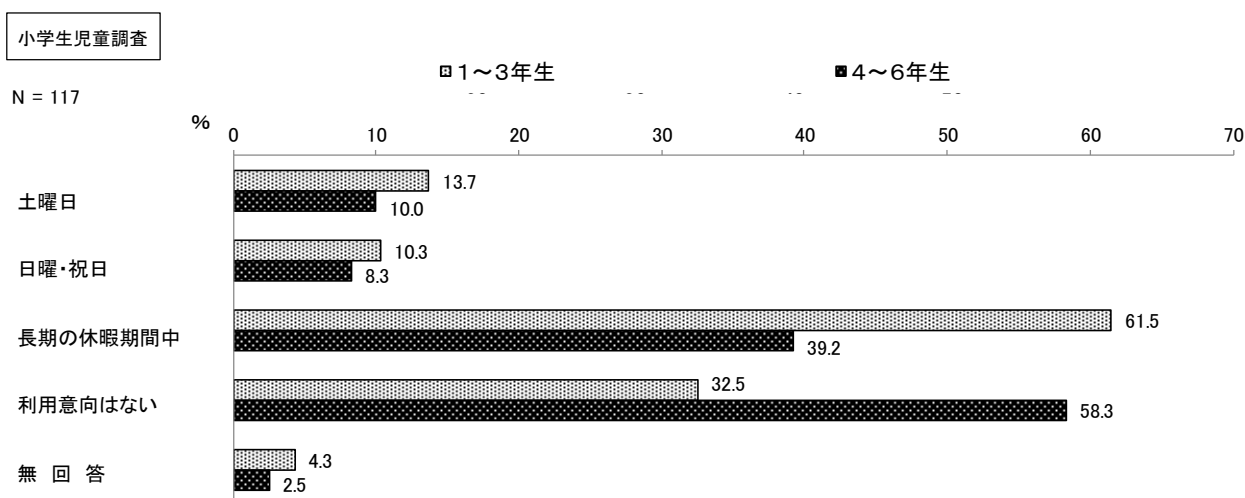
「4～6年生」は、「自宅」が59%と多く、次いで「児童クラブ（学童保育）」が41%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が30%となっています。



ウ 児童クラブの利用意向等（MA）（小学生児童調査 独自設問）

「1～3年生」は、「長期の休暇期間中」が62%と多く、次いで「利用意向はない」が33%、「土曜日」が14%となっています。

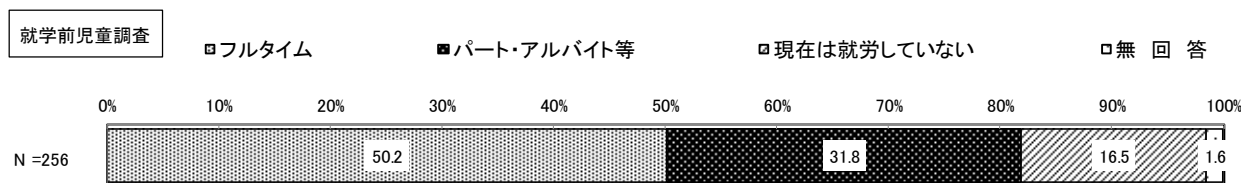
「4～6年生」は、「利用意向はない」が58%と多く、次いで「長期の休暇期間中」が39%、「土曜日」が10%となっています。



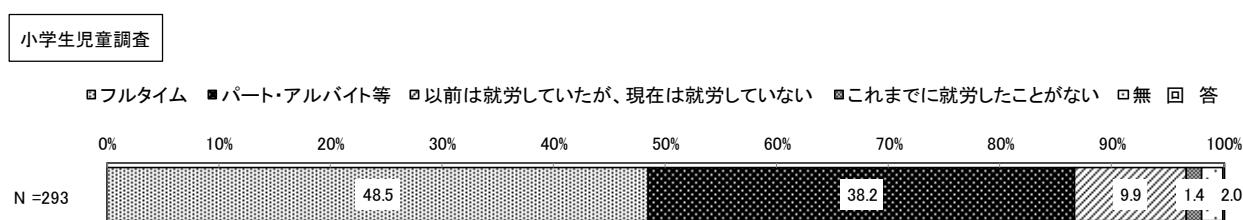
⑦ 保護者の就労状況・職場の両立支援について

ア 母親の就労状況（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「フルタイム」が50%と多く、次いで「パート・アルバイト等」が32%、「現在は就労していない」が17%となっています。

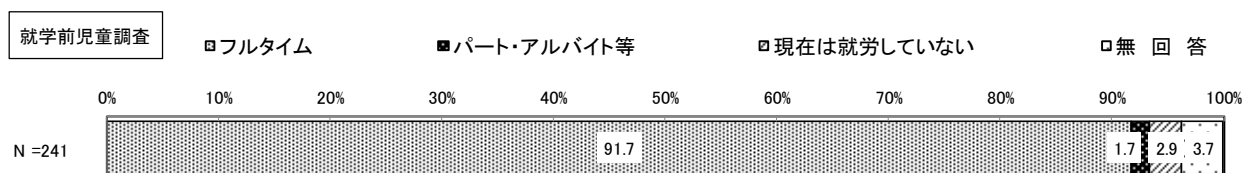


小学生児童調査では、「フルタイム」が49%と多く、次いで「パート・アルバイト等」が38%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10%となっています。

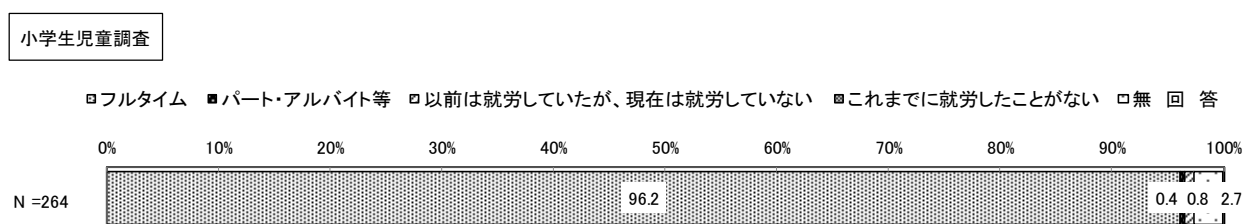


イ 父親の就労状況（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「フルタイム」が92%と多くなっています。

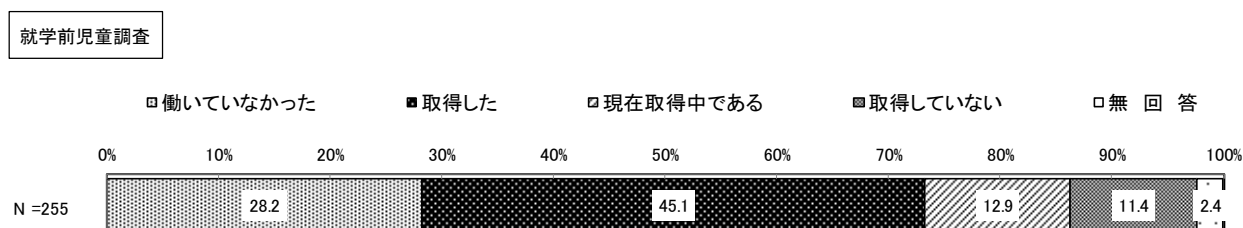


小学生児童調査では、「フルタイム」が96%と多くなっています。



ウ 母親の育児休業の取得状況（SA）（就学前児童調査 独自設問）

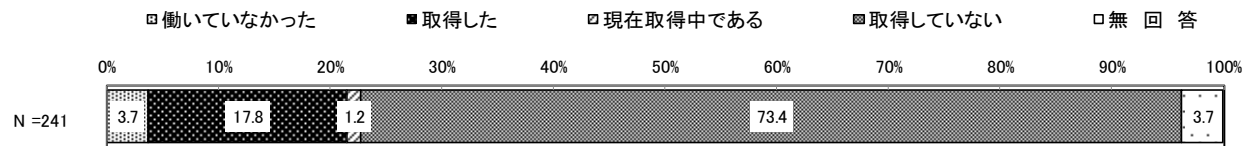
「取得した」が45%と多く、次いで「働いていなかった」が28%、「現在取得中である」が13%となっています。



エ 父親の育児休業の取得状況（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「取得していない」が73%と多く、次いで「取得した」が18%となっています。

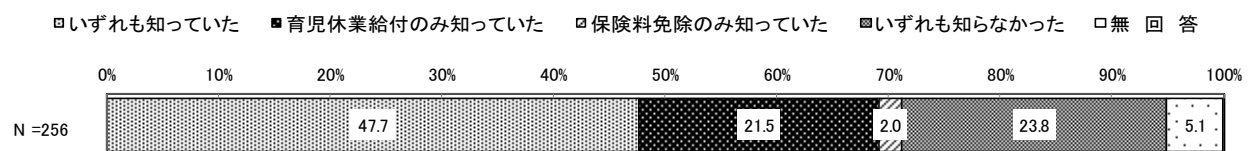
就学前児童調査



オ 育児休業給付、保険料免除の認知（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「いずれも知っていた」が48%と多く、次いで「いずれも知らなかった」が24%、「育児休業給付のみ知っていた」が22%となっています。

就学前児童調査

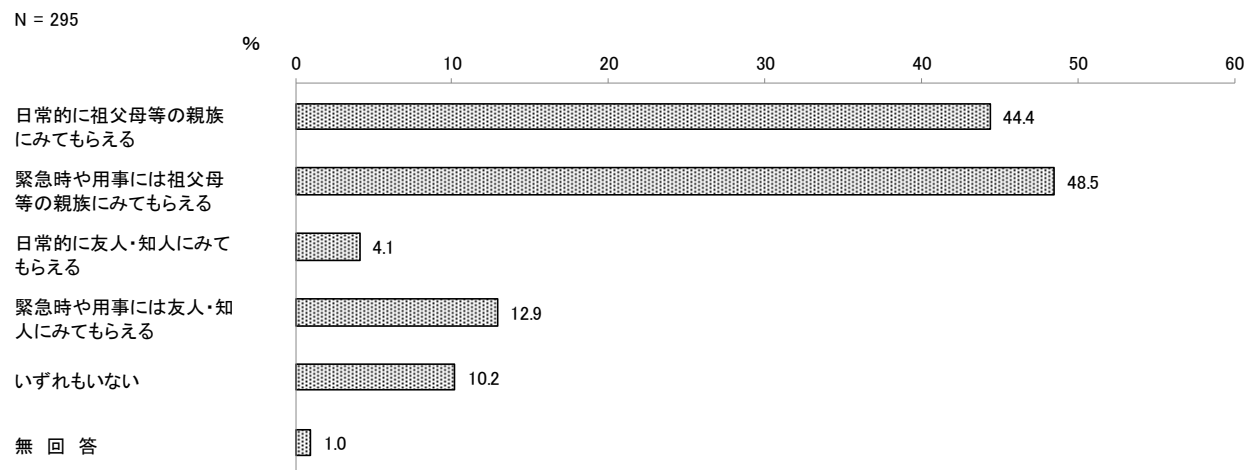


⑧ 子どもの育ちをめぐる環境について

ア 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（MA）（小学生児童調査 独自設問）

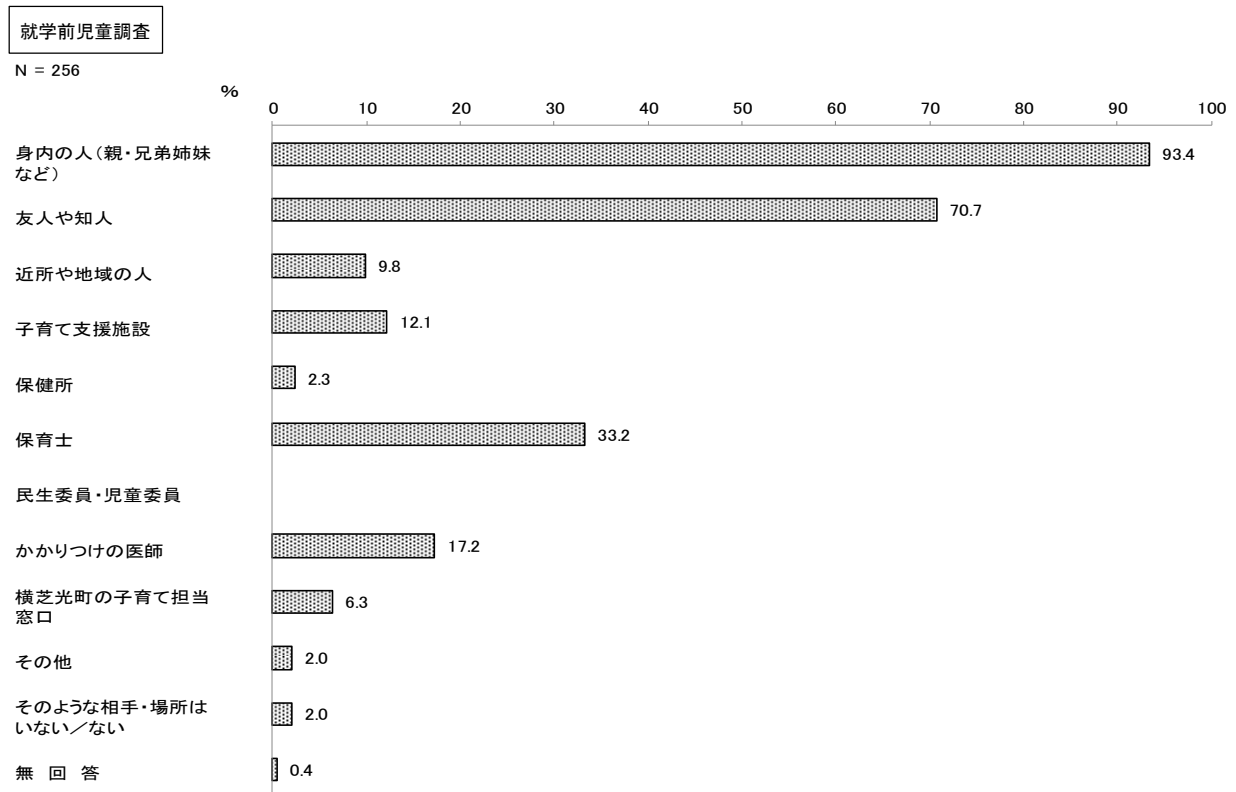
「緊急時や用事には祖父母等の親族にみてもらえる」が49%と多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が44%、「緊急時や用事には友人・知人にみてもらえる」が13%となっています。

小学生児童調査

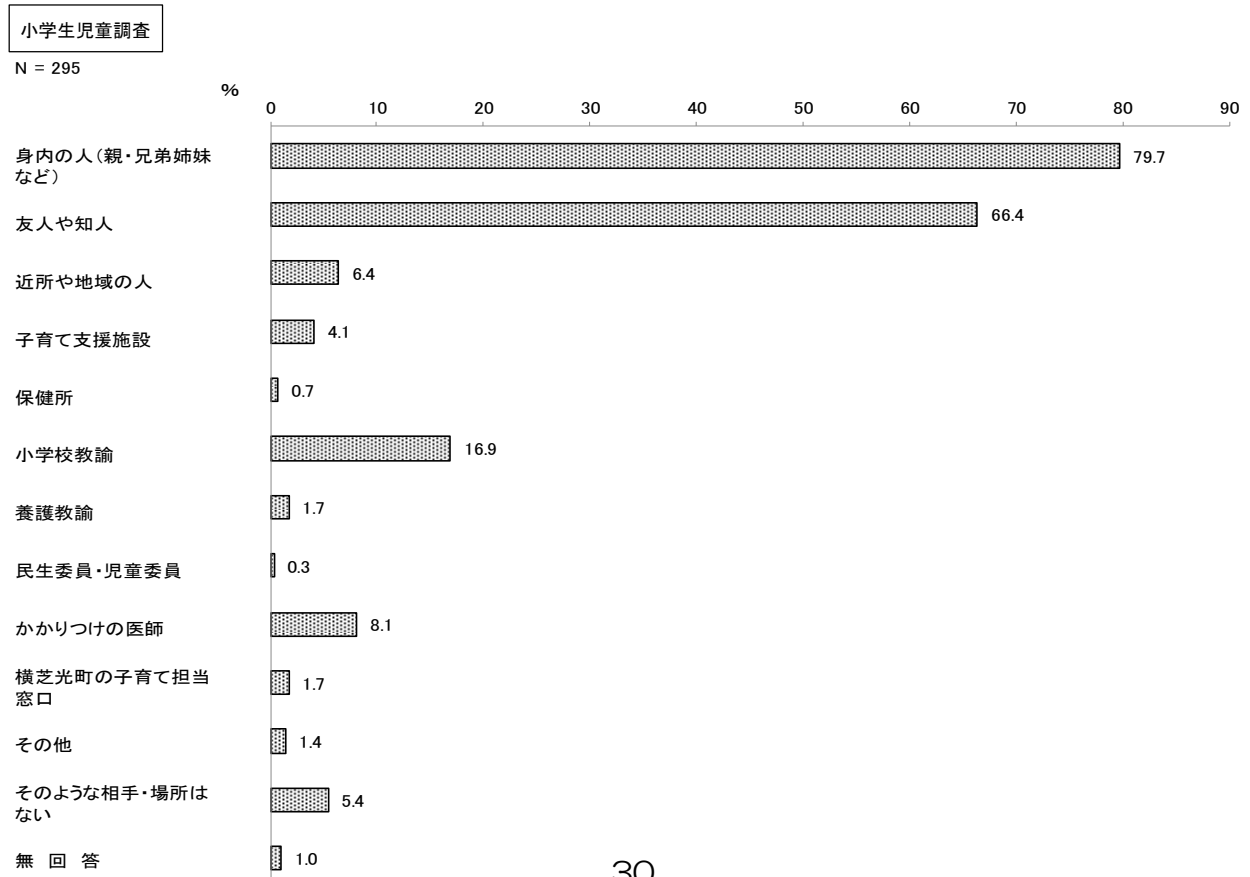


イ 子育て等の相談先（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

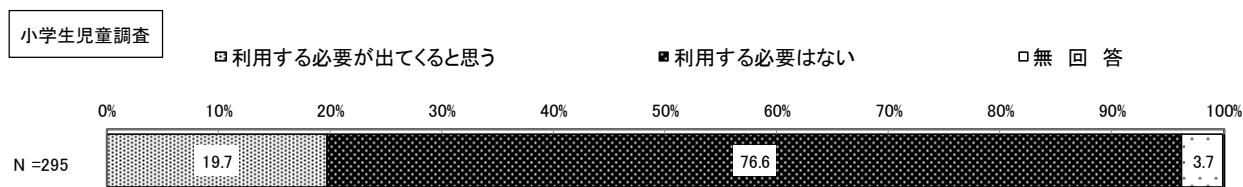
就学前児童調査では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が93%と多く、次いで「友人や知人」が71%、「保育士」が33%となっています。



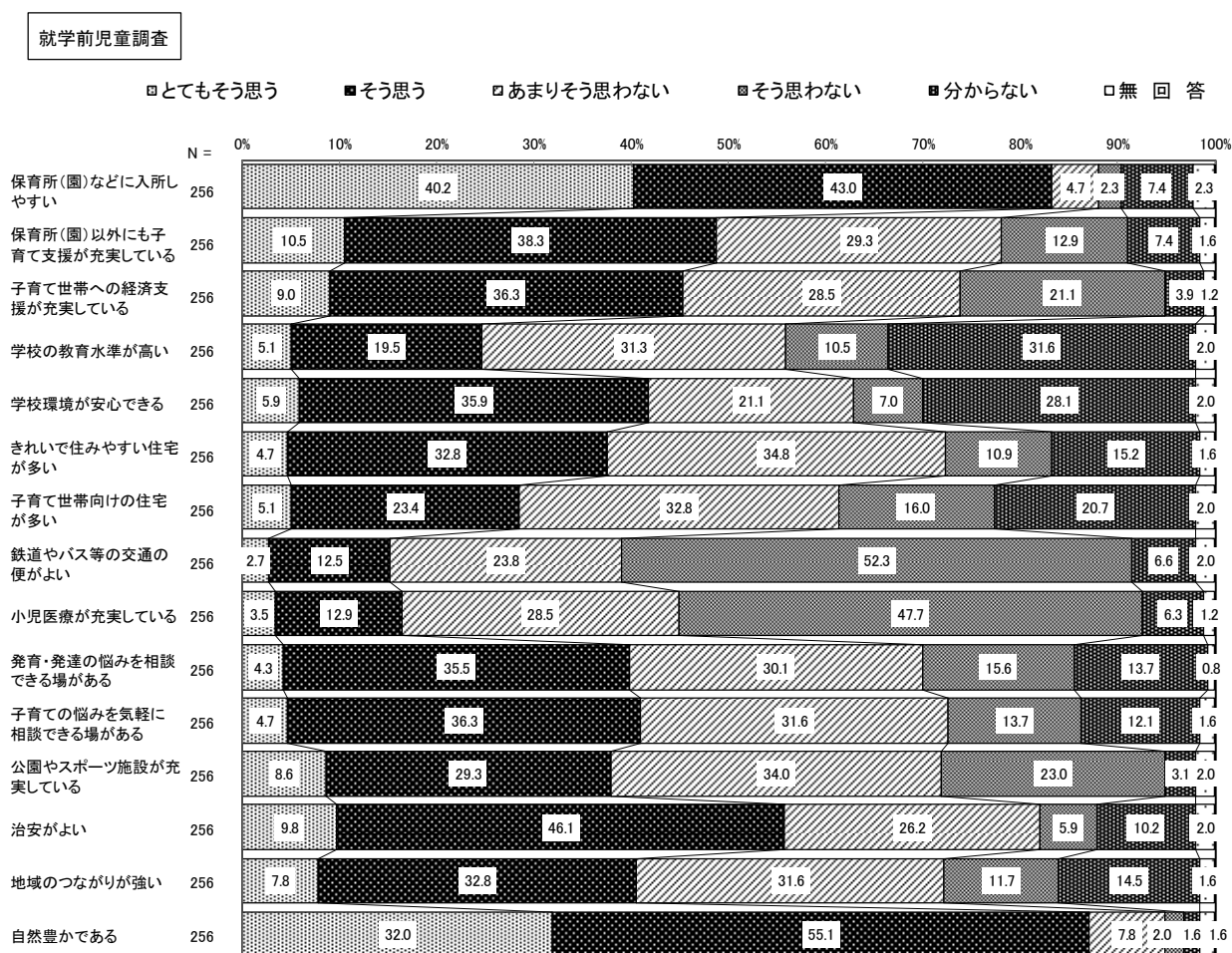
小学生児童調査では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が80%と多く、次いで「友人や知人」が66%、「小学校教諭」が17%となっています。



- ⑨ お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
 ア 宿泊を伴う一時預かりの必要な可能性（SA）（小学生児童調査 独自設問）
 「利用する必要はない」が77%、「利用する必要が出てくると思う」が20%となっています。

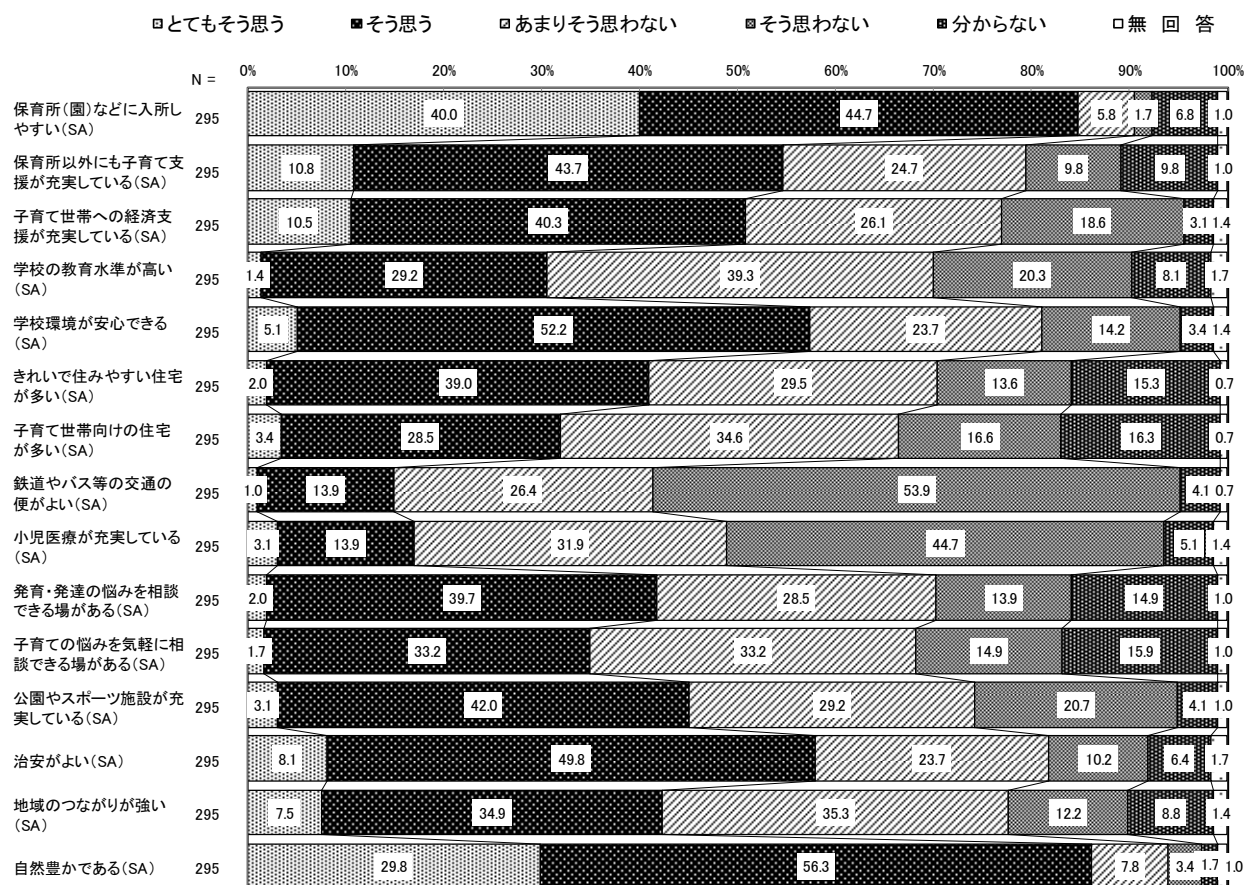


- ⑩ 子育て環境全般への評価や意向について
 ア 横芝光町の子育て環境について（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）
 就学前児童調査では、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせた『そう思う項目』は、「自然豊かである」が87%と多く、次いで「保育所（園）などに入所しやすい」が83%、「治安がよい」が56%となっています。一方、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない項目』は、「鉄道やバス等の交通の便がよい」「小児医療が充実している」がともに76%と多く、次いで「公園やスポーツ施設が充実している」が57%となっています。



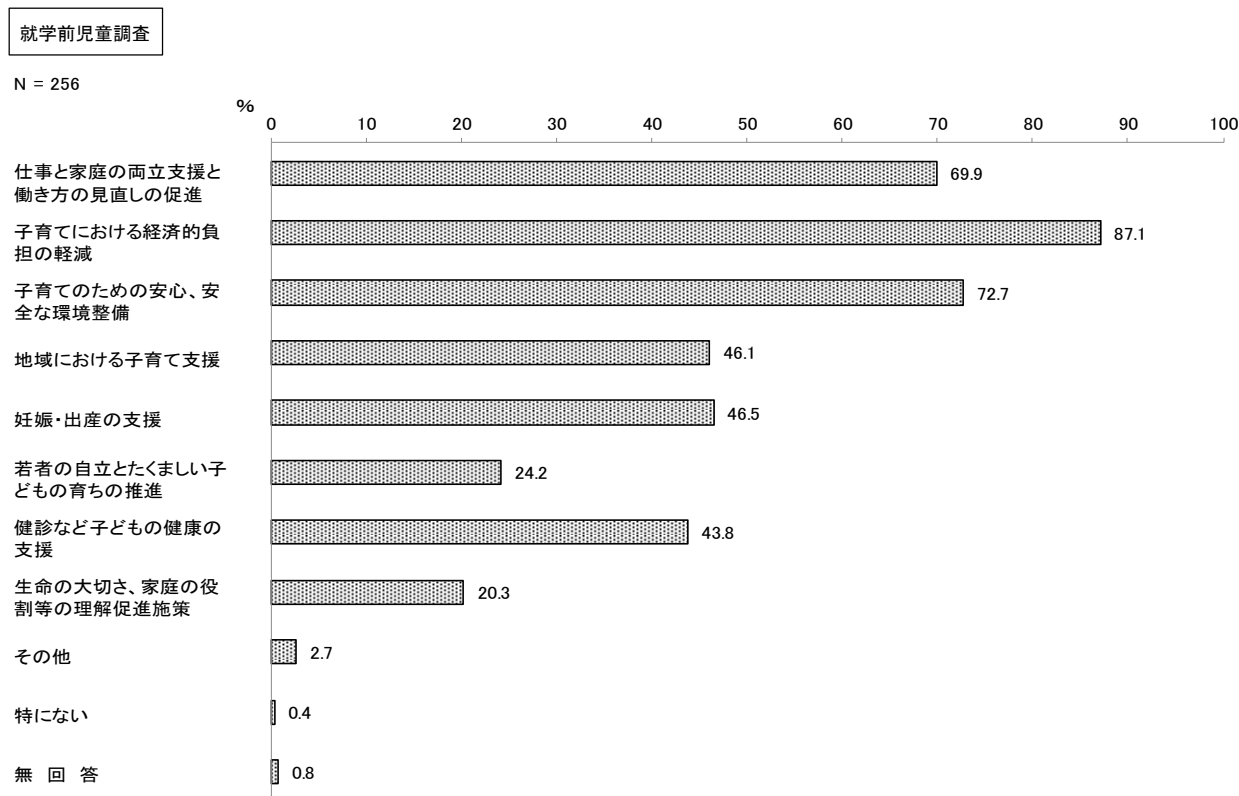
小学生児童調査では、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせた『そう思う項目』は、「自然豊かである」が86%と多く、次いで「保育所（園）などに入所しやすい」が85%、「治安がよい」が58%となっています。一方、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない項目』は、「鉄道やバス等の交通の便がよい」が80%と多く、次いで「小児医療が充実している」が77%、「学校の教育水準が高い」が60%となっています。

小学生児童調査

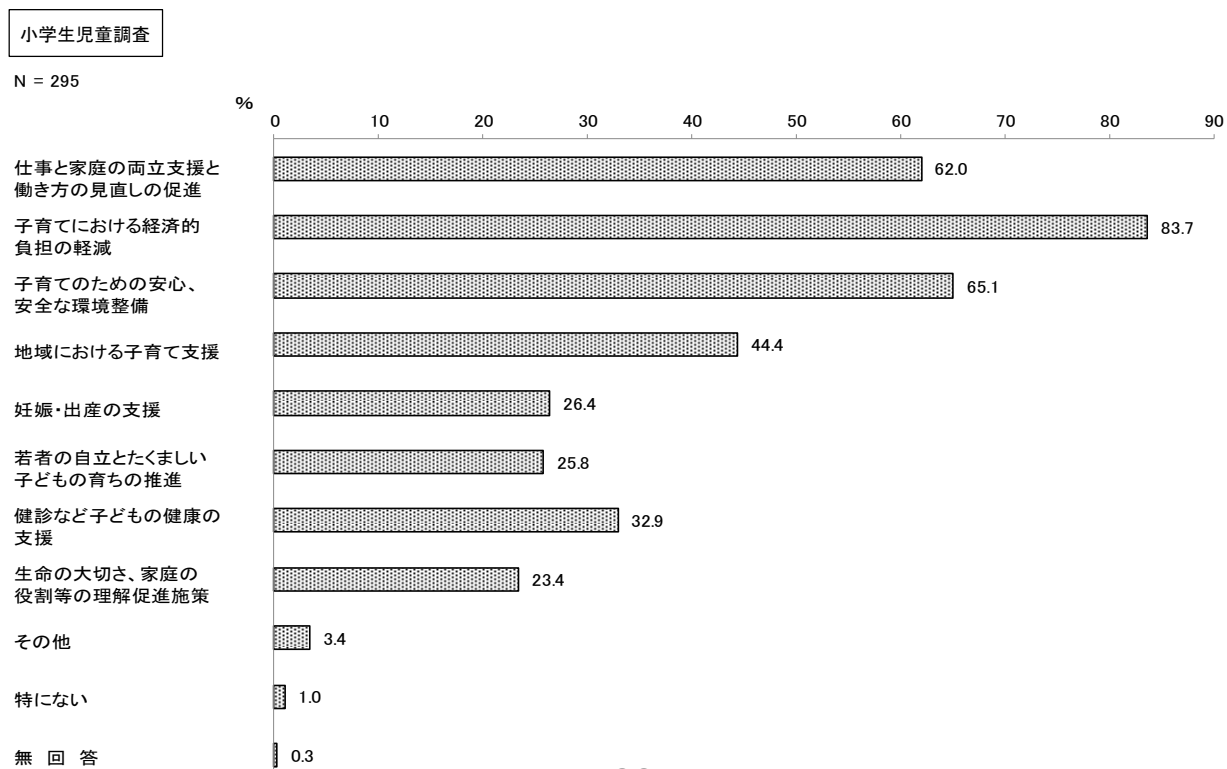


イ 望ましい子育て支援施策（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が87%と多く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が73%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が70%となっています。



小学生児童調査では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が84%と多く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が65%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が62%となっています。

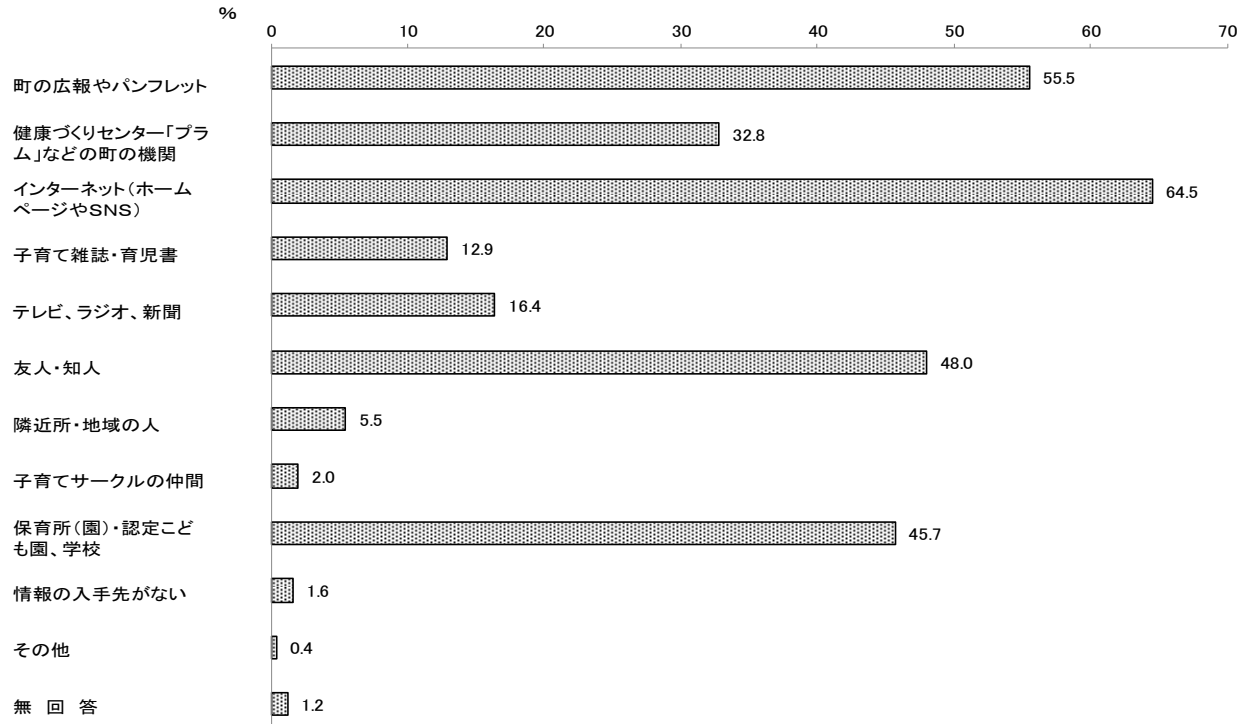


ウ 子育て情報の入手先（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「インターネット（ホームページやSNS）」が65%と多く、次いで「町の広報やパンフレット」が56%、「友人・知人」が48%となっています。

就学前児童調査

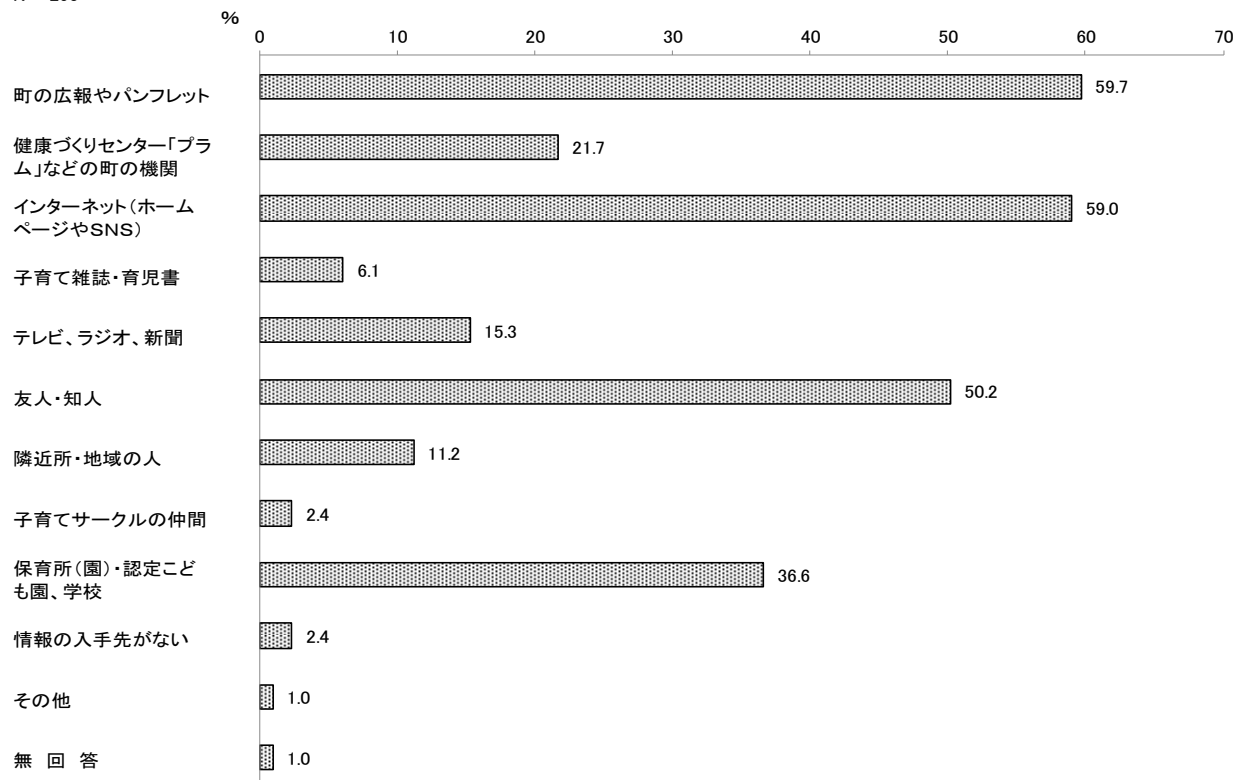
N = 256



小学生児童調査では、「町の広報やパンフレット」が60%と多く、次いで「インターネット（ホームページやSNS）」が59%、「友人・知人」が50%となっています。

小学生児童調査

N = 295

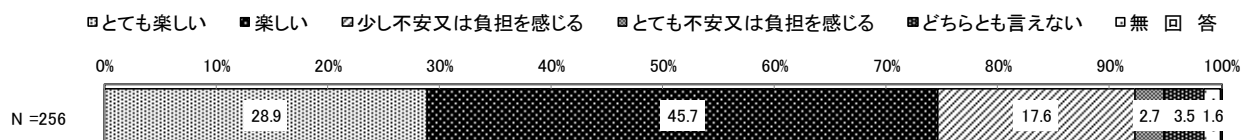


⑪ 子育ての不安や負担について

ア 子育てへの総括的な気持ち（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

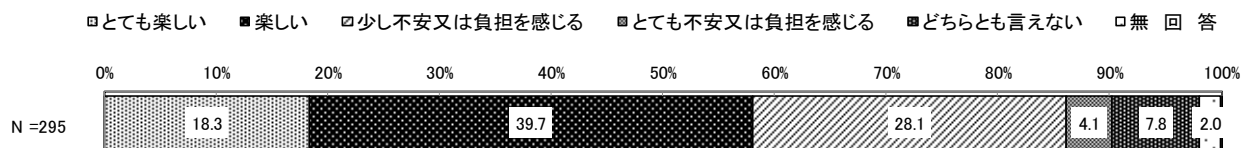
就学前児童調査では、「楽しい」が46%と多く、次いで「とても楽しい」が29%、「少し不安又は負担を感じる」が18%となっています。

就学前児童調査



小学生児童調査では、「楽しい」が40%と多く、次いで「少し不安又は負担を感じる」が28%、「とても楽しい」が18%となっています。

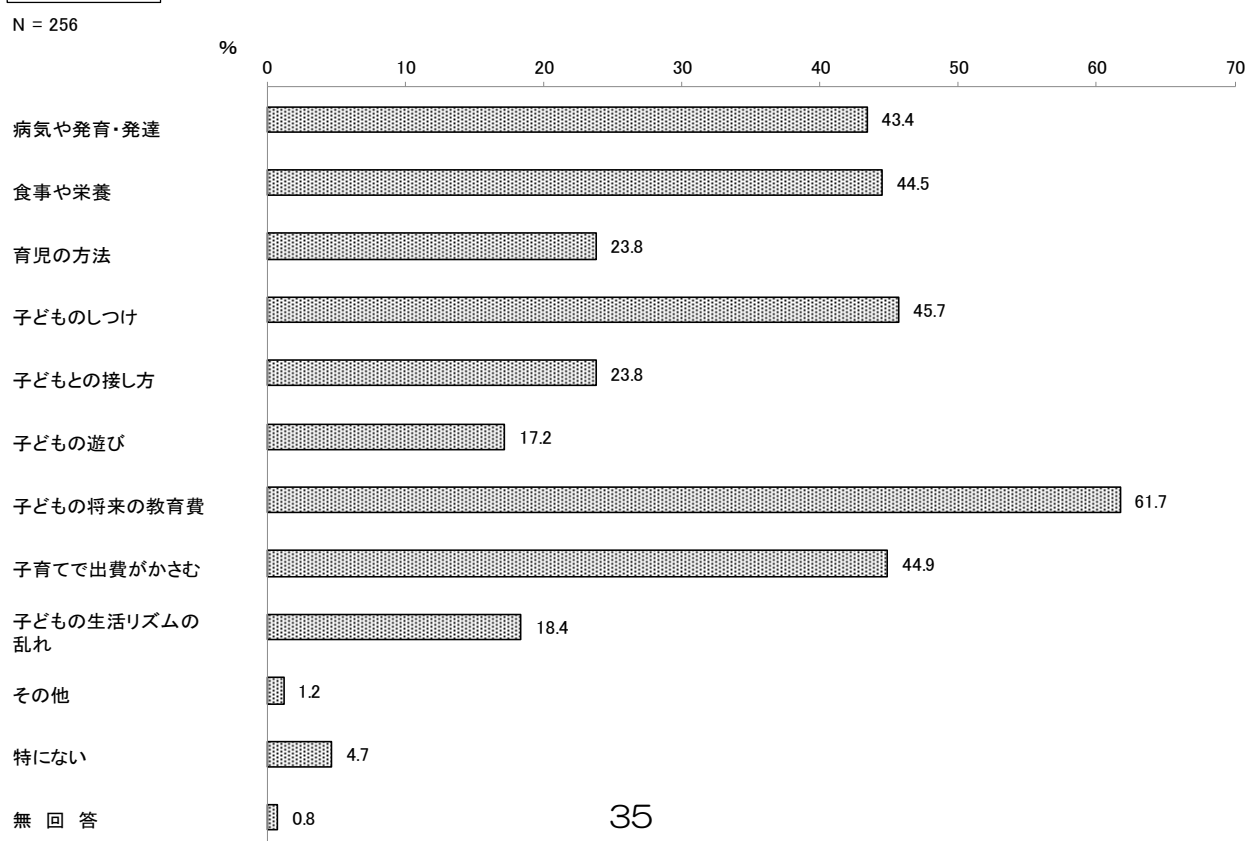
小学生児童調査



イ 子育ての悩み、不安に感じること【お子さんのこと】（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「子どもの将来の教育費」が62%と多く、次いで「子どものしつけ」が46%、「食事や栄養」「子育てで出費がかさむ」がともに45%となっています。

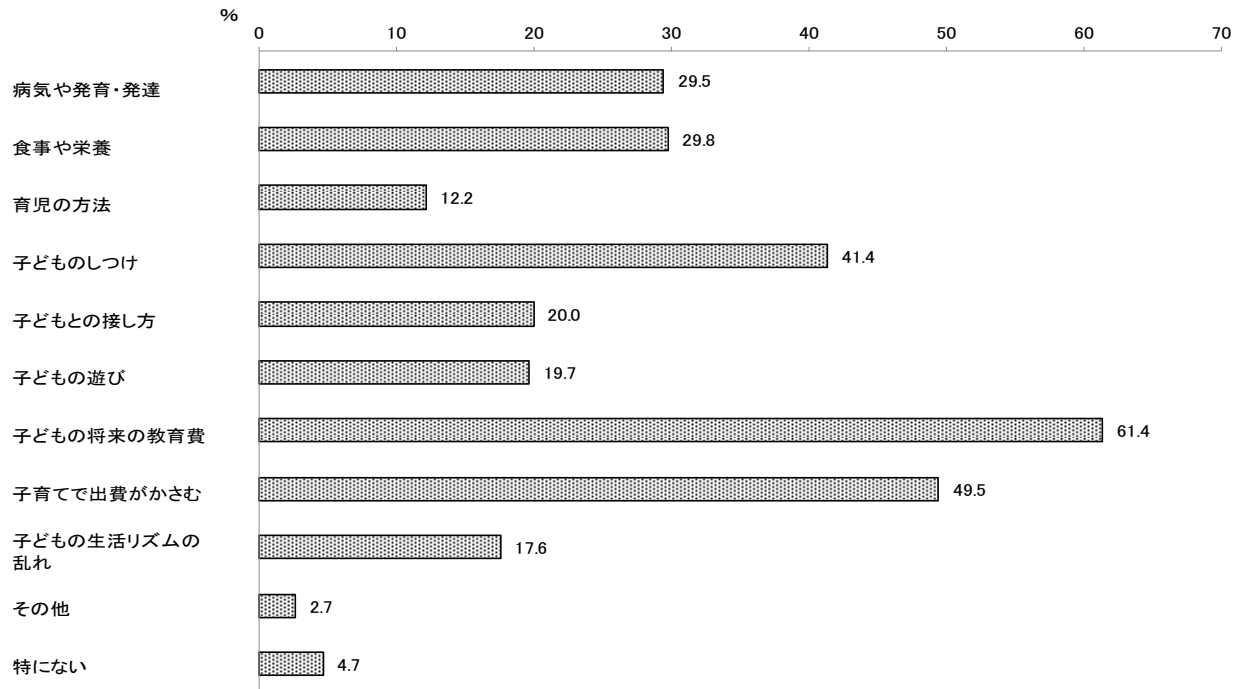
就学前児童調査



小学生児童調査では、「子どもの将来の教育費」が61%と多く、次いで「子育てで出費がかさむ」が50%、「子どものしつけ」が41%となっています。

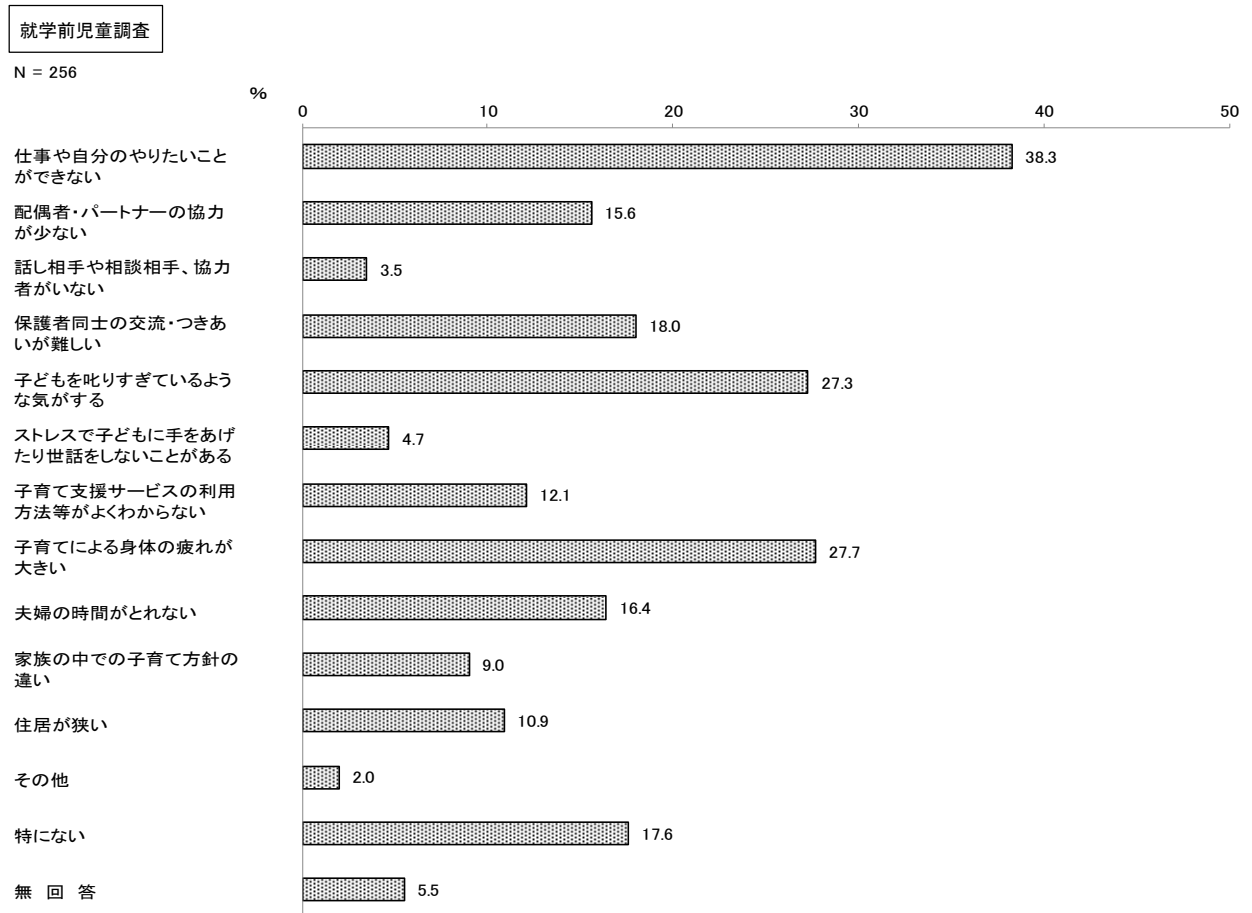
小学生児童調査

N = 295



ウ 子育ての悩み、不安に感じること【保護者のこと】(MA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

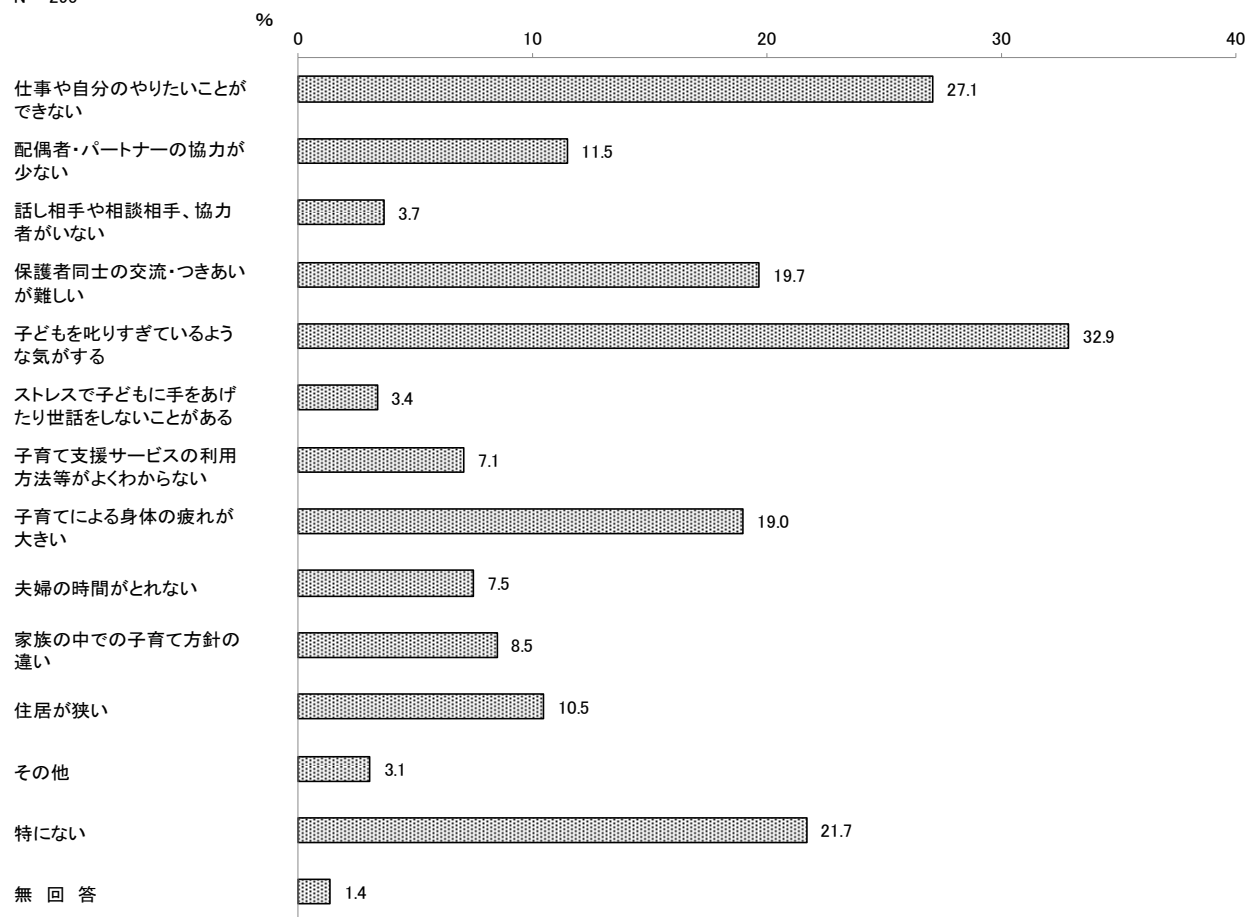
就学前児童調査では、「仕事や自分のやりたいことができない」が38%と多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」が28%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が27%となっています。



小学生児童調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」が33%と多く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が27%、「特にない」が22%となっています。

小学生児童調査

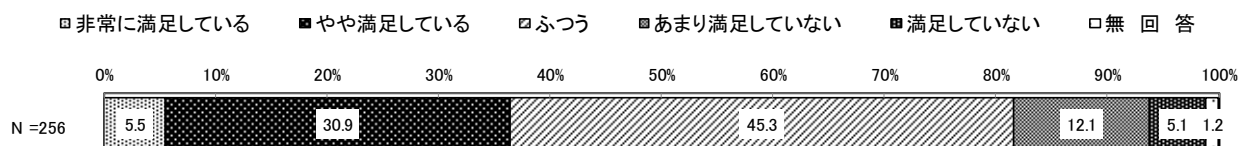
N = 295



エ 町の子育て環境や支援への満足度（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

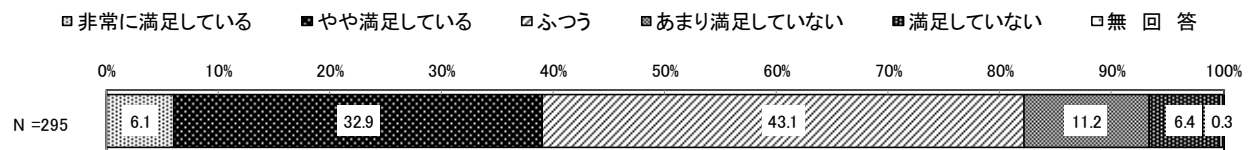
就学前児童調査では、「ふつう」が45%と多く、次いで「やや満足している」が31%、「あまり満足していない」が12%となっています。

就学前児童調査



小学生児童調査では、「ふつう」が43%と多く、次いで「やや満足している」が33%、「あまり満足していない」が11%となっています。

小学生児童調査

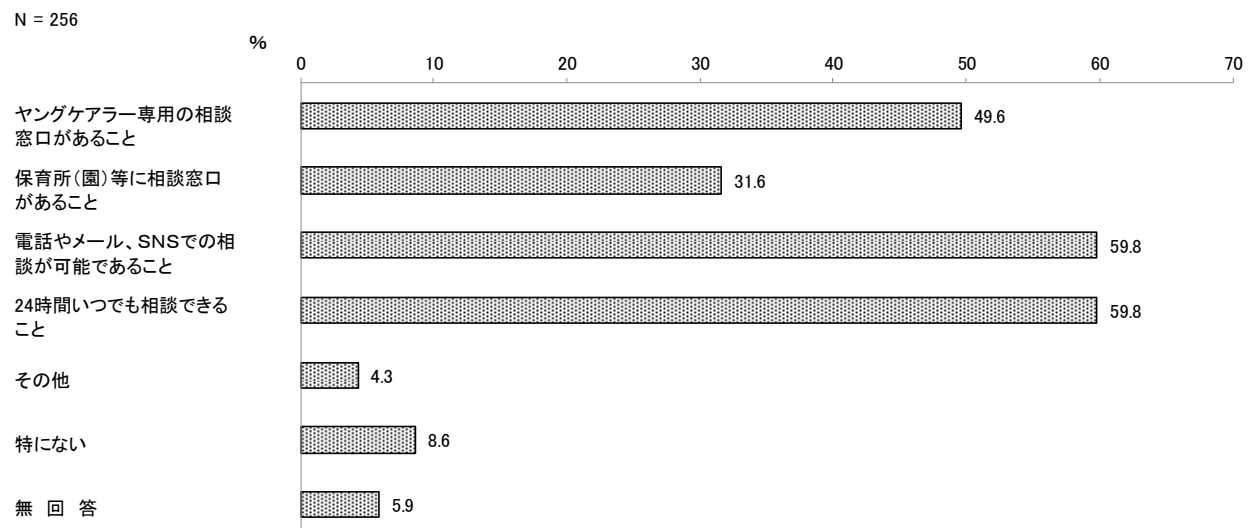


⑫ ヤングケアラー関係について

ア ヤングケアラーの相談体制に必要なこと（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」「24時間いつでも相談できること」がともに60%と多く、次いで「ヤングケアラー専用の相談窓口があること」が50%となっています。

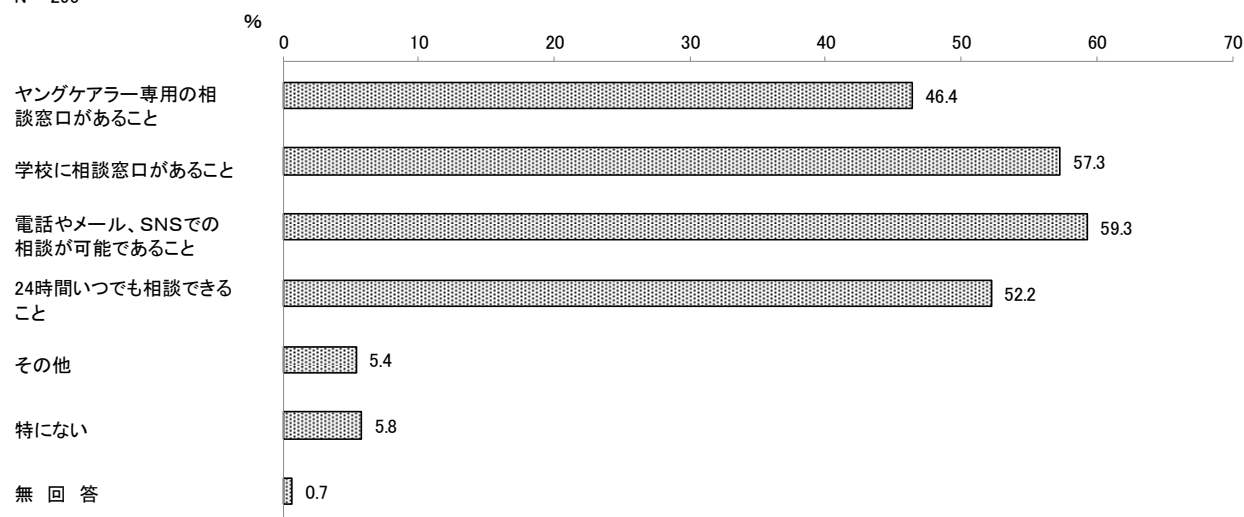
就学前児童調査



小学生児童調査では、「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」が59%と多く、次いで「学校に相談窓口があること」が57%、「24時間いつでも相談できること」が52%となっています。

小学生児童調査

N = 295



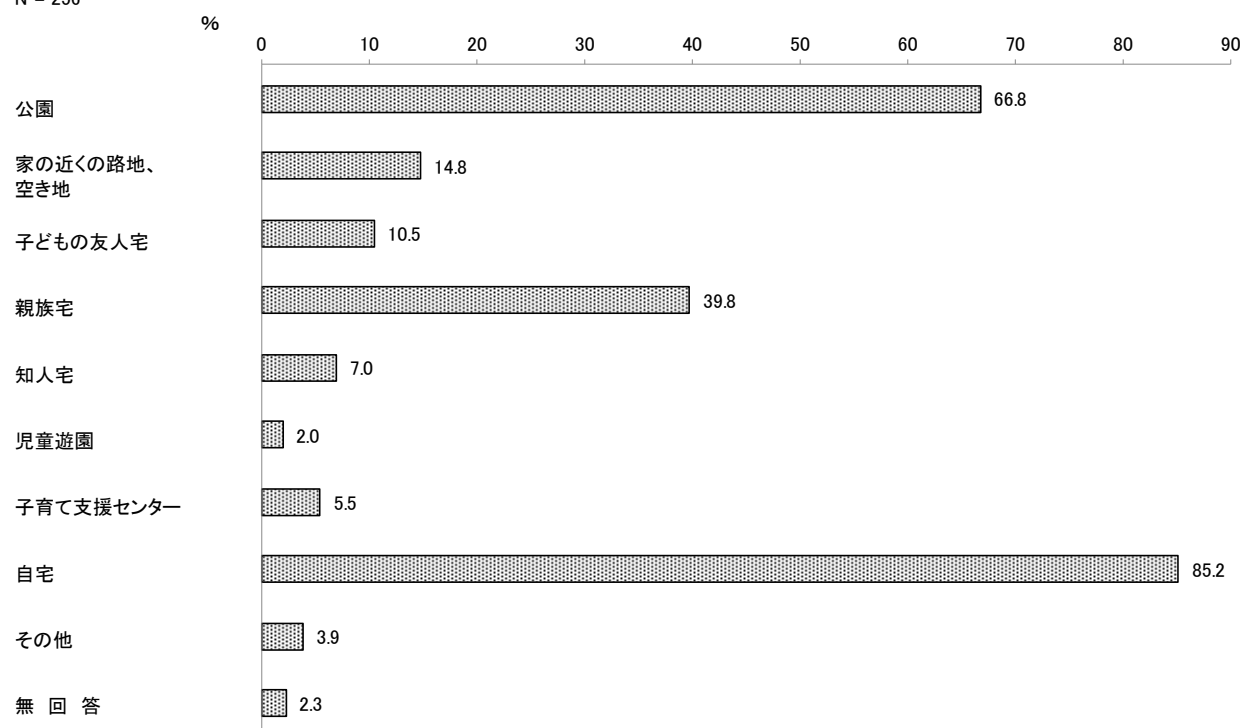
⑬ 子どもの居場所について

ア 日中遊ぶ場所 (MA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

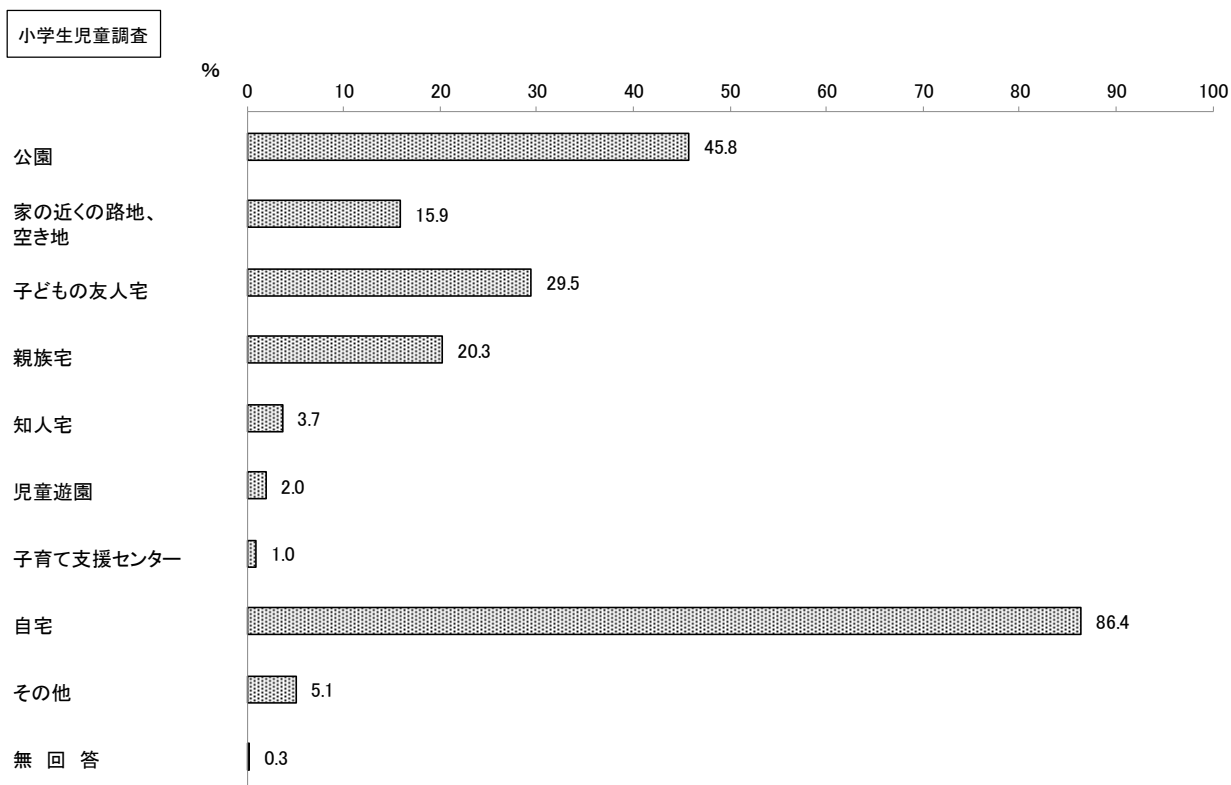
就学前児童調査では、「自宅」が85%と多く、次いで「公園」が67%、「親族宅」が40%となっています。

就学前児童調査

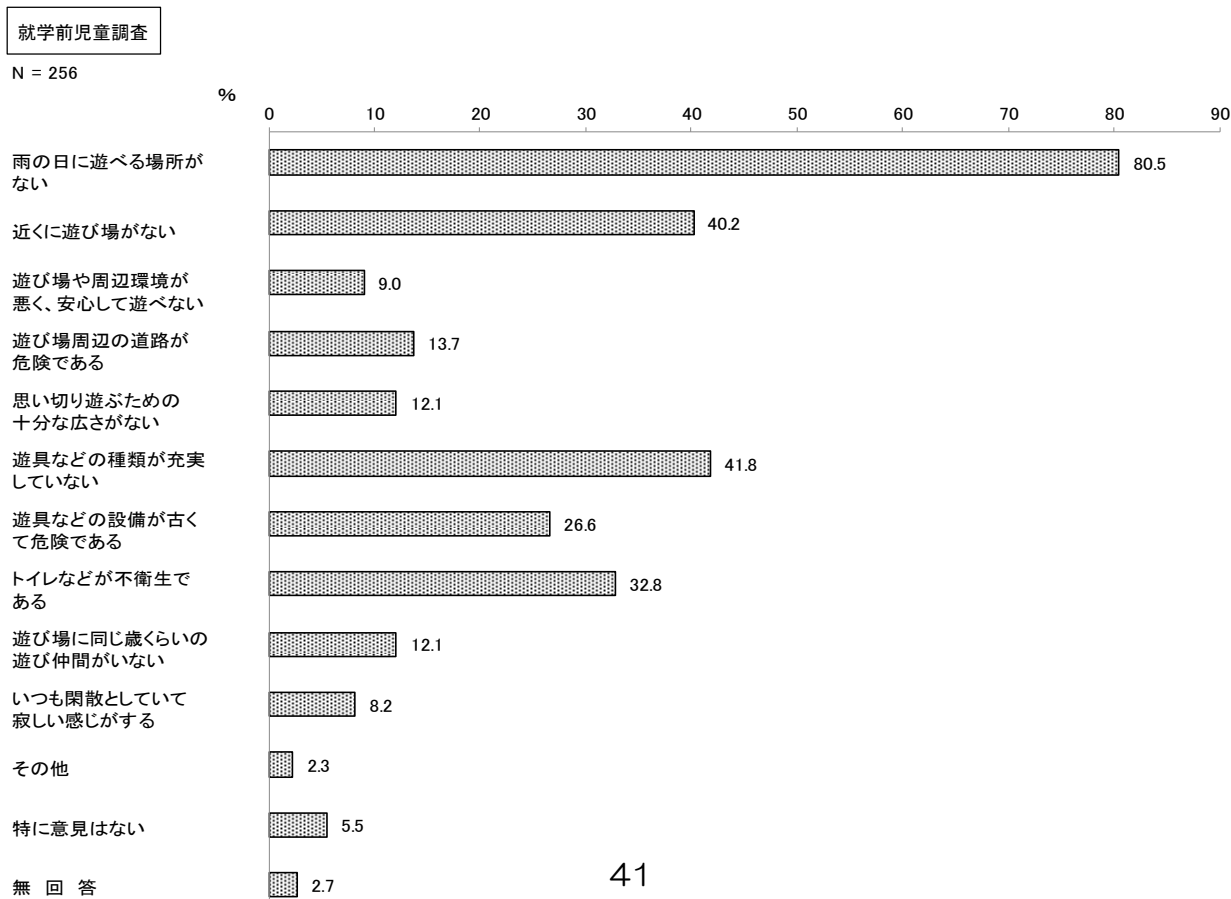
N = 256



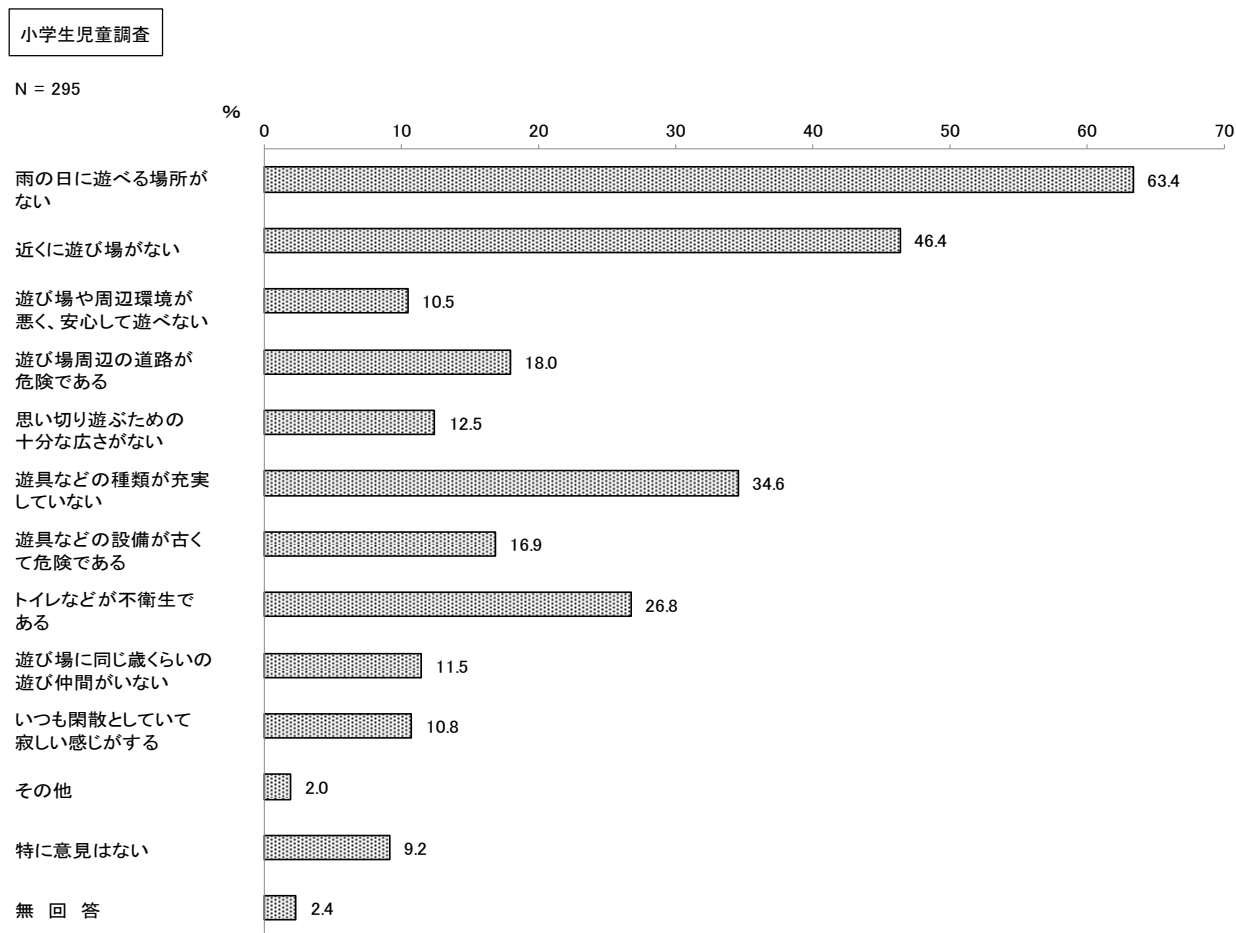
小学生児童調査では、「自宅」が86%と多く、次いで「公園」が46%、「子どもの友人宅」が30%となっています。



イ 子どもの遊び場で困ること (MA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)
就学前児童調査では、「雨の日に遊べる場所がない」が81%と多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が42%、「近くに遊び場がない」が40%となっています。



小学生児童調査では、「雨の日に遊べる場所がない」が63%と多く、次いで「近くに遊び場がない」が46%、「遊具などの種類が充実していない」が35%となっています。

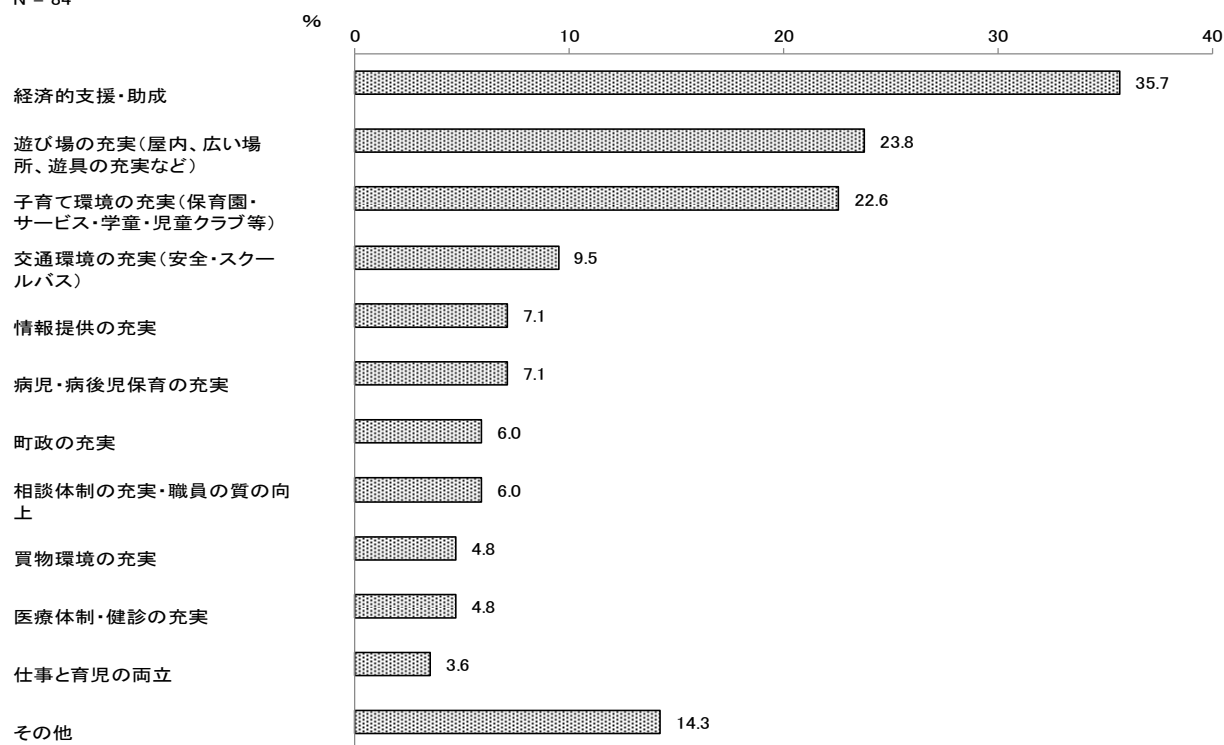


⑭ 自由意見

就学前児童調査では、回答者の33%が記述し、記述内容を分類すると「経済的支援・助成」が36%と多く、次いで「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」が24%、「子育て環境の充実（保育園・サービス・学童・児童クラブ等）」が23%となっています。

就学前児童調査

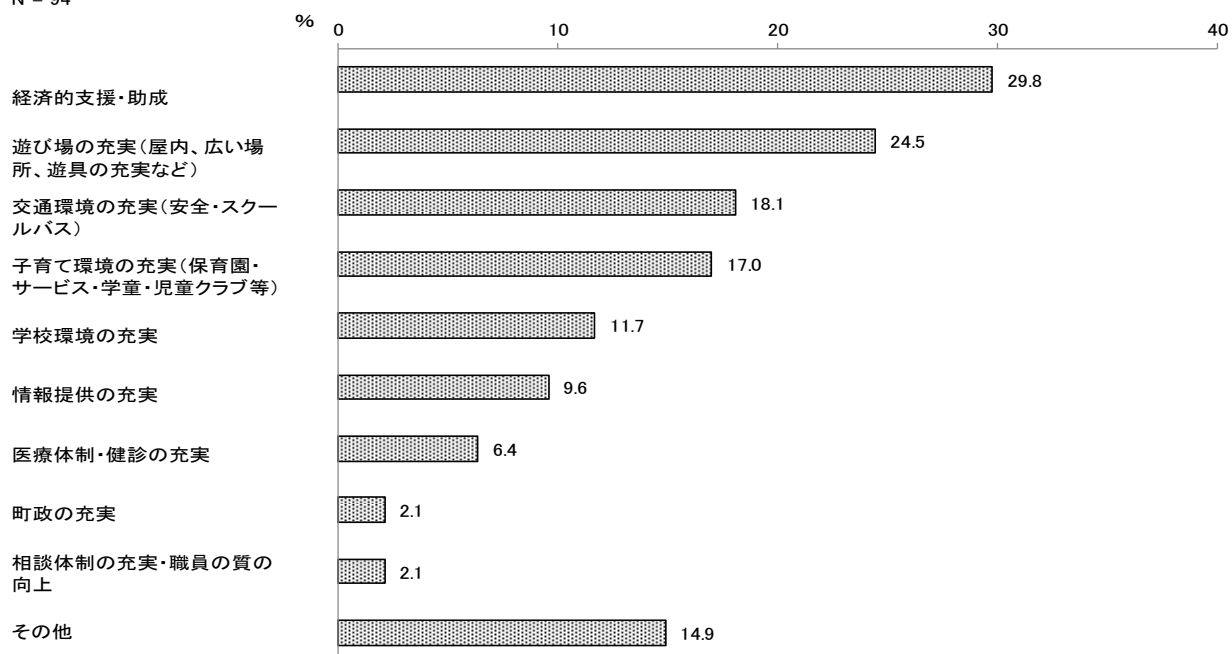
N = 84



小学生児童調査では、回答者の32%が記述し、記述内容を分類すると「経済的支援・助成」が30%と多く、次いで「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」が25%、「交通環境の充実（安全・スクールバス）」が18%となっています。

小学生児童調査

N = 94



7 本町の現状からみる課題

(1) 幼児期の教育・保育の充実

アンケート調査（P28）によると、共働き世帯が多く、引き続き保育ニーズは高いことが想定されます。一方で、町内の認可保育所（園）・認定こども園の入所率（利用定員に対する在所児童数）は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在では認可保育所（園）・認定こども園（保育部分）が80.2%、認定こども園（幼稚園部分）が24.6%となっています。

本町は、第2期計画期間は待機児童ゼロを達成しており、今後も待機児童ゼロの継続に向けて、少子化の傾向や親の就労状況、保育ニーズ等を踏まえたうえで、教育・保育事業の充実に努める必要があります。

(2) 地域における子育て支援の構築

アンケート調査（P30）によると、気軽に相談できる人は、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」や「友人や知人」が大半を占め、一方で、就学前児童調査では「民生委員・児童委員」、「保健所」、「横芝光町の子育て担当窓口」などの割合が低く、小学生児童調査では「民生委員・児童委員」、「保健所」、「養護教諭」、「横芝光町の子育て担当窓口」などの割合が低くなっており、身近な人以外への子育てに関する相談機会は少ないことがうかがえます。

また、国勢調査（P9）によると、本町の母子・父子世帯の割合は相対的におおむね増加傾向で推移しており、今後、少子化や核家族化がさらに進んでいく中で、相談する相手が身近にいない家庭に対して、孤立して悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築に努める必要があります。

(3) 仕事と子育ての両立支援

国勢調査（P14）によると、本町の働く女性の割合は増加傾向にあります。また、女性が結婚・出産期にあたる年代に労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するという「M字曲線」の差も年々小さくなっていることから、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

しかしながら、アンケート調査（P33）では、望ましい子育て支援施策として、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が第3位となっており、仕事と子育ての両立に向けたさらなる支援に取り組む必要があります。

(4) 多様な子育て支援の提供

アンケート調査（P23）によると、不定期に利用したい一時預かり事業について、「利用希望はない」が53%と多いものの、「一時預かり」が32%、「ベビーシッター」が6%となっており、さまざまなニーズが見られました。

ライフスタイルの多様化や国による働き方改革なども進んでいく中で、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、多様な子育て支援の提供について検討する必要があります。

(5) 子育てしやすい環境の整備

アンケート調査（P33）によると、望ましい子育て支援施策として、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が第1位、「子育てのための安心、安全な環境整備」が第2位、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が第3位となっています。また、自由意見（P43・44）においても、「経済的支援・助成」をはじめ、「遊び場の充実（屋内、広い場所、遊具の充実など）」、「交通環境の充実（安全・スクールバス）」などへの記述が多く見られました。

「子育てのための安心・安全な環境整備」については、子どもの遊び場や居場所の充実、通学時の安全・安心の確保、発達障がい※6など特別な配慮を必要とする子どもに対する支援などを求める記述が多くなっていることから、関係各課や専門機関等と連携・協働し、子育て環境の整備に向けて取り組む必要があります。

(6) 教育・保育施設等の人材確保

全国的に、教育・保育施設等の人材不足が深刻化しており、国からも幼児教育・保育の質の確保・向上が求められています。このため、研修の充実等による資質及び専門性の向上、人材確保に向けた幼児教育・保育施設における職場環境の改善や待遇向上、離職防止などへの支援が重要となっています。

※6 発達障がい：広汎性発達障がい（自閉症等）、学習障がい、注意欠如多動性障がい等、通常低年齢で発現する脳機能の障がいのこと。

8 第2期計画の評価

第2期計画の第4章及び第5章について、「事業等の進捗評価」及び「今後の取組」の面から、事業担当者による評価を行いました。評価区分は下記のAからEの5段階で行いました。

第4章「子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」の評価結果は34項目中、事業等の進捗ではAが20件、Bが8件、Eが6件となっています。また、今後の取組ではAが14件、Bが9件、Cが5件、Eが6件となっています。

第5章「子育て支援施策の展開」の評価結果は123項目中、事業等の進捗ではAが28件、Bが55件、Cが40件となっています。また、今後の取組ではAが30件、Bが57件、Cが36件となっています。

《評価区分》

区分	事業等の進捗	今後の取組
A	目標達成	計画どおり進んでおり、現状維持で継続して実施
B	目標に向けて改善	さらに推進する、充実を図る
C	現状維持	内容・規模・手法等を見直して推進する
D	停滞	休止・廃止
E	実施に向け検討	その他

《第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策の評価》

第4章		項目数	事業等の進捗					今後の取組				
			A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
4	乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保【基本課題1】	2	2					2				
5	地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保【基本課題2】											
	(1) 利用者支援事業	3		3					3			
	(2) 延長保育事業	2	2					2				
	(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	2		2				2				
	(4) 子育て短期支援事業	2					2					2
	(5) 地域子育て支援拠点事業	2	2					2				
	(6) 一時預かり事業	5	5					3		2		
	(7) 病児保育事業	2	2					2				
	(8) ファミリー・サポート・センター事業	2					2					2
	(9) 乳児家庭全戸訪問事業	2	2					2				
	(10) 養育支援訪問事業	2					2					2
	(11) 妊婦健康診査事業	2	2					2				
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	2		2						2		
6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保											
	(1) 認定こども園の普及について	1	1						1			
	(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について	1	1						1			
	(3) 幼保小連携の取組の推進について	1		1						1		

第4章		項目数	事業等の進捗					今後の取組				
			A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保		1	1					1				
合計		34	20	8			6	14	9	5		6

《第5章 子育て支援施策の展開の評価》

第5章		項目数	事業等の進捗					今後の取組				
			A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
1 子ども～子ども自らの成長を支援するまちづくり～ 【基本目標1】	(1) 子どもの権利の尊重 〔目標1〕	25	4	9	12			6	6	13		
	(2) 子どもの健康の確保 〔目標2〕	13		2	11				2	11		
	(3) 子どもが学ぶ環境の充実 〔目標3〕	11		10	1				10	1		
	(4) 自立する力の育成 〔目標4〕	9		7	2				7	2		
2 親～安心して産み、楽しく子育てできるまちづくり～ 【基本目標2】	(1) 親の子育て力の向上 〔目標5〕	10	1	6	3			1	8	1		
	(2) 安全な妊娠・出産・ゆとりある子育ての環境づくり 〔目標6〕	21	8	12	1			8	11	2		
	(3) 子育て家庭への支援〔目標7〕	21	14	3	4			14	3	4		
3 地域～子どもや保護者の笑顔あふれるまちづくり～ 【基本目標3】	(1) 地域全体での子育て支援〔目標8〕	13	1	6	6			1	10	2		
合計		123	28	55	40			30	57	36		

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提として、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第2期計画の基本理念を継承します。

《基本理念》

すこやかに 育て 親子を育むまち・横芝光

子どもは社会の宝であり、次代の希望です。しかし、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、少子高齢化や核家族化、人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。こうした背景により、親が子育て力をつける機会が減少するとともに、地域における子育て力の低下が懸念されています。

本町では、子どもがいる世帯は、祖父母などとの同居世帯が比較的多く、家族や親戚間での子育ての助け合いが保たれているものの、核家族世帯の割合は高まっています。このため、今後は、こうした家族の結びつきを基本としながらも、すべての保護者が安心して子育てできるように、地域のあらゆる人たちの協力を得ながら、子どもと子育て家庭を地域全体で支える横芝光町を目指します。



2 基本課題と基本目標

本計画では、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に関する部分を計画の【基本課題】とします。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を引き継ぐものであり、【基本課題】以外の施策を推進するため、子ども、親、地域の視点から3つの【基本目標】を掲げます。

(1) 基本課題

【基本課題1】乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく乳幼児期の特定教育・保育事業施設（保育所（園）・認定こども園）について、年度ごと、認定区分ごとに量の見込みに応じた提供体制を確保します。

【基本課題2】地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

国が規定する地域子ども・子育て支援事業について、年度ごと、認定区分ごとに量の見込みに応じた提供体制を確保します。

(2) 基本目標

【基本目標1】子ども～子ども自らの成長を支援するまちづくり～

令和5年12月に国より示された「こども大綱」では「こどもまんなか社会」の実現として、すべての子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することが求められています。子どもは愛され慈しみ育まれるべき存在であり、一人ひとりの個性と主体性を認め、可能性を伸ばし、尊厳を保ちながら育っていくことが重要です。また、次代の担い手として、成長にあわせて心身の健康を育むとともに、学びや遊び、さまざまな体験やふれあいにより、豊かな心と自立する力を育むことが必要です。

子どもの幸せを第一に考え、子どもが最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進めます。

【基本目標2】親～安心して産み、楽しく子育てできるまちづくり～

子どもを産みたい人が産みやすいよう、また、親が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じられるようにするためには、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが大切です。

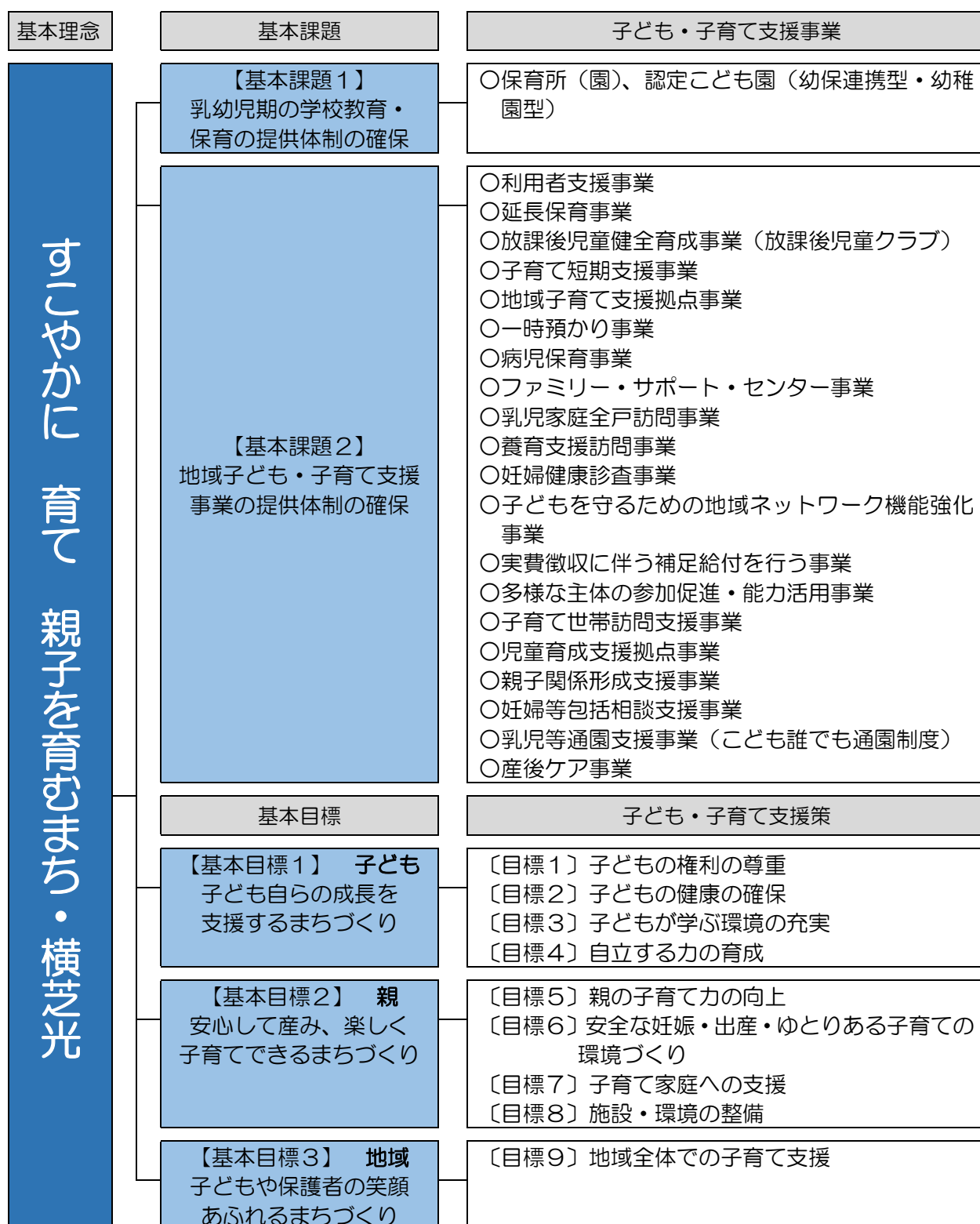
すべての子どもと子育て家庭が誰ひとり取り残されることなく、孤立することのないよう、安全な妊娠・出産のための体制づくり、親子の健康の確保、子育て不安の解消を図るとともに、男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。

【基本目標3】地域～子どもや保護者の笑顔あふれるまちづくり～

子どもは地域の宝であるという認識のもと、子どもの成長を地域の人々が温かなまなざしで見守る社会を目指すことが大切です。

地域でともに活動するなど、子どもと接する機会を増やすことで、子どもと子育て家庭を地域全体で支える取組を進めます。

3 施策体系



第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針によると、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本町では、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案して、町全域を1つの提供区域とします。

《横芝光町の教育・保育提供区域》

教育・保育		区域設定
●1号認定：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定子ども） ●2号認定：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定子ども） ●3号認定：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定子ども）		町全域 (1区域)
地域子ども・子育て支援事業		区域設定
●利用者支援事業 ●延長保育事業 ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●子育て短期支援事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●一時預かり事業 ●病児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●妊婦健康診査事業	●子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業 ●実費徴収に伴う補足給付を行う事業 ●多様な主体の参入促進・能力活用事業 ●子育て世帯訪問事業 ●児童育成支援拠点事業 ●親子関係形成支援事業 ●妊婦等包括相談支援事業 ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ●産後ケア事業	町全域 (1区域)

2 児童数の見込み

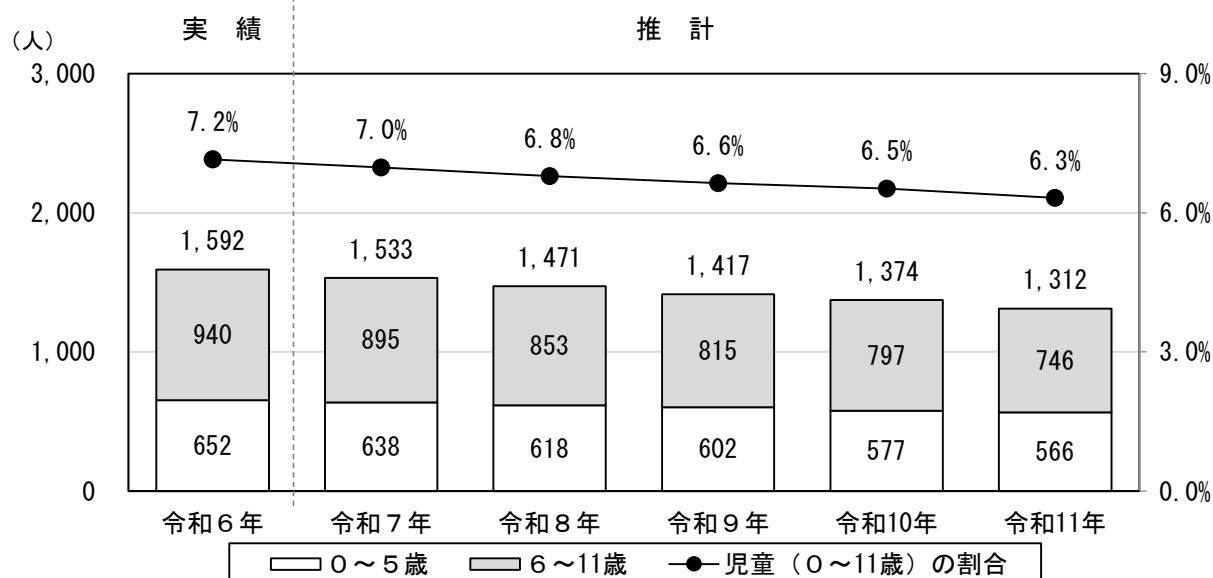
本計画の対象となる児童の見込みについては、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年3月31日現在）を用いて、コーホート変化率法※7により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

12歳未満の児童数は年々減少し、令和11年は1,312人になると予想され、令和6年から280人の減少が見込まれます。

《児童数の見込み》

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総人口	22,257	21,967	21,668	21,358	21,053	20,751
0歳	82	88	86	83	81	77
1歳	97	90	96	94	91	89
2歳	118	101	94	100	98	95
3歳	115	122	104	98	104	102
4歳	121	115	122	104	98	104
5歳	119	122	116	123	105	99
0～5歳	652	638	618	602	577	566
6歳	146	120	123	117	124	106
7歳	158	147	121	124	118	125
8歳	141	157	146	120	123	117
9歳	157	143	159	148	121	125
10歳	168	158	144	160	149	122
11歳	170	170	160	146	162	151
6～11歳	940	895	853	815	797	746
0～11歳	1,592	1,533	1,471	1,417	1,374	1,312

（各年3月31日現在）



※7 コーホート変化率法：コーホートとは、同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す言葉で、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保【基本課題 1】

町内では、認定こども園2か所（幼稚園型1か所、幼保連携型1か所）、認可保育所（園）6か所で事業を実施しています。

第2期計画期間は、幼稚園の認定こども園化や施設間の連携強化等により、一体的な教育・保育の提供体制を整備し、待機児童ゼロを実現しています。

近年、幼稚園部分（1号認定）の利用率は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や母親のフルタイム勤務の増加等に起因する低年齢の保育ニーズの高まりにより、0～2歳の保育部分（3号認定）の利用率が増加傾向にあります。

《横芝光町の教育・保育施設》

公・私	種別	施設名	所在地
公立	保育所	横芝保育所	栗山 2267 番地
私立	保育園	フタバ保育園	栗山 4745 番地
		日吉保育園	篠本 5171 番地
		光町保育園	宮川 11796 番地 2
		光町中央保育園	宮川 12116 番地 6
		白浜保育園	木戸 3889 番地
	認定こども園（幼稚園型）	横芝まさが幼稚園	横芝 482 番地 2
	認定こども園（幼保連携型）	光町中央幼稚園	宮川 5643 番地 11

《第2期計画の実績》

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)
①児 童 数（人）		454	454	386	441	441	358	421	421	356
②利用者数（人）		33	402	182	34	392	171	21	379	170
確保方策 （利用定 員）（人）	認定こども園、幼稚園、 保育所（園）（教育・保 育施設）	120	592	268	110	576	259	95	531	229
	③合計	120	592	268	110	576	259	95	531	229
③－② 差（人）		87	190	86	76	184	88	74	152	59
②/①利用率（％）		7.3%	88.5%	47.2%	7.7%	88.9%	47.8%	5.0%	90.0%	47.8%

		令和5年度			令和6年度		
		3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)
①児 童 数（人）		386	386	332	358	358	300
②利用者数（人）		22	345	158	16	321	160
確保方策 （利用定 員）（人）	認定こども園、幼稚 園、保育所（園）（教 育・保育施設）	85	444	216	65	395	205
	③合計	85	444	216	65	395	205
③－② 差（人）		63	99	58	49	74	45
②/①利用率（％）		5.7%	89.4%	47.6%	4.5%	89.7%	53.3%

《確保方策及び今後の方向性》

- 乳幼児数の減少に伴い、量の見込みも年々減少することが見込まれます。
- 各年度の量の見込みを踏まえた事業量を確保するとともに、待機児童を発生させないことを大前提としたうえで、乳幼児数の減少と保育士不足に対応した柔軟な体制づくりを行います。
- 近隣市町村児童の広域利用分は一定程度存在することが想定されますが、上記の量の見込み及び確保方策には含まれていません。

《第3期計画の量の見込み・確保方策》

			3-5歳学校教育のみ (1号認定)	3-5歳保育 の必要あり (2号認定)	0歳保育の 必要あり (3号認定)	1歳保育の 必要あり (3号認定)	2歳保育の 必要あり (3号認定)
令和7年度	①推計児童数(人)		359	359	88	90	101
	②量の見込み(人)		20	325	16	60	95
	確保 方策	認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
		③合計(人)	65	395	37	61	107
	③－②差(人)		40	70	21	1	12
	②/①利用率(%)		5.6	90.5	18.2	66.7	94.1
令和8年度	①推計児童数(人)		342	342	86	96	94
	②量の見込み(人)		20	310	16	60	90
	確保 方策	認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
		③合計(人)	65	395	37	61	107
	③－②差(人)		40	85	21	1	17
	②/①利用率(%)		5.8	90.6	18.6	62.5	95.7
令和9年度	①推計児童数(人)		325	325	83	94	100
	②量の見込み(人)		18	295	15	59	93
	確保 方策	認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
		③合計(人)	65	395	37	61	107
	③－②差(人)		47	100	22	2	14
	②/①利用率(%)		5.5	90.8	18.1	62.8	93.0
令和10年度	①推計児童数(人)		307	307	81	91	98
	②量の見込み(人)		16	280	15	59	92
	確保 方策	認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
		③合計(人)	65	395	37	61	107
	③－②差(人)		69	115	22	2	15
	②/①利用率(%)		5.2	91.2	18.5	64.8	93.9
令和11年度	①推計児童数(人)		305	305	77	89	95
	②量の見込み(人)		16	275	14	59	91
	確保 方策	認定こども園、保育所(園) (教育・保育施設)(人)	65	395	37	61	107
		③合計(人)	65	395	37	61	107
	③－②差(人)		49	120	23	2	16
	②/①利用率(%)		5.2	90.2	18.2	66.3	95.6

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保【基本課題2】

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、令和2年度から健康づくりセンター「プラム」内に子育て世代包括支援センターを立ち上げ、保健師や助産師等を配置し、母子保健型として事業を実施しています。

《事業概要》

- 基本型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。
- 特定型：主に市町村の窓口において、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。
- 母子保健型：主に市町村の保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師^{※8}等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。
- こども家庭センター型：旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

《第2期計画の実績（令和6年度は見込値）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型（か所）	0	0	0	0	0
母子保健型（か所）	1	1	1	1	1

《確保方策及び今後の方向性》

- 令和8年度中を目途に「こども家庭センター」を立ち上げるとともに、新たな専門職を配置して、妊産婦及び乳幼児の支援や子どもに対する虐待防止のための支援体制をさらに強化します。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型（か所）	0	0	0	0	0
基本型を活用していないもの（か所）	0	0	0	0	0
特定型（か所）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

※8 保健師：厚生大臣の免許を受けて保健師の名称を使用し保健指導にあたる者（保健師助産師看護師法の第3条）。学校や保健所等で集団検診や健康相談を行ったりする仕事の有資格者を指す。

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型（か所）	0	0	0	0	0
基本型を活用していないもの（か所）	0	0	0	0	0
特定型（か所）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

（2）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）、認定こども園等で保育を実施する事業です。

本町では、町内6か所の保育所（園）、認定こども園において、事業を実施しています。

《第2期計画の実績（令和6年度は見込値）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（人）	76	78	90	116	110
実施か所数（か所）	5	6	6	6	6

《確保方策及び今後の方向性》

○引き続き、6か所の保育所（園）及び認定こども園において事業の実施体制の確保を図るとともに、利用ニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	6	6	6	6	6

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	6	6	6	6	6

（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、現在町内計5か所において、保護者が昼間家庭にいない等の小学校児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

なお、第2期計画の利用実績は各年4月1日現在の定期利用の児童と長期休暇期間のみの児童を合計したものであり、1日あたりの利用児童は定員の範囲内となっています。

《第2期計画の実績（令和6年度は見込値）》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績 (人)	1年生	80	84	63	80	79
	2年生	70	75	72	59	79
	3年生	82	50	60	63	54
	4年生	27	42	29	47	47
	5年生	0	0	15	15	15
	6年生	0	0	0	13	4
	合計①	259	251	239	277	278
確保方策②(人)		250	250	250	250	250
差②－①(人)		-9	-1	11	-27	-28
確保方策(か所)		5	5	5	5	5

《確保方策及び今後の方向性》

○小学校の統廃合に併せて児童クラブの統合を実施するとともに、待機児童が発生している小学校については、学校施設内で空き教室等を活用した児童クラブの開設に向けて町教育委員会や町立小学校と協議して待機児童の早期の解消に努めます。
○新・放課後子ども総合プランの推進にあたって、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、町の関係各課が連携して取り組むよう努めます。
○障がいのある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもの受入については、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。
○支援員の増員や処遇の改善など働きやすい環境づくりに努めます。

《第3期計画の量の見込み》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用人数 (人)	1年生	80	80	78	76	76
	2年生	80	80	78	76	76
	3年生	60	60	60	60	60
	4年生	45	43	42	42	40
	5年生	15	15	15	15	15
	6年生	5	5	5	5	5
	合計	285	283	278	274	272

《第3期計画の確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人数（人）	1年生	80	80	80	80	80
	2年生	70	70	70	70	70
	3年生	55	55	55	55	55
	4年生	30	30	30	30	30
	5年生	10	10	10	10	10
	6年生	5	5	5	5	5
	合計	250	250	250	250	250
利用を希望するが利用できない児童数（待機児童数）（人）		35	33	28	24	22
放課後児童クラブ 実施支援単位数（か所）		5	5	5	5	5
放課後児童クラブ整備量 （支援単位数）（か所）		5	5	5	5	5

（4）子育て短期支援事業

保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

《確保方策及び今後の方向性》

○引き続き、広域的な対応も含めて検討します。

（5）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を通じて、子育ての孤立感や負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える取組をする事業です。

本町では、1か所の拠点を設置し、平日に専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

《第2期計画の実績（令和6年度は見込値）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（延回数※9）	1,312	1,387	1,843	1,733	1,700
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

※9 延回数：事業を利用した家庭がそれぞれ年間で利用した回数の合計（親子で利用した場合も1回とカウントする）。

《確保方策及び今後の方向性》

○引き続き、1か所の拠点での事業を継続するとともに、より利用しやすい提供体制の充実と質の向上に努めます。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

（6）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所（園）等で一時的に預かる事業です。

① 一時預かり事業（認定こども園）

幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

本町では、町内2か所の認定こども園において事業を実施しています。

《第2期計画の実績（令和6年度は見込値）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（延日数※10）	9,713	7,818	5,740	5,717	6,225
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

《確保方策及び今後の方向性》

○調査結果から得られた利用ニーズによると、通常（平日）の保育ニーズの高まりなどにより、量の見込みは、第2期計画の利用実績より低い水準となることを見込まれます。
○引き続き、2か所の認定こども園において事業の実施体制の確保を図ります。

※10 延日数：事業を利用した子どもがそれぞれ年間で利用した日数の合計。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号による利用（人日）	20	18	17	16	15

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号による利用（人日）	20	18	17	16	15
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

② 一時預かり事業（認定こども園以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所（園）、認定こども園に通っていない乳児又は幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、月12日を利用限度とし、町内1か所の保育所（園）（子育て支援センター※¹¹）で実施しています。

《第2期計画の実績（令和6年度は見込値）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（延日数）	354	419	422	786	780
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

《確保方策及び今後の方向性》

○引き続き、子育て支援センター光において事業の実施体制の確保を図ります。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人日）	3	3	3	3	3

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人日）	3	3	3	3	3
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

（7）病児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本町では、1か所の保育所（園）で体調不良児対応型病児保育事業を実施しています。

※11 子育て支援センター：地域における子育て支援や交流の拠点。育児相談、子育て支援情報の提供、育児ボランティアの育成、子育てサークルなどへの支援、関係機関との調整、子育て講演会の開催などを行う。

《第2期計画の実績（令和6年度は見込値）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（延人数）	0	281	281	450	450
確保方策（か所）	0	1	1	1	1

《確保方策及び今後の方向性》

○引き続き、光町保育園において事業の実施体制の確保を支援します。
○その他の病児保育事業についてはニーズに応じて広域的な対応も含めて検討します。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

（8）ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

《確保方策及び今後の方向性》

○適宜、事業の実施に向けて検討します。

（9）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

《第2期計画の実績（令和6年度は見込値）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績（人）	53	76	53	60	100

《確保方策及び今後の方向性》

○町内の対象家庭すべての訪問を想定し、推計児童数から事業量を見込んでいます。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問人数（人）	88	86	83	81	77

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問人数（人）	88	86	83	81	77

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

《確保方策及び今後の方向性》

○児童虐待に関する相談や乳児訪問等により、児童の養育について積極的に支援することが必要とされる家庭に対し、要保護児童対策地域協議会を中心として組織的な支援体制の整備を図ります。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《第2期計画の実績（令和6年度は見込値）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実績（人）	160	152	128	136	120

《確保方策及び今後の方向性》

○本計画期間における推計児童数から事業量を見込んでいます。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診人数（人）	88	86	83	81	77

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診人数（人）	88	86	83	81	77

(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

《確保方策及び今後の方向性》

○必要に応じて事業の実施について検討します。

(13) 実費徴収に伴う補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町においては、小中学校の学校給食費無償化に加え、新たに令和5年度から3歳以上児を対象に施設等が徴収する給食費に対して助成を行っています。

《確保方策及び今後の方向性》

○物価高騰による給食費の動向をみながら助成額の調整を行います。また、さらなる保護者の経済的負担を軽減するため、社会情勢をみながら必要に応じて新たな事業の実施について検討します。

(14) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

《確保方策及び今後の方向性》

○本町では社会福祉法人や学校法人等を含む多様な主体による事業展開を図っており、必要に応じて事業の実施について検討します。

(15) 子育て世帯訪問事業

家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

《確保方策及び今後の方向性》

○必要に応じて事業の実施について検討します。

(16) 児童育成支援拠点事業

対象児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を実施する事業です。

本町において、公益財団法人B & G財団の支援のもと、NPO法人が令和5年度から子ども第3の居場所事業を実施しています。

《確保方策及び今後の方向性》

○子どもや保護者が利用しやすい環境づくりと事業の継続的な実施に向けて必要な支援を行います。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

(17) 親子関係形成支援事業

子どもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワークを通じて、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施する事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

《確保方策及び今後の方向性》

○必要に応じて事業の実施について検討します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援をする事業です。

《確保方策及び今後の方向性》

○すべての妊婦等に助産師や保健師による面談を実施する体制を確保します。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
面談実施合計回数（回）	264	258	249	243	231

※実利用者数に一人あたり面談回数3回を乗じた回数

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
面談実施合計回数（回）	264	258	249	243	231

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、3歳未満の保育所（園）等を利用していない子どもを、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所（園）等で定期的に預かる事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

《確保方策及び今後の方向性》

○令和8年度からの事業実施に向けて、町内事業者と協議し、実施体制の確保を進めていきます。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	0	1	1	1	1

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	0	1	1	1	1

(20) 産後ケア事業

産婦が安心して子育てができるよう、退院直後の産婦及びその乳児に対し、心身のケア、育児支援等を行う産後ケアを実施する事業です。宿泊（ショートステイ）型、通所（デイケア）型、訪問型によりそれぞれ7日間まで利用可能です。

《確保方策及び今後の方向性》

○町内外の医療機関に委託し、宿泊型、通所型、訪問型の3種類を実施します。

○病院、助産所又は、産婦の自宅において、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援します。

《第3期計画の量の見込み》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人）	132	129	125	122	116

《第3期計画の確保方策》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人）	132	129	125	122	116

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の推進について

認定こども園は幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、学校教育、保育、子育て支援を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

本町では、認定こども園として幼稚園型1か所、幼保連携型1か所を開設しています。今後も、子育て世代における保護者の利用動向や地域のニーズ等にかんがみ、学校教育・保育の一体的提供を推進します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮について

地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、翻訳機等を活用した子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、教育・保育施設等に対する支援策を検討します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きについて検討します。

7 幼保小連携の推進に関する体制の確保

認定こども園、保育所（園）の教諭や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、保育所（園）・認定こども園・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携強化に向けて関係機関との調整を行います。

第5章 子育て支援施策の展開

1 子ども～子ども自らの成長を支援するまちづくり～【基本目標1】

(1) 子どもの権利の尊重〔目標1〕



「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、平成元年に国連で採択され、平成6年にわが国で批准されたもので、この条約には、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」という子どもの4つの権利を守ることが定められています。

しかし、近年、児童虐待※¹²の増加が社会問題となっており、子どもの権利が守られず、保護を必要とする児童は増えている状況です。

本町では、これまで、児童虐待の予防や早期発見とその対応のため、育児不安※¹³を抱える保護者などへの相談体制を整えるとともに、関係機関との連携を進めてきました。今後は、児童虐待だけでなく育児困難家庭や支援を必要とする子どもへの対応を図るため、連携体制を強化する必要があります。

ニーズ調査結果（P37、38）では、「子育てでの保護者に関する悩み、不安」において、「子どもを叱りすぎているような気がする」が就学前児童調査27%、小学生児童調査33%、「ストレスで子どもに手をあげたり世話をしないことがある」が就学前児童調査5%、小学生児童調査3%となっています。

発達の支援が必要な子どもについては、平成17年に施行された「発達障害者支援法」を受けて、乳幼児期からその子どもに合った指導を行えるよう、早期発見と療育※¹⁴体制の整備を図ってきましたが、発達相談の対象者が増え、その対応が課題となっています。

ひとり親家庭については、自立に向けた生活全般に関する相談対応、生活の安定のための経済的支援を行っており、今後も引き続き支援していくことが必要です。

子どもの権利について周知・啓発を進めるとともに、支援を必要とする子どもや家庭に対しては、適切に対応していくことが重要です。

※12 児童虐待：児童に対して、身体的虐待（殴る・蹴るなど）、性的虐待（子どもへの性的行為など）、ネグレクト（家に閉じ込める・食事を与えないなど）、心理的虐待（言葉による脅し・無視など）を加えること。

※13 育児不安：親が育児に際して感じる不安（ストレス）などの総称。子どもへの否定的な感情といった心理的な情緒・感情の変化から、衝動的な攻撃を伴うものまで、かなりの幅がある。

※14 療育：障がい児が医療的配慮のもとで育成されること。

① 人権意識の啓発（施策１）

事業No.1	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念の啓発
担 当	健康こども課
事業概要	○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念について、住民に対する啓発を行います。 ○子どもたちと直接かかわる関係職員に一層の理解を促し、社会全体で子どもの権利擁護を推進します。
具体的取組	○教育・保育に携わる職員の子どもの権利に関する理解の促進

② 児童虐待防止（施策２）

事業No.2	家庭訪問事業
担 当	健康こども課
事業概要	○虐待の可能性など家庭での様子を把握するため、乳幼児健康診査未受診者、経過観察児を対象に、保健師が家庭を訪問し、相談・指導を行います。 ○児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行います。 ○子育て世代包括支援センター等において、切れ目ない子育て支援を行い、児童虐待の予防に努めます。 ○児童相談所等の関係機関との連携を強化します。
具体的取組	○家庭訪問等による健診未受診者の状況把握 ○子どもの権利擁護 ○虐待の発生予防、早期発見、早期対応



③ 障がいのある子どもへの支援（施策3）

事業No.3	5歳児相談・子育て相談（発達相談）・言葉の教室（早期発見、早期療育）
担 当	福祉課、健康こども課
事業概要	○発達面で経過観察が必要な子ども等を対象に、臨床発達心理士※¹⁵等による発達相談を実施します。 ○気軽に相談できる場とし、専門的な支援が必要な場合は、関係機関につないでいきます。発達に遅れがみられる乳幼児を対象に、ことばの教室で、遊びを通してその乳幼児に合った指導を行い、発達を促します。 ○乳幼児の各種健診を通して、病気や発達・発育の問題の早期発見を行い、早期支援につなげます。 ○身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に、健全な言語、社会性の発達を支援します。 ○妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、妊婦健診、産後ケア、乳幼児健診、新生児聴覚検査、新生児訪問、予防接種等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実します。 ○妊娠届時に新生児聴覚検査のパンフレットを配布することで妊娠中から早期に情報提供を行います。
具体的取組	○子育て相談（発達相談）：実施を継続 ○ことばの教室：実施を継続 ○保育所（園）・認定こども園の巡回相談：実施を継続 ○軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費の一部を助成 ○妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じた母子保健の充実 ○妊娠届出時にパンフレットの交付

事業No.4	情報の提供・交流
担 当	福祉課、健康こども課
事業概要	○療育に関する各種支援制度や相談機関等に関する情報提供の充実に努めます。 ○障がい児を育てる親同士が気軽に相談でき、育児不安の軽減が図られるよう、交流スペースの整備を推進します。
具体的取組	○妊娠届提出時に相談支援ファイルあおぞらを配布 ○障がい児を持つ親の会の実施 ○山武地区相談支援ファイルあおぞら2の活用

※15 臨床発達心理士:主に発達心理学をベースとしており、主に幼児期を中心とした発達障がいに関するエキスパート資格。

事業No.5	関係機関との連携
担 当	福祉課、健康こども課、教育課
事業概要	○障がい児支援の体制を整備するにあたり、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進するとともに、地域の関係機関と連携し強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する児童への支援体制の整備を行うよう努めます。 ○町が子ども・子育て支援を行うにあたり、開催する連携会議の構成員に子育て支援にかかわる関係機関として児童発達支援センターを加えます。
具体的取組	○連携に向けて関係機関との調整を行います。

事業No.6	療育体制の整備（システムづくり、療育相談）
担 当	福祉課
事業概要	○良好な療育環境づくりのため、行政、医療、保健、療育関係者及び障がい児保護者の協同による「香取海匠地域療育システムづくり検討会」を中心に、療育のためのネットワークの機能強化を図ります。 ○療育に関する課題解決に取り組むため、療育相談事業の充実を図ります。 ○「山武圏域自立支援協議会」に設置されている障害児部会を通じ、障がいのある児童に関する困難事例の検討、障がい児支援に関する勉強会や課題の検討を行い、情報共有・情報交換を進めます。 ○医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、山武圏域合同で総合的な支援体制の構築を図り、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置を目指します。
具体的取組	○香取海匠地域療育システムづくり検討会参画 ○療育支援コーディネーター※16配置 ○山武圏域自立支援協議会障害児部会参画 ○医療的ケア児への支援体制を構築し医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（山武圏域合同）

※16 療育支援コーディネーター:療育支援に関するケースをマネジメントし、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携をコーディネートする役割を担う人材として検討されており、資格としては、子どもと家族を支援するための障がい児療育のあり方、医療・福祉・教育に関する制度、地域における社会資源等を熟知していることなどの一定の条件を備え、ソーシャルワークの業務を果たせることが求められている。

事業No.7	障害児通所支援
担 当	福祉課、健康こども課
事業概要	○児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスとして、障がい児の教育・保育施設への通所支援を行います。
具体的取組	○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○計画相談支援等 ○保育所（園）・認定こども園訪問支援 ○放課後児童クラブによる障がい児の受入

事業No.8	障害児保育
担 当	健康こども課
事業概要	○通園と集団保育が可能な障がい児に対して、保育所（園）・認定こども園での受入体制を確保することにより、障がい児の成長発達を促すとともに、健常児との相互理解を促進します。
具体的取組	○障がい児の受入促進

事業No.9	心身障害児就学指導
担 当	健康こども課、教育課
事業概要	○本人や保護者の意志の尊重を基本に、障がいを持つ子どもと持たない子どもが、できる限り、ともに学べる教育を推進します。また、状況の変化に対応できる柔軟な心身障害児就学指導を継続します。
具体的取組	○教育支援委員会の開催 ○巡回相談時、支援状況を学校へ引き継ぐための就学児童に関する連絡会の開催

事業No.10	担当教員の研修と相談機能の充実
担 当	教育課
事業概要	○注意欠如／多動性障がい(AD／HD) ^{※17} 、学習障がい(LD) ^{※18} 、高機能自閉症 ^{※19} などに対し、適切な教育対応が図られるよう、特別支援教育にかかわる教職員の研修への派遣など、資質や専門性の向上に努めます。
具体的取組	○特別支援教育コーディネーター連絡会議、特別支援学級担当者研修会での事例研修の拡充

事業No.11	障がい児に対する助成
担 当	福祉課
事業概要	○障がいの程度や所得要件などにより手当等を支給します。
具体的取組	○障害児福祉手当 ○特別児童扶養手当 ○重度心身障害者（児）医療費助成

④ ひとり親家庭への支援（施策4）

事業No.12	ひとり親家庭への医療費助成
担 当	健康こども課
事業概要	○18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭の父母及びその児童等を対象に、医療費等を助成します。
具体的取組	○ひとり親家庭への医療費保険適用分の一部助成を継続

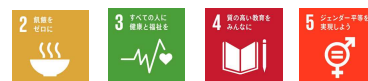
事業No.13	ひとり親家庭社会体育施設使用料の減免
担 当	健康こども課、社会文化課
事業概要	○平成17年度以来実施している、ひとり親家庭の社会体育施設使用料にかかる減免制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
具体的取組	○社会体育施設使用料等の減免

※17 注意欠如／多動性障がい(AD／HD):年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

※18 学習障がい(LD):基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されている、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

※19 高機能自閉症:3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(2) 子どもの健康の確保〔目標2〕



朝食の欠食や不規則な食事、栄養バランスの偏った食事内容など、食習慣の乱れが生じており、子どもの肥満や思春期やせ症※²⁰など、健康面に問題が表れています。

加えて、家族そろって食事をする機会の減少による子どもの孤食の増加、親の食に関する知識の不足なども問題となっています。

ニーズ調査結果（P35、36）では、「子育てでの子どもに関する悩み、不安」において、「食事や栄養」が就学前児童調査45%、小学生児童調査30%となっています。

本町では、保育所（園）や認定こども園、学校等で、食生活や健康のための生活習慣について学ぶ機会や、親子で料理を楽しみ、食の大切さを感じる機会などを提供しており、今後も、こうした取組を継続することが必要です。

また、生涯にわたり健康でいるためには、幼少期からの心と体の健康づくりが大切であることから、今後も、家庭と保育所（園）や認定こども園、学校等、関係機関が連携して、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育を推進するとともに、思春期のさまざまな悩みに対応する体制を充実していくことが必要です。

① 食育の推進（施策5）

事業No.14	生活習慣についての指導
担 当	健康こども課、教育課
事業概要	○幼児期からの食育の推進と、小児生活習慣病※ ²¹ の予防に向けて、保育所（園）・認定こども園・学校での各種教室の開催時に、食生活・健康のための生活習慣に関する指導を行います。
具体的取組	○食育推進事業 ○小児生活習慣病予防健診及び事後指導

事業No.15	おやこの食育教室
担 当	健康こども課、教育課
事業概要	○食育の推進と、小児生活習慣病の予防に向けて、小学生おやこの食育教室を開催します。
具体的取組	○食育推進事業（おやこの食育教室とおやこクッキング）

※20 思春期やせ症：思春期の女性に多くみられる摂食障がいの一つで、神経性食欲不振症、拒食症とも呼ばれる。学校での友達関係のトラブルや家庭や成績などの問題が要因とされている。

※21 小児生活習慣病：以前は成人病といわれていた肥満、高血圧、脂質異常症、心筋梗塞、糖尿病といった病気を子ども達が罹患した状態のものを指す。小児生活習慣病の一般的な概念は「成人になったときの状態を考慮しながら、小児期から治療や管理をしなければならない疾患」となっている。

事業No.16	小中学生ブラッシング指導
担 当	健康こども課、教育課
事業概要	○歯科衛生士の協力を得て、小中学校の学級活動において、ブラッシング指導を実施します。
具体的取組	○歯科保健対策充実事業（歯科保健指導）

② 思春期保健の推進（施策6）

事業No.17	性教育・生活習慣病予防の教育
担 当	健康こども課、教育課、社会文化課
事業概要	○思春期に自分、相手の命と心を大切にすること、正しい性知識を習得するため、助産師※²²など専門的な講師を迎え「思春期教室」を開催します。また、養護教諭が中心となり教育相談・個別指導を行い、正しい認識を深めます。 ○早期からの生活習慣病予防に向けて、小学校4年・中学1年生及び要観察者に対して小児生活習慣病予防健診を実施し、必要に応じて保健師や管理栄養士が関係機関と連携し、事後指導を行います。
具体的取組	○小児生活習慣病予防健診及び事後指導 ○中学校で年1回性教育の実施 ○小学校では養護教諭が指導マニュアルに基づき性教育を実施

事業No.18	薬物乱用防止等の教育
担 当	健康こども課、教育課
事業概要	○小中学校において、喫煙・飲酒等を含めた「薬物乱用防止教室」などを実施し、児童・生徒に対し指導します。
具体的取組	○小学校で喫煙防止教育を実施

※22 助産師:厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦、若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子。助産師は、助産師国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けなくてはならない。

事業No.19	児童・生徒の心の悩みに関する相談・支援体制の充実
担 当	教育課
事業概要	○小中学校に、スクールカウンセラー※23、心の教室相談員を配置し、いじめや不登校等、児童・生徒の相談に対応します。 ○思春期の心のケアについて、事例研究やケース会議を行い、担当者の資質・能力の向上を図るとともに、関係機関と連携した相談活動を推進します。 ○民生委員・児童委員、教育センター等関係機関と連携して、不登校児童への支援体制の充実を図ります。 ○学校でのアンケートや教育相談を活用し、家庭の問題の早期発見・早期解決に努めます。
具体的取組	○スクールカウンセラー（中学校2校及び小学校2校）、心の教室相談員（町内2校）の配置を継続 ○思春期の心のケアに関する相談窓口を継続 ○長期欠席児童生徒及び生徒指導対策委員会の開催を継続 ○定期的なアンケートの実施を継続 ○教育相談週間の設定

（３）子どもが学ぶ環境の充実〔目標３〕



本町では、児童・生徒一人ひとりがその特性を活かして自立していけるように、子どもたちの確かな学力の定着を図るとともに、道徳教育や文化活動を通じた豊かな心の育成を図っています。

また、子ども一人ひとりの特性や状態に応じたきめ細かな指導に向けて、教職員の研修や学校支援ボランティアの拡充に取り組んでいます。

ニーズ調査結果（P31、32）では、「横芝光町の子育て環境について」において、「学校の教育水準が高い」に『そう思う』（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）と回答した方が就学前児童調査25%、小学生児童調査31%、同様に「学校環境が安心できる」に『そう思う』と回答した方が就学前児童調査42%、小学生児童調査57%となっています。

今後は、こうした取組を継続しながら、信頼される学校づくりに向けて、保護者や地域と連携した学校評価の実施や、運営のさらなる向上が重要です。

※23 スクールカウンセラー：学校で児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家。いじめや不登校などの対応にあたって、児童生徒へのカウンセリングをはじめ、教職員や保護者への指導・助言、カウンセリング等に関する情報収集・提供などを行う。

① 学校教育の充実（施策7）

事業No.20	学力の向上
担 当	教育課
事業概要	○授業時数の確保、指導内容や方法の改善を進め、確かな学力の定着を図ります。 ○少人数指導やチーム・ティーチングにより、子ども一人ひとりの特性や状態に応じたきめ細かな指導を推進します。 ○小学校からの英語学習を充実させ、学力の向上と国際的な視野を持った人材の育成を図ります。 ○学校・家庭・地域が連携した指導の充実を図ります。また、小中学校がともに課題意識を持って連携した指導を充実させます。
具体的取組	○教職員研修の充実

事業No.21	豊かな心の育成
担 当	教育課、社会文化課
事業概要	○道徳科の時間や学校生活のさまざまな場面における教員等の児童・生徒への適切な対応により、子どもたちの豊かな心の育成を図ります。 ○子どもたちが、郷土の歴史や郷土が輩出した人材等について学習する機会の充実を図ります。
具体的取組	○ピアサポート※²⁴授業の実施 ○豊かな心育む教育・文化のかおるまちづくり

事業No.22	情報モラル教育の実施
担 当	教育課
事業概要	○情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てること、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解促進、セキュリティの知識・技術等を習得することを目的に、小中学校において情報モラル教育を指導します。
具体的取組	○各小中学校へ通知

※24 ピアサポート:ピアとは仲間や職場の同僚を意味する言葉で、サポートとは支援することを意味しており、専門家によるサポートとは違い、仲間としてよりよくサポートする“仲間力”に基づき、児童同士が仲間として課題解決の活動をとることを促す授業。

事業No.23	学校評価の取組
担 当	教育課
事業概要	○ミニ集会や授業公開の推進など、開かれた学校づくりを推進するとともに、学校評価の実施と公表を進め、家庭・地域と連携して質の高い教育を保障することで、信頼される学校づくりに努めます。
具体的取組	○学校関係者評価及び第三者評価を含めた学校評価の実施

事業No.24	学校施設・環境の充実
担 当	教育課
事業概要	○学校施設の耐震化を促進し、安全で快適な教育環境の整備を図ります。
具体的取組	○学校施設の耐震化 非構造部材（外・内装材・照明器具・本棚等）の耐震化

（４）自立する力の育成〔目標４〕



少子化の進行等により、子どもたちが集団で遊ぶことが少なくなり、子どもが社会性を身につける機会や年齢や世代を超えた交流の機会が減少していることが問題となっています。

本町は、都市部に比べて地域の人と人とのつながりが根強く残っているものの、子どもと地域の大人とのかかわりは必ずしも強いとはいえない状況です。

ニーズ調査結果（小学生児童）では、「子どもの催しへの参加状況」については、「参加していない」が34%と多く、「スポーツ活動」が32%、「子ども会等の青少年団体活動」が25%となっています。

今後は、子どもの社会性を育むため、地域におけるさまざまなスポーツ・文化活動等を通して、子ども同士や地域との交流を深めるとともに、子どもたちが将来のことについて考える多様な機会を充実していくことが重要です。

① 生涯学習の充実（施策８）

事業No.25	子どもたちの活動の場の確保
担 当	社会文化課
事業概要	○子どもたちがさまざまな体験をできるよう、各種団体と連携し、子どもが週末に活動する場を拡充します。
具体的取組	○スポーツ大会（子ども会との連携）、つどい大会（青少年相談員との連携）、スキー&スノーボード教室（子ども会・青少年相談員との連携）の継続 ○事業を通じた地域住民との交流の推進

② 次代の親の育成（施策９）

事業No.26	意識の啓発
担 当	教育課
事業概要	○家庭の中で、男女が協力して家庭を築くことの重要性、子どもを産み育てることの意義についての広報・啓発を充実します。 ○学校においては、一人ひとりの個性を大切にする意識を育むために、男女平等の意識づくり、個性や能力を尊重する意識を高めます。
具体的取組	○教育関係者の意識啓発と研修の実施を継続 ○児童生徒の個性に応じた生活・進路指導の継続

事業No.27	職業体験機会の充実
担 当	教育課
事業概要	○在学中から職業意識を啓発するため、地域の各事業所に協力を依頼し、小中学生の職業体験の機会を充実します。 ○働くことや専門的知識・技能習得の意義について理解を深めるため、キャリア教育※²⁵を推進します。
具体的取組	○職業体験の受入事業所の充実

事業No.28	こどもジョブパーク（子ども向け職業体験会）の活用
担 当	産業課（主催：町商工会）
事業概要	○地域事業者による子どもたちへの仕事体験を実施し、地域の魅力や仕事の楽しさを理解します。
具体的取組	○実施に向けた支援及び住民への周知を行います。

事業No.29	「航空業界学習事業」周遊フライトの実施
担 当	企画空港課、教育課
事業概要	○身近にある成田空港の魅力や航空関連の仕事に対する理解を深めるため、航空会社に協力を依頼し、体験できる機会を設けます。
具体的取組	○町内小学校の6年生対象の周遊フライトや空港施設見学を実施します。

※25 キャリア教育：児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。児童生徒それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育を指す。

2 親～安心して産み、楽しく子育てできるまちづくり～【基本目標2】

(1) 親の子育て力の向上〔目標5〕



家庭教育は、すべての教育の出発点であり、生活のために必要な習慣を身につけるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促すうえで、重要な役割を担うものです。

しかし、家庭教育に対する親の意識が変化していること、学習機会があっても仕事などで参加できないこと、親戚や地域からの支援が受けにくくなっていることなどにより、家庭教育力の低下が指摘されています。

ニーズ調査結果（P37、38）では、「子育てでの保護者に関する悩み、不安」について、「配偶者・パートナーの協力が少ない」が就学前児童調査16%、小学生児童調査12%、「話し相手や相談相手、協力者がいない」が就学前児童調査4%、小学生児童調査4%となっています。

本町では、こうした保護者の子育て不安を解消し、家庭での教育を支援するため、妊婦やその家族などを対象に、妊娠・出産・育児に関する情報や子育ての仲間づくりの機会を提供するとともに、母親の育児負担を軽減するため、父親の育児参加の促進を図っています。

また、保育所（園）・認定こども園・学校等で家庭教育学級を開催し、子育てに関する学習・相談機会の充実や啓発活動に取り組んでいます。

さらに、地域全体で家庭教育を支援していくため、各種母子保健事業※²⁶の実施にあたり、保健推進員※²⁷や子育て経験のあるボランティアなど、地域人材の協力を得る体制を整備しています。

今後は、こうした活動をさらに充実し、家族が協力して子育てを担いあうことの重要性を啓発するとともに、家庭と地域が連携して、家庭教育力の向上に取り組むことが必要です。

① 家庭の役割への理解（施策10）

事業No.30	固定的な役割分担意識の改革
担 当	健康こども課
事業概要	○家族が協力して家庭生活を営んでいくことの重要性について意識啓発するため、妊娠届出時に、父子手帳の交付、子育てに関するパンフレットの配布などを行います。
具体的取組	○母子健康手帳交付時に父子手帳の交付

※26 母子保健事業：妊産婦や乳幼児に対して疾病の予防や障がいの早期発見、早期治療を目的に、市町村が行う各種健康診査や保健指導、相談等の事業。

※27 保健推進員：赤ちゃんからお年寄りまでが健康で明るく生活することを目的に、地域ぐるみで健康づくりを推進する人。

事業No.31	子育て教室（さくらんぼクラブ）
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て支援センターで、子育てに関する講座などを開催し、保護者の育児不安を解消する場、子育て仲間をつくる場とします。
具体的取組	○子育て教室の実施

事業No.32	家庭教育力の向上
担 当	社会文化課
事業概要	○保育所（園）・認定こども園・小中学校で、家庭教育に関する講演会・親子活動・研修等を計画的に行い、家庭における教育力の向上を図ります。
具体的取組	○家庭教育学級、幼小中合同教育講演会の実施を継続

事業No.33	地域の人材の活用
担 当	健康こども課
事業概要	○各種健診等の母子保健事業の実施にあたり、地域住民の技術や知恵を活用します。
具体的取組	○母子保健事業への子育て経験のあるボランティアの参加

事業No.34	男女共同参画の推進
担 当	企画空港課
事業概要	○あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくりのため、ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう男性の家事・育児への参画を促進するとともに、女性がライフプランに応じた働き方を実現できるよう女性のチャレンジを支援します。
具体的取組	○講座の開催やチラシの配布等の情報発信・啓発により、男性の家事・育児等への参画を促進します。 ○女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の就業に向けたスキルの取得等を支援する講座等を開催します。

(2) 安全な妊娠・出産・ゆとりある子育ての環境づくり〔目標6〕



妊娠中や乳幼児期の子育ては、精神的・身体的に不安定におちいりやすく、育児不安を抱える保護者が多くみられます。また、妊娠届出時、夫と姓が違う、母子家庭等の家庭事情のある方は約2割いて、妊娠期から切れ目ない子育て支援が重要です。

そこで、産前産後の支援として、本町では、妊娠・出産・育児に関する学習機会や情報の提供、保健師等の専門職員による妊産婦や新生児への訪問などを行い、疾病や障がい等の早期発見、適切な指導と継続的な支援を図り、母子の健康の確保についての事業を行ってきました。

ニーズ調査結果（P33）では、「望ましい子育て支援施策」において、「妊娠・出産の支援」が就学前児童調査47%、小学生児童調査26%、「健診など子どもの健康の支援」が就学前児童調査44%、小学生児童調査33%となっています。

安心して子どもを育てるためには、こうした日常的あるいは突発的な病気やけがに対応できるよう、小児医療体制を整備することが重要で、本町においては、休日・夜間の医療体制を整えるとともに、近隣の病院などと連携した医療体制の構築を目指しています。

今後は、子どもや妊産婦の健康を確保し、安心・安全に出産や子育てのできる環境を充実させていく必要があります。

① 安心して妊娠・出産ができる取組（施策11）

事業No.35	母子健康手帳の交付
担 当	健康こども課
事業概要	○保健師・助産師が母子健康手帳を交付するとともに、個々の悩みや心配ごとへの相談対応、保健指導を行い、個々に応じた支援プランを作成し、切れ目ない支援を行います。特に、特定妊婦・ハイリスク妊婦等、支援の必要と思われる家庭などを早期に把握し、確実に支援していきます。 ○妊娠届出時に喫煙状況を問診し、正しい知識の啓発と指導に努めます。
具体的取組	○母子健康手帳交付時に保健師による面接を実施

事業No.36	母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進
担 当	健康こども課
事業概要	○働く妊婦に対し、母子健康手帳に掲載している「母性健康管理指導事項連絡カード」について、リーフレット等により説明し、相談対応、利用促進を図ります。
具体的取組	○リーフレットの配布

事業No.37	乳幼児健康相談（定期健康相談、面接・電話相談）
担 当	健康こども課
事業概要	○妊娠中の不快症状や気になること、乳幼児の身長、体重測定、育児についての相談など、住民が気軽に利用できる相談の場を充実します。 ○保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等による面接や電話相談を、随時健康づくりセンターで実施します。
具体的取組	○健康相談事業の実施

事業No.38	産前産後サポート事業の実施
担 当	健康こども課
事業概要	○妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、子育て経験者や専門職等が、不安や悩みを傾聴し、相談支援を行います。
具体的取組	○妊娠期・産後4か月までの妊婦産婦を対象とした集団型の教室を実施

② 母子の健康支援（施策 12）

事業No.39	乳幼児健康診査
担 当	健康こども課
事業概要	○乳児から就学前までの幼児を対象に健康づくりセンターで集団健診・相談を行い、今後も支援が必要な場合は、事後指導につなげます。
具体的取組	○対象者に個別通知で受診を奨励し、疾病・異常の早期発見と、各種相談等事後指導につなげて継続した支援を実施。 ○育児疲れチェック等、アンケート結果から育児不安の高い方へ支援を実施。 《乳児期》乳児健診（4～5か月） 《幼児期》1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

事業No.40	予防接種
担 当	健康こども課
事業概要	○子どもが感染するおそれのある疾病の発生を予防するため、法に基づき各種予防接種の助成を行います。
具体的取組	○定期予防接種の助成 ○定期予防接種の勧奨

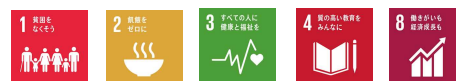
事業No.41	乳幼児突然死症候群（SIDS）※ ²⁸ 予防の啓発
担 当	健康こども課
事業概要	○妊娠届出時や乳幼児健診の場を利用して、リーフレットの配布やポスターの掲示等により、「仰向け寝の推進」「母乳栄養の推進」「家族の禁煙」等の知識を普及し、SIDSの危険性の低下を目指します。
具体的取組	○リーフレットの配布

事業No.42	子どもの事故防止の啓発
担 当	健康こども課
事業概要	○乳幼児健診の機会等を利用して、パンフレットの配布等により、家庭での事故防止について知識の普及を図ります。
具体的取組	○さくらんぼクラブで救急法講習会の実施 ○乳幼児健康診査にてリーフレットの配布

事業No.43	歯磨き教室
担 当	健康こども課
事業概要	○ウェルカムベビークラスやなかよし広場等を利用して、妊娠中・乳幼児期から口腔保健についての啓発、う歯予防に取り組むため歯磨き教室や歯科保健指導を行います。
具体的取組	○歯科保健事業（よい歯のコンクール、歯磨き教室等）の実施 ○リーフレットの配布

※28 SIDS:「Sudden Infant Death Syndrome」の略称。それまでの健康状態及び既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況が病理解剖（剖検）によってもその原因がわからない、乳幼児に突然の死をもたらした症候群と定義されている。多くは睡眠中に起こり、日本では、約2,000人に1人の割合で起こるといわれており、中でも1歳未満の赤ちゃんに多くみられる。

(3) 子育て家庭への支援〔目標7〕



就労形態の多様化や働く女性の増加により、少子高齢化の中でも、乳幼児期における教育・保育サービスの需要は高まっています。

しかし、出産後の職場復帰や、新たに就職する場合は、保護者の生活スタイルと希望する保育サービスが一致せず、利用できない場合があります。

ニーズ調査結果（就学前児童）では、「母親の育児休業後の職場復帰」において、「希望するタイミングよりも早く復帰した」が16%、「育児休業中に離職した」が7%となっています。また、「母親の短時間勤務制度の利用状況」では、「利用した」が42%となっています。

さらに、ニーズ調査結果（P33）では、「望ましい子育て支援施策」において、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が就学前児童調査70%、小学生児童調査62%となっています。

今後は、【基本課題1】及び【基本課題2】で示しているように、多様なニーズに対応する教育・保育サービスを充実させていくとともに、すべての子育て家庭に、わかりやすく子育て情報の提供を行い、子育ての悩みなどを相談しやすい体制を整備していくことが必要です。

① 情報提供・相談体制の充実（施策13）

事業No.44	子育て支援情報アプリ
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て支援情報アプリにより、妊娠届出から就学前まで、一貫したサービスの情報提供を行います。
具体的取組	○母子健康手帳交付時及び転入者にチラシ等を配布

事業No.45	関係機関の連携（園長会議）
担 当	健康こども課
事業概要	○保育所（園）・認定こども園との関係者会議（ケース連絡）を実施し、情報交換を行います。
具体的取組	○月1回の開催

事業No.46	ミニ集会
担 当	社会文化課
事業概要	○子どもの健全育成を目的に、各学校及び中学校区で、地域住民やPTAなどが集まり、各学校の現況や学校評価の結果等を確認し合い、課題解決に向けた情報交換を行うミニ集会を定期的を開催します。
具体的取組	○学校・家庭・地域の連携を推進

事業No.47	電話育児相談（たんぽぽテレホン）
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て支援センターにおいて、電話による育児の悩み等に保育士が対応します。
具体的取組	○子育て支援センターで実施、保育士による相談（平日午前9時～午後4時）

事業No.48	相談・手続きの体制づくり
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て支援センターを拠点として、各種相談に対応します。 ○保護者と接する機会の多い保育所（園）や認定こども園などが、身近な相談窓口となり、随時対応します。 ○各種相談・手続きなどについて、各担当窓口が円滑に対応するとともに、新たな制度についても、関係課内で周知し適切に対応します。 ○妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。
具体的取組	○各種相談の住民への周知、各機関の連携を継続 ○各課での対応の円滑化

② 交流の場づくり（施策 14）

事業No.49	体験保育
担 当	健康こども課
事業概要	○1歳児、2歳児の未就園児とその親を対象に、隣接する光町保育園の同年齢のクラスと一緒に遊び、給食を食べて過ごす「体験保育」を実施します。
具体的取組	○子育て支援センターで実施

事業No.50	なかよし広場
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て支援センターにおいて、1歳児、2歳児の未就園児を対象に、遊びを通して、親子の交流を図ります。
具体的取組	○子育て支援センターで実施

事業No.51	サークル活動の支援
担 当	健康こども課
事業概要	○子育ての悩みや不安など、同じ立場の親が集い、気兼ねなく、気軽な気分で語りあえる場を持ち、情報交換や仲間づくりを行う活動を支援します。
具体的取組	○子育て支援センターで実施

③ 経済的な支援（施策 15）

事業No.52	乳幼児等の医療費の助成
担 当	健康こども課
事業概要	○子ども医療費助成事業
具体的取組	○「0歳から高校生年代まで」の保険診療分の医療費を助成

事業No.53	給食費の助成
担 当	健康こども課、教育課
事業概要	○保育所等給食費助成事業 ○学校給食費負担金助成事業
具体的取組	○3歳児から中学校3年生までの保育所（園）・認定こども園・小中学校での給食費を助成

(4) 施設・環境の整備〔目標8〕



町内における公立保育施設、児童クラブ、公園及び児童遊園の一部は整備から年月が立ち、施設や遊具などの老朽化が進んでいるため、少子化や地域の実情に合わせた施設の集約化や適切な改修等が必要となります。

ニーズ調査結果（P41、42）では、「子どもの遊び場で困ること」において、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童調査81%、小学生児童調査63%と多く、「遊具などの種類が充実していない」が就学前児童調査42%、小学生児童調査35%、「近くに遊び場がない」が就学前児童調査40%、小学生児童調査46%となっています。

また、ニーズ調査結果（小学生児童）（P27）の「放課後に過ごさせたい場所」において、「児童クラブ（学童保育）」が1～3年生では40%、4～6年生では41%となっています。

児童が長時間生活する保育施設や児童クラブの環境整備や地域の中で自由に遊び、快適で安全に過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

① 施設の整備（施策 16）

事業No.54	横芝地域の保育施設の整備
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て世帯の受入強化のため、公立保育施設を整備し、横芝地域の保育体制のさらなる強化を図ります。
具体的取組	○横芝保育所の整備

事業No.55	乳児等通園支援事業の実施
担 当	健康こども課
事業概要	○こども誰でも通園制度を実施します。
具体的取組	○各教育・保育施設と連携しながら、こども誰でも通園制度を実施します。 令和8年度の本格実施に向け、条例等の改正・制定、実施事業所の認可・確認手続きを進めます。

事業No.56	児童クラブの整備
担 当	健康こども課
事業概要	○小学校の統廃合に伴う児童クラブの統廃合
具体的取組	○教育委員会と協議し、横芝小学校及び光小学校の児童クラブの受入体制を強化します。また、小学校からの要望により、必要に応じて、学校内の環境改善に努めます。

② 環境の整備（施策 17）

事業No.57	就学前教育・保育施設の環境改善の整備
担 当	健康こども課
事業概要	○町内にある就学前教育・保育施設の環境改善を推進し、安全で快適な環境整備を図ります。
具体的取組	○照明器具のLED化、インクルーシブ遊具等の新規導入や既存遊具の更新、防犯対策の推進

事業No.58	公園施設の環境整備
担 当	社会文化課
事業概要	○誰もが遊べる遊具を導入し、安心して利用できる環境整備を図ります。
具体的取組	○坂田池公園等にインクルーシブ遊具等の新規導入や既存遊具の更新

事業No.59	授乳室等の設置推進
担 当	財政課、健康こども課、社会文化課
事業概要	○公共施設において搾乳ができる授乳室等を設置して子育て世代の利便性の向上を図ります。
具体的取組	○役場本庁舎等の公共施設に授乳室等の設置・検討

3 地域～子どもや保護者の笑顔あふれるまちづくり～【基本目標3】

(1) 地域全体での子育て支援〔目標9〕



少子化の進行や地域社会における人と人とのつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立し、育児不安を抱える保護者が増えていることが問題となっています。

本町は、都市部に比べて、核家族の割合が少なく、祖父母や親戚に子どもを預けやすい家庭が多く、家族や親戚同士による助け合いが多くみられますが、社会の流動化が高まるとともに、そのような相互扶助のつながりや、子どもたちの規範意識が薄れつつあることは否めません。

子どもや子育て家庭と地域のつながりを深めるために、地域行事などを活用し、世代間交流や地域活動への参加機会を提供し、子育て支援に限らず、地域のボランティア活動を推進することが必要です。

ニーズ調査結果（P37、38）では、「子育てでの保護者に関する悩み、不安」において、「保護者同士の交流・つきあいが難しい」が就学前児童調査18%、小学生児童調査20%となっています。

また、近年では、子どもの登下校時の事故や、高齢運転者により子どもが犠牲となる交通事故等が相次いで発生していることから、未就学児を中心に子どもが日常的に移動する経路等の安全確保を早急に進めるとともに、高齢運転者の安全運転を支えるための取組を促進することが重要です。

① 新しい地域社会づくり（施策18）

事業No.60	ボランティア活動の推進
担 当	健康こども課
事業概要	○住民のボランティア活動を推進するため、子育て支援センターを中心として、ボランティア活動に対する支援をします。 ○子育てにおけるボランティア活動を推進するため、母子保健事業での子育てボランティアの活用を推進します。
具体的取組	○子育てボランティアの母子保健事業への協力

事業No.61	世代間交流、地域の人との活動機会の拡充
担 当	社会文化課
事業概要	○子ども同士の異年齢交流、世代間交流を推進するため、地域の行事や生涯学習講座などを活用し、身近な場所とともに活動できる機会を提供します。
具体的取組	○家庭での教育力の向上

事業No.62	男女共同参画社会※ ²⁹ づくりの推進
担 当	企画空港課、健康こども課
事業概要	○「横芝光町男女共同参画計画」に基づき、誰もが自らの希望に応じた働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活との両立ができるよう、子育て家庭を地域で支え合うための意識啓発や取組の推進を図ります。
具体的取組	○産前産後サポート事業等での啓発活動 ○地域コミュニティ活動団体への支援

事業No.63	ジェンダーへの理解
担 当	企画空港課
事業概要	○誰もが個人として尊重され、家庭、仕事、地域生活などあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」とジェンダー平等を実現するため、性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消を目指します。
具体的取組	○講座開催や啓発活動によりあらゆる人や場面に向けた男女共同参画意識の啓発を行います。 ○男女共同参画に関する情報収集や発信を行います。

② 安全に安心して子育てできる環境づくり（施策 19）

事業No.64	良質な住宅の確保に関する取組の推進
担 当	都市建設課、健康こども課
事業概要	○千葉県住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住まいの近くへの子育て支援施設の立地誘導等により、地域ぐるみで子どもを育む環境の整備に取り組むこと、公的賃貸住宅団地の建て替え等の適切な実施と、その機会を捉えた子育て世帯の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による居住環境の再生の推進を図ります。 ○世代間で助け合いながら子どもを育てることができる三世代同居・近居の促進を図ります。
具体的取組	○安全・安心で快適な住環境の整備 ○三世代同居・近居の促進

※29 男女共同参画社会:男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）。

事業No.65	地域における防犯対策
担 当	教育課、環境防災課、健康こども課
事業概要	○子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供、関係機関・団体との情報共有、多様な担い手と連携した登下校時等の安全対策を推進します。
具体的取組	○子どもの防犯対策の推進

事業No.66	地域における交通安全対策
担 当	都市建設課、環境防災課、健康こども課
事業概要	○子どもを交通事故から守るため、警察、道路管理者、保育所（園）、認定こども園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。
具体的取組	○子どもの交通事故防止対策の推進



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進は、行政のみで完結するものではなく、さまざまな関係者との連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、学校、地域、その他の関係機関・団体等と協力してここに示した各事業に取り組んでいきます。

2 情報提供・周知の方法

本町では、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど住民に対する広報・周知の充実に努めています。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、住民の皆様への周知・啓発に努めます。

3 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を目的として子ども・子育て会議を招集して検討を行い、その結果については、広報等を通じて公表していくよう努めます。

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和6年	
3月15日～ 4月30日	子育て支援に関するニーズ調査 ・就学前児童の保護者 配布数568件、回収数256件、回収率45.1% ・小学生の保護者 配布数635件、回収数295件、回収率46.5%
8月22日	第1回横芝光町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に向けてのニーズ調査の報告について ・第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画策定方針（案）について
12月19日	第2回横芝光町子ども・子育て会議 ・第3期 横芝光町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和7年	
2月5日	第3回横芝光町子ども・子育て会議 ・第3期 横芝光町子ども・子育て支援事業計画の素案について
2月20日～ 3月21日	パブリックコメント実施 ・健康づくりセンター「プラム」窓口及びホームページ等において意見募集

2 横芝光町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、同項の合議制の機関として、横芝光町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 横芝光町子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 横芝光町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）をいう。）

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども課において処理する。

（運営）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年横芝光町条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏 名	役職・所属団体等	備 考
学識経験者	花澤 昌利	横芝光町教育委員会	
関係団体に属する者	椎名 義明	横芝光町教育委員	
	加瀬 福江	横芝光町主任児童委員	
	浦川 恵太	横芝光町PTA連絡協議会 会長	
教育関係者	金子 徹	横芝光町立白浜小学校 校長	
	荒田 真紀子	学校法人横芝学園理事長 兼 認定こども園横芝まさご幼稚園 園長	
保育関係者	椎名 千早	社会福祉法人豊島福祉会 光町保育園 園長	委員長
	川島 友子	横芝光町立横芝保育所 所長	副委員長
	行木 奈都	社会福祉法人横芝福祉会 フタバ保育園 園長	
	大橋 富恵	社会福祉法人白浜福祉会 白浜保育園 園長	
	中貫 薫	社会福祉法人日吉福祉会 日吉保育園 園長	
	本橋 裕美	放課後児童クラブ関係者	
子どもの保護者	石毛 歩	公立保育所保護者代表	
	宮坂 恵光子	私立幼稚園・保育園保護者代表	

第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画

発 行：横芝光町
編 集：横芝光町 健康こども課
発行年月日：令和7年3月

〒289-1733 千葉県山武郡横芝光町栗山 1076

TEL：0479-82-3400（直通）

ホームページ：<http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/>

